

ISSN: 2187-9990

第 63 回日本図書館情報学会
研究大会発表論文集

学習院女子大学

2015 年 10 月 17 日(土)～ 18 日(日)

日本図書館情報学会

Japan Society of Library and Information Science

研究発表プログラム

第1日 10月17日(土)

第1会場: 2号館3階236教室 / 第2会場: 2号館3階237教室

12:40～	受付(2号館3階ロビー)	
13:15～13:25	開会式(2号館3階236教室)	
	第1会場(2号館3階236教室)	第2会場(2号館3階237教室)
13:30～14:00	汐崎順子(慶應義塾大学) 文庫の読書記録にみる子どもの読書の実態	伴周一(日本大学) 宇於崎勝也(日本大学) 中川浩(日本大学) 中山淳雄(日本大学) 日本大学理工学部図書館ライブラリ・アソシエイト LAの活動と取り組みについて
14:00～14:30	須賀千絵(慶應義塾大学) 汐崎 順子(慶應義塾大学) 公共図書館におけるぬいぐるみおとまり会の取り組みとその意義	近藤久美子(一橋大学附属図書館) 大学生のレポート課題解決プロセスの分析
14:30～15:00	山本順一(桃山学院大学) 著作権法的視角からみた‘布の絵本’についての試論的検討	村上孝弘(筑波大学) 大学図書館視察委員制度の展開と限界
15:00～15:15	休憩	
15:15～15:45	大谷康晴(日本女子大学) 池内淳(筑波大学) 大場博幸(文教大学) 安形輝(亜細亜大学) 公共図書館における「絶歌」の収集と提供	新見慎子(東京大学農学生命科学図書館) 北米の研究大学図書館が実施する学士課程学生による研究に対する支援の実態調査
15:45～16:15	大場博幸(文教大学) 安形輝(亜細亜大学) 池内淳(筑波大学) 大谷康晴(日本女子大学) 所蔵における価値と公平	吉元涼介(筑波大学) 瀧澤啓太(東洋大学) 宮田玲(東京大学) 芳鐘冬樹(筑波大学) 鈴木崇史(東洋大学) 六法全書の参照条文を用いたネットワーク構造の分析
16:15～16:45	阿辺川武(国立情報学研究所) 高野明彦(国立情報学研究所) 出版図書目録を用いた図書館の所蔵調査	木村麻衣子(学習院女子大学) 非ローマ字言語圏の表記に対応した著者名典拠データフォーマットの開発
16:45～17:15	田中伸樹(桃山学院大学) 少年事件の推知報道における公立図書館と少年法61条の性質	谷口祥一(慶應義塾大学) 尾形沙由美(聖マリアンナ医科大学医学情報センター) NDLSHにおけるNDC代表分類記号と書誌レコードの分類記号はどの程度一致するのか
17:30～19:30	懇親会(互敬会館2階フロア)	

研究発表プログラム

第2日 10月18日(日)

第1会場: 2号館3階236教室 / 第2会場: 2号館3階237教室

9:30～	受付(2号館3階ロビー)	
	第1会場(2号館3階236教室)	第2会場(2号館3階237教室)
10:00～10:30	小泉公乃(筑波大学) 照山絢子(筑波大学) 公立図書館の多文化サービスを対象としたチーム・エスノグラフィーの可能性	倉本恵子(東京学芸大学) 学校図書館における保護者による読書活動の支援
10:30～11:00	新藤透(山形県立米沢女子短期大学) 乙部泉三郎の図書館観と選書観の試論的考察	畔田暁子(筑波大学) 鈴木佳苗(筑波大学) 平久江祐司(筑波大学) 学校図書館における中学校美術科の鑑賞学習への支援に関する調査
11:00～11:30	葉袋秀樹(元筑波大学) アメリカ図書館協会公共図書館部会「小公共図書館暫定基準」(1962)の規定内容の特徴	前田稔(東京学芸大学) 病院における読書環境の現状
11:30～12:00	植村要(立命館大学) 電子図書館に求められるアクセシビリティ機能と想定される利用者について	
12:00～13:10	昼食(互敬会館1階メインホール)	
13:10～14:10	会員集会・学会賞等授与式(2号館2階222教室)	
14:20～16:40	シンポジウム(2号館2階222教室)	
16:40～16:50	閉会式(2号館2階222教室)	

第 1 日

研究発表 (13:30 ~ 17:15)

第 1 会場 (2 号館 3 階 236 教室)

文庫の読書記録にみる子どもの読書の実態

汐崎順子【shio-js@z6.keio.jp】慶應義塾大学(非常勤講師)

【抄録】

本研究はいぬいとみこのムーシカ文庫の読書記録から、子どもの読書の実態を明らかにすることを目的とする。1965年から1974年に5年以上の利用歴がある12人の記録を分析し、子どもの読書の特徴といわれる繰り返し読みのパターン、シリーズの読み方を明らかにした。全体の読書傾向からは利用者の読書能力の高さが示唆された。併せて文庫の読書記録をもとに子どもの読書興味、読書能力等を明らかにする研究の方向性を見出した。

1. 研究の背景と目的

今まで子どもと本との関わりを明らかにしようとする研究は数多くなされてきた。しかし大規模な読書調査や、資料利用の側面から読者像を考察する研究は、一人一人の読書を読み解くものにはならないことも指摘されている¹⁾。これは主として必要充分な量の実証的データ入手が困難なためである。また公立図書館では、ベストリーダーなど、貸出回数 of 側面からの検証は可能だが、個々人の読書の経歴は追えない。毎年約1万人の児童生徒を対象に行われる『学校読書調査』²⁾も、回答の分析から各年の読書傾向を示すにとどまる。つまり子どもの読書の実態については全体的な傾向、もしくは印象を中心にした主観的な観点から論じられてきたといえる。

一方、子どもを対象に私的な図書館活動を行っている文庫では、主宰者の自由な取り組みの中で多くの読書記録が蓄積され、保管されてきた。たとえば石井桃子は自宅に開いた文庫の読書記録をもとに、子どもの読書能力、読書興味の変化を『子どもの図書館』(1965)³⁾で具体的に示した。文庫の読書記録は各時代の子どもの読書の実態を具体的に説明し得る貴重な資料であるが、通常は文庫関係者や子どもの思い出の記録として扱われ、公開されたり、研究対象となったりすることはなかった。長い年月の経過の中で処分され、消滅してしまうことも多い。いぬいとみこが1965年から1988年まで東京都練馬区で主宰したムーシカ文庫の記録類が現存し、調査可能であることが分かった。

本研究は、このムーシカ文庫の読書記録から、一定の条件で抽出したものを分析し、個々人の読書の実態、全体の特徴などを明らかにすることを目的としている。

2. 研究の方法

2.1. ムーシカ文庫の記録類、読書記録の概要

子どもの本の編集者、児童文学者だった故いぬいとみこ(乾富子、1924～2002)は、1965年4月に東京

都練馬区でムーシカ文庫を開き、1988年3月まで活動が続けた。幼稚園の一室を借りて144冊でスタートした後、2回の移転を経て1977年7月には一戸建ての施設、3,000冊を越える蔵書を持つ文庫となった⁴⁾。会員制で、毎週1回土曜日の午後に関いて貸出、おはなし会などの活動を行っていた。文庫を利用した子どもの正確な数は明らかではないが、残された記録からは1,000人を超える子どもが会員として文庫を利用していただことが分かる。

いぬいの健康上の理由と家庭の事情により、1988年に閉庫した後、1996年に蔵書は石川綾子氏に引き継がれ、栃木県益子町に新しくまーしこ・むーしか文庫が開かれた。文庫の記録類(活動記録、個人カードなど)は、文庫の利用者だった小松原宏子氏に預けられた⁴⁾。

今回の研究で調査、検討の対象としたのは、小松原氏から受託した文庫の記録類中の読書記録である。いぬいは、子ども自身に貸し出し記録を書かせる個人カード(大小)だけでなく、貸出の控えを手元のノートに記録し、保管していた。個人カードは文庫を閉じる時に可能な限り本人に渡した⁵⁾、とのことで、全ての個人カードは残っていないが、個人カード、貸出の控えから約850人分の読書の記録が拾えることが分かった。読書記録の総数は約75,000件(概算)で、現在入力作業中である。

2.2. 研究対象データの抽出と整備

本研究では、入手した記録類から文庫開設初期の1965年から1970年代に5年以上の文庫利用歴がある男女12人(男6、女6)を選び、その読書記録を抜き出して、入力とデータの整備を行った。既に述べたとおり、個人カードは全てが保管されているわけではなく、途中で記入用紙の変更もあった(個人カードは大・小2種類の形態がある)。いぬいの貸出控えも、各年代で記載事項、記入方法などが異なっていた。特に開設年(1965)の貸出記録については、貸出月日までの記入がないなど、不備な点もみられた。

第1表:分析対象とした文庫利用者およびデータの概要

ID	性別	入会時 年齢	入会年月日*	利用 年数	貸出記録の情報 貸出開始日～最終貸出日	貸出記録 (冊数)	1965年度～1974年度の12人の利用・各年齢・年度別貸出数**											
							'65	'66	'67	'68	'69	'70	'71	'72	'73	'74		
A	男	小1	1965.4.10	7	1965～1971.5.15	107	小1 22	小2 19	小3 18	小4 15	小5 19	小6 13	中1 1					
B	女	小1	1966.4.9	7	1966.4.9～1972.7.22	144		小1 12	小2 35	小3 32	小4 23	小5 5	小6 26	中1 11				
C	女	小1	1966.4	9	1967.1.14～1975.1.11	289		小1 11	小2 47	小3 48	小4 38	小5 57	小6 54	中1 22	中2 8	中3 4		
D	男	小3	1966.6.11	7	1967.1.21～1972.12.16	91		小3 4	小4 9	小5 16	小6 31	中1 25	中2 4	中3 2				
E	女	小1	1977.7.16	9	1966.7.16～1974.10.5	246		小1 17	小2 26	小3 40	小4 39	小5 38	小6 55	中1 19	中2 10	中3 2		
F	男	小2	1966	8	1966～1973.12.16	141		小2 6	小3 12	小4 33	小5 19	小6 36	中1 34	中2 1	中3 1			
G	女	小3	1966	6	1967.2.18～1972.2.26	201		小3 7	小4 42	小5 43	小6 42	中1 56	中2 11					
H	男	小1	1967.4.15	5	1967.4.15～1972.3.4	135			小1 33	小2 36	小3 19	小4 35	小5 12					
I	女	小1	1968.4.28	7	1968.4.27～1975.1.11	210				小1 26	小2 29	小3 58	小4 50	小5 29	小6 11	中1 7		
J	男	小1	1968.7.6	5	1968.7.6～1973.3.3	139				小1 30	小2 33	小3 27	小4 25	小5 24				
K	男	小1	1968.7.13	6	1968.7.13～1973.9.29	230				小1 30	小2 32	小3 46	小4 68	小5 50	小6 4			
L	女	小1	1968.10.5	7	1968.10.5～1974.4.20	309				小1 20	小2 32	小3 72	小4 77	小5 76	小6 30	中1 2		
65度～ '74度						延貸出冊数 延利用者数	2,242冊 83人	22 1	76 7	222 8	369 12	356 12	468 12	417 12	234 9	63 6	15 4	

*入会年月日と貸出開始日は必ずしも一致していなかったが、年度が異なるものはなかった

**年齢に合わせて年度(4月～翌年3月まで)で区切った(例:'66は、1966年4月1日から1967年3月31日)

第2表:個人別にみる「繰り返し読み」の傾向1

ID	同一タイトルの貸出回数(回)										貸出 タイトル数
	1	2	3	4	5	6	7	8	12		
A	89 91.8%	7	-	1	-	-	-	-	-	97	
B	79 73.1%	23	5	1	-	-	-	-	-	108	
C	151 72.2%	44	8	4	2	-	-	-	-	209	
D	63 81.8%	14	-	-	-	-	-	-	-	77	
E	162 82.7%	23	8	2	1	-	-	-	-	196	
F	80 75.5%	18	7	1	-	-	-	-	-	106	
G	117 78.5%	19	9	1	3	-	-	-	-	149	
H	121 94.5%	7	-	-	-	-	-	-	-	128	
I	68 60.2%	27	8	1	3	3	1	1	1	113	
J	133 97.8%	3	-	-	-	-	-	-	-	136	
K	177 88.1%	19	5	-	-	-	-	-	-	201	
L	260 91.5%	23	1	-	-	-	-	-	-	284	

このため、個人カードと貸出控えの両情報源から入力を行った後に、全データを統合し、重複データの削除、不足情報の補記を可能な限り行った。最終の貸出データ数は2,242件となった。またこの貸出データは、ムシカ文庫が4月に開いたこと、利用者の年齢関係情報については、生年月日ではなく年齢が記載されていたことから、年度で区切った。統合、整理後の12人(IDとして、A～Lを付与した)の1965年度から1974年度までの利用の重なり、年齢の分布、各年度の貸出冊数などを第1表に示す。

3. 結果と考察

3.1. 個人別にみた読書の実態、読書興味など

3.1.1. 「繰り返し読み」の傾向・その1

各年度における利用者12人の貸出冊数は第1表に示したとおりだが、さらに細かくそれぞれの貸出傾向、内容の推移をみた。第2表は、利用者A～Lが、どの程度、同一タイトルを借りたかを示している。

A, H, J, Lは、「1回だけの貸出」の比率が90%を超え、Kも88.1%と9割に近い数字だった。「同じ本は減多に借りない」利用者である。他の7人は85%未満であり、D以外に3回以上の貸出の様子がみられた。特にIは、最高12回と、繰り返し同じ本を借りる傾向が高かった。

性別との関係を見ると、繰り返しの貸出が少ないA, H, J, Kは男子、Lは女子で、男子の割合が高かった。一方で、同一タイトルの貸出回数が最も多いIは女子だった。標本数が12人と小さいため、明らかな相関は示せないが、子どもの「繰り返し読み」の傾向、および男女の貸出の違いなどについては、さらに大きな標本数での検証が必要だろう。

3.1.2. 「繰り返し読み」の傾向・その2

次に4回以上、同一タイトルの本を借りた記録があったA, B, C, E, F, G, I, 7人の貸出記録を、本を借りた年齢とともに調べた。その結果を第3表に示す。

第3表:個人別にみる「繰り返し読み」の傾向・2

ID NO.	貸出回数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
A 1	4					4				
B 1	4					1	2	1		
1	5					1		4		
2	5					4			1	
C 3	4					2	2			
4	4			4						
5	4					4				
6	4			1		3				
E 1	6					3	3			
2	4					1	4			
F 1	4						2	2		

ID NO.	貸出回数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1	5					5				
2	5						4	1		
G 3	5				1	3		1		
4	4				2	2				
1	12				5	7				
2	8			6	1	1				
3	7			3	1	3				
4	6				6					
I 5	6			6						
6	6				6					
7	5			1	3	1				
8	5				5					
9	5				5					
10	4			4						

抽出した7人には同じ本を長いスパンで繰り返し読む傾向がみられた。短期間に集中的に読むだけでなく、毎年読む、好きな作品を再読するなどの読書傾向があると考えられる。

3.1.3. シリーズ本の読み方

同一の本ではないが、特定のシリーズに興味を広げて読む傾向がどの程度みられるのかにも注目した。シリーズ全体として貸出数が多かったものを第4表

第4表:貸出回数が多かったシリーズ

シリーズ名	出版社	対象 (目安)	巻数	貸出 人数	貸出 回数
エルマーのぼうけん・シリーズ	福音館	幼～低	3	7	10
がんばれヘンリーくん・シリーズ	学研	低	6	7	25
ミス・ビアンカシリーズ	岩波	低	4	7	11
リンドグリーン作品集	岩波	中～高	15	11	49
ケストナー作品集	岩波	中～高	9	7	31
ドリトル全集	岩波	中～高	12	8	43
赤毛のアンシリーズ	新潮社	高	3	4	23
ムーミンシリーズ	講談社	高	4	9	20
ナルニア国シリーズ	岩波	高	7	8	51
アーサー・ランサム全集	岩波	高	12	5	37

に示した。全て翻訳作品であり、岩波書店の出版が多い。いぬいが岩波書店の編集者だったこともあるだろうが、調査対象にした1960年代後半から1970年代にかけて出版され、今も読み継がれている作品群である。これらのシリーズを当時の子どもが実際にどのように読んでいたか、その様子が分かる4つの事例を紹介する。

Gは、小学4年から中学1年の4年間に、ドリトル全集、全12巻のうち10冊を延べ12回借りている。シリーズ全部を次々と読み進めるのではなく、何冊か読んだ後に、他の本を選んで間を開けた後に、再度シリーズの何冊かを選ぶ、という形での読み方である。

ナルニア国シリーズでは、Eの読み方に特徴がみられた。Eは、6巻全部を小学5年の5月から9月の約4か月に一気に借りている。さらに1年後の6年の9月から12月の間に全巻を、中学3年の時に2冊を借り、その直後に文庫を卒業した。「繰り返し読み」をシリーズ全体でも行っていた様子が分かる。

Fは、小学4年の1年間を中心に、じっくり時間をかけてアーサー・ランサム全集に挑戦していた。他の本を借りる時もあるが、長く間を開けずにコンスタントに少しずつ読む様子が推察される。Fはこの4年生の時、並行してナルニア国シリーズも借りている。シリーズで本を選び、読み進めるタイプである。

Fとは対照的に、Kはヘンリーくんのシリーズの5冊を3年生の10月から11月の4回の貸出で一気に借りている。この時他の本は一切借りていない。その時期以降は、ヘンリーくんのシリーズから離れたが、1年後にシリーズの中の2冊を再度借りている。

第5表:シリーズ本の読み方(具体例)

ID	No.	書名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
G	1	ドリトル先生アフリカゆき					1					1
	2	ドリトル先生航海記						1	1			2
	3	ドリトル先生の郵便局						1				1
	4	ドリトル先生のサーカス						1				1
	5	ドリトル先生の動物園						1				1
	6	ドリトル先生のキャラバン										0
	7	ドリトル先生と月からの使い										0
	8	ドリトル先生月へゆく					1					1
	9	ドリトル先生月から帰る					1					1
	10	ドリトル先生と秘密の湖					1					1
	11	ドリトル先生と緑のカナリア				1	1					2
	12	ドリトル先生の楽しい家				1						1
					-	1	6	4	1	-		12
E	1	ライオンと魔女					1	2				3
	2	カスピアン王子のつるぶえ					1	1			1	3
	3	朝びらき丸東の海へ					1	1			1	3
	4	銀のいす					1	1				2
	5	馬と少年					2	1				3
	6	魔術師のおい					1	3				4
	7	さいごの戦い					3	3				6
			-	-	-	-	10	12	-	-	2	24
F	1	ツバメ号とアマゾン号						2				2
	2	ツバメの谷						3				3
	3	ヤマネコ号の冒険					2	1				3
	4	長い冬休み					1					1
	5	オオバンクラブの無法者					1					1
	6	ツバメ号の伝書バト					2		1			3
	7	海へ出るつもりじゃなかった					1					1
	8	ひみつの海					1					1
	9	六人の探偵たち					1					1
	10	女海賊の島					1	1				2
	11	スカラブ号の夏休み					2		1			3
	12	シロクマ号となぞの島					1	1				2
			-	-	-	-	18	2	3	-	-	23
K	H1	がんばれヘンリーくん				1						1
	H2	ヘンリーくんとアバラー										0
	H3	ヘンリーくんとビーザス				1						1
	H4	ビーザスといたずらラモーナ				1						1
	H5	ヘンリーくんと新聞配達				1	1					2
	H6	ヘンリーくんと秘密クラブ				1	2					3
			-	-	-	5	3	-	-	-	-	8

3.2. 全体の読書傾向

12人の貸出データを統合し、1960年代後半から1970年代前半のムーシカ文庫における子どもの読書傾向の全体的な特徴について考える。

第6表: 全体の貸出回数・タイトル数

貸出回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	18	総タイトル数
タイトル数	330	197	130	84	51	34	16	4	5	3	2	5	1	1	836

第7表: 貸出回数上位の本と各利用者の貸出傾向

書名	文庫利用者(ID)												貸出回数
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
みどりの川のぎんしよきしよき	1		1		1		1	1	12			1	18
王さまばんざい	1				1		1	2	8			1	14
チョコレート戦争			1	1		1	1	1	5		1	1	12
とぶ船			3		2		3		3			1	12
まぼろしの子どもたち			4		2		5					1	12
空とぶ家		1	1		1		1	1	6			1	12
消えた二ページ		1						1	7	1	1	1	12
アンの青春			3		3		4					1	11
電話で送ったお話	1	1	2		1		1		3			2	11
魔術師のおい			1		4	1	1		2	1			10
さいごの戦い			2		6	1	1						10
いたずら小おに			1	2	1	1		1		1	2	1	10
夢を握りあてた人			1		3	1	1			1		2	9
アンの愛情			4		3		2						9
やかまし村の春・夏・秋・冬	2	1	2						2		1	1	9
クリスマス・キャロル			5		2				2				9
車のいろは空のいろ							1	2	5			1	9
ムーミン谷の夏まつり	1			2		1	2	1				1	8
カッレくんの冒険	1					1	1				3	2	8
砂	1		4			2	1						8
人形の家			1				5		1			1	8

まず、この時期に文庫でたくさん借りられた本、多くの子どもに読まれたであろう本を見出すために、12人のデータを統合し、各タイトルの貸出回数を算出した(第6表)。最多の貸出回数は18回、貸出された総タイトル数は836冊だった。

次に貸出回数と、利用者の関係をみるために、8回以上貸出された本と、利用者を一覧表にした(第7表)。

最も貸出回数が多い『みどりの川のぎんしよきしよき』をはじめ、「繰り返し読み」が最も顕著だったIの貸出回数が大きな影響を与えていることは明らかだが、上位の本について、他の11人もかなりの割合で借りていることも分かる。先にあげたシリーズに含まれる本も多くみられる。

第7表に載っている本の多くは、現在も入手できる子どもの本の古典的な作品、定番である。蔵書記録からも、文庫には多くの絵本もあったことは確かだが、第7表に絵本は含まれていない。よく読まれていたシリーズを抽出する時も同様だったが、小学中学年以

上向けの児童文学作品が主である。今回の研究は、小学1年から中学3年までの読書記録を調査・分析対象としていることから、当時の文庫利用者が小学校低学年時から、高い読書能力を持ち、内容が難しい物語、児童文学作品を選んでいたことが推察される。

4. まとめ

冒頭で述べたように、文庫の読書記録は、「子どもの読書」を実証的に明らかにする貴重な資料となり得る。今回の研究では、ムーシカ文庫開設初期の子どもの読書の実態を明らかにすることを試みた。抽出した12人の読書記録から個々の読書の傾向を具体的に示し、考察を行ったが、読書興味の変化、読書能力の発達等を論じるまでには至っていない。子どもの読書、子どもの本の読み方は多様であり、今回は共通する読み方、要素、あるいは特定のパターンを提示できなかった。

児童書の出版を含む社会的、文化的状況、文庫と図書館、といった子どもに本を提供する「場」の違いも、各時代に生きる子どもの読書にさまざまな影響を与えている。本研究の調査・分析対象が、児童文学作家、編集者であり、子どもの本と読書について一定の考えを持っていたいぬいが主宰した文庫の読書記録であることも、考慮すべき大きな要素である。

今後は標本数を増やし、各時代の子どもの読みのパターンを解明して一般化できる要素を見出すこと、過去および現在の「子どもの読書」にある共通点、相違点を示す研究をめざす。

【謝辞】

本研究は科学研究費補助金(基盤研究(C))「文庫の読書記録にみる子どもの読書」の一部です。資料提供および調査に全面的にご協力くださった小松原宏子氏をはじめとするムーシカ文庫関係者のみなさまに感謝の意を表します。

＜注・引用文献＞

- 1) キャサリン・シェルドリック・ロス他著、川崎佳代子他訳『読書と読者: 読書、図書館、コミュニティについての研究成果』京都大学図書館情報学研究会、2009、343p.
- 2) 「学校読書調査」の結果は、毎年の『読書世論調査』毎日新聞社に掲載される。
- 3) 石井桃子著『子どもの図書館』岩波書店、1965、218,15p.
- 4) ムーシカ文庫の仲間たち編『ムーシカ文庫の伝言板: いぬいとみこ文庫活動の記録』てらいんく、2004、400p.
- 5) 小松原氏への聞き取り調査(2013.5.24実施)より

公共図書館におけるぬいぐるみおとまり会の取り組みとその意義

須賀千絵† 汐崎順子‡

† ‡ 慶應義塾大学文学部（非常勤講師）

† chiesuga@z8.keio.jp ‡ shio-js@z6.keio.jp

抄録

本稿の目的は、ぬいぐるみおとまり会の先進的な事例を調査し、普及の要件、サービスの内容とその意義について考察することである。2015年7月から9月にかけて、公共図書館4館と図書館運営の委託請負企業1社にインタビュー調査と参与観察を実施した。その結果、①普及の要件は、アイデアとその提示方法が優れていたことと追加的リソースが不要であるという点にあること、②各館でサービスの内容の細部に違いがあるが、共通して非日常を演出する工夫がなされていること、③各館レベルと図書館全体における意義の2つがあることを明らかにした。

1. はじめに

ぬいぐるみおとまり会とは、児童を対象とする新たな図書館サービスで、参加者のぬいぐるみを図書館でおとまりさせ、夜のぬいぐるみの様子を写真に撮影し、ぬいぐるみを返す際にその写真を一緒に手渡すというイベントである。2010年に、カレントアウェアネスでアメリカでの実践が紹介され、その後、国内各地の図書館で広く行われるようになった¹⁾²⁾。マスコミでもたびたび報道され、2014年には、ぬいぐるみおとまり会を題材とした絵本も刊行された³⁾。

図書館での新たな取り組みを定着、発展させていくには、具体的な実施内容やサービスの意義について検討することが不可欠である。しかしぬいぐるみおとまり会に関しては、宝塚市立西図書館と横浜市立磯子図書館の事例紹介を除いて関連する文献もほとんどなく、プログラムの詳細や担当者の認識など、十分にわからない点も多い⁴⁾⁵⁾⁶⁾。

2. 研究の目的と方法

2.1 研究の目的

本稿の目的は、ぬいぐるみおとまり会の先進的な事例を調査し、普及の要件、サービスの内容とその意義について考察することである。

2.2 方法

文献やwebに掲載された開催報告、実際に見

た展示などを手掛かりに、プログラムの内容や実施方法に工夫があり、先進的な事例であると思われる館を調査対象に選定し、インタビュー調査と参与観察を実施した。

調査対象は、2010年12月に他館に先駆けてぬいぐるみおとまり会を実施した宝塚市立西図書館、外部機関と協働して実施している横浜市磯子図書館（市民団体）と世田谷区立中央図書館（大学）、写真の構図に工夫のある浦安市立中央図書館、複数の受託館でぬいぐるみおとまり会を実施している（株）図書館流通センター（TRC）である（表1）。文献やwebサイトで情報を収集した後、2015年7～9月にかけて、宝塚、横浜、浦安、世田谷の担当者（元担当者も含む）、TRCの谷一文子氏（会長）と尾園清香氏（広報部）にインタビューを実施した。元担当者にインタビューした横浜では、現担当者に現在の状況を文書で確認した。加えて2015年8月26・27日に、世田谷区立中央図書館で開催されたぬいぐるみおとまり会の参与観察を行った。

表1 調査対象館

図書館名	初回開催年月
宝塚市立西図書館	2010年12月
横浜市立磯子図書館	2011年11月
浦安市立中央図書館	2013年8月
世田谷区立中央図書館	2013年12月
TRC(港区立赤坂図書館ほか受託)	(2011年6月)

インタビュー調査は、半構造化面接の方法により、一人当たり2時間程度実施した。おとまり会の写真などを見ながら、担当者に実施の経緯、プログラム、作業手順などを尋ねた。参与

観察は、3日間の開催期間のうち、初日と2日目を対象とした(3日目は返還のみ)。

3. 各館における調査の結果

3.1 実施の経緯

宝塚、横浜、TRCは、カレントアウェアネスの記事が開催のきっかけとなった。国民読書年に合わせた行事を探していた宝塚では、2010年夏に記事を読み、10月に実施を決めた。横浜では、夜間の施設利用の制約、人手不足などの問題があったが、ボランティアとの協力という形でこれらの懸案を解決した。TRCでは、会長が社員全員に送っているメールの中で、カレントアウェアネスの記事を紹介したことをきっかけに、港区立赤坂図書館で初めて開催した。

浦安は、担当者とは別の職員からの発案で、開館30周年記念事業の一環として企画された。世田谷は、市民からの要望がきっかけであった。

宝塚、横浜、世田谷はその後も継続して開催し、TRCでは2015年に全国の受託館29館が開催を予定している。

3.2 プログラムの内容

事業の内容は、①開催告知、②受付、③おはなし会、④おとまりの間の作業(写真撮影等)、⑤ぬいぐるみの返還に区分できる。

(1)開催告知

館内ポスター、自治体広報紙のほか、宝塚、横浜、浦安では、プレスリリースも作成した。

いずれの自治体でも、事前の参加受付で子どもの年齢等を尋ねている。宝塚以外は参加人数を制限した。いずれの自治体でも人気が高く、申し込みが多かった。例えば浦安では、電話受付開始後約10分で満員になり、キャンセル待ちも受け付けた。

子ども自身が希望するほか、低年齢での参加など、子どもより親が積極的な例も見られる。世田谷の参加者は4~6歳児を中心に、3歳から10歳まで16名であった(2015年)。

(2)受付

「受付」では来館を確認し、ぬいぐるみに名札をつける。実際の利用券を模したもの(宝塚)など、名札のデザインにもそれぞれの工夫があ

る。受付の際に、取り違えを防ぐため、子どもとぬいぐるみを一緒に写真で撮影しておく館もある(横浜、宝塚、世田谷)。

(3)おはなし会

いずれの館でも、ぬいぐるみと一緒におはなしや読みかせを楽しむ会が、おとまりの前後に設定された。おはなし会では、ぬいぐるみが登場するおはなしや絵本などが意識して取り上げられた。宝塚では、おはなし会の後に、子どもたちがふとんをかけて寝かしつけたが、ぬいぐるみと別れがたい様子の子どものも多かった。

(4)おとまりの間の作業(写真撮影等)

世田谷以外は1泊2日の日程で実施し、世田谷は休館日はさみ2泊3日とした。

施設の事情で退出時間が決められていた横浜と人手が限られていた浦安では、事前に写真撮影の場所を決めた。一方、宝塚や世田谷では、事前に決めることなく撮影者に任せた。東京都市大学の教員と学生(児童学科)が開催に協力した世田谷では、学生も撮影に参加した。撮影した写真は子どもにプレゼントするほか、館内にも展示された(浦安、横浜、世田谷)。

写真の構図としては、本を読む、貸出作業をするなどの場面が多く使われていた。このほか書架によじ登るなどの動きのあるもの(世田谷)、事務室、集密書架、ブックポストの中など、利用者が入れないスペースで撮影されたものなどがある(浦安、宝塚)。また写真の中に、参加者のぬいぐるみを迎える図書館のぬいぐるみが登場することもある(世田谷、TRC)。浦安では、応接室でぬいぐるみが館長に挨拶するなど、実際の職員も写真に登場した。

写真は館内で印刷し、それぞれの子どものに向けた手紙をつけたり、アルバム等に仕立てた。世田谷では、学生がアルバムをデザインした。

一部の館では、待つ時間を楽しむ工夫も行った。世田谷ではおとまりの間の様子を家で記録するノートを作成し、浦安では、留守番電話でぬいぐるみの様子をメッセージで流し、夜間にwebサイトに写真をアップした。子どもにとっては、ぬいぐるみと離れているおとまりの間も、意識の中でおとまり会は継続している。それは、おとまりの日の夕食の席で、ぬいぐるみの様子についての話が交わされた(横浜)というエピソードからもわかる。

(5) 返還

迎えにきた子どもひとりひとりにぬいぐるみを返し、写真等と一緒に、おすすめの絵本を手渡す（浦安は書名をアルバムに記載）。アメリカでは絵本の紹介は必須とみなされていないが⁷⁾、今回の調査館はすべて、返還の際に絵本の紹介を行っていた。横浜では、受付時に聞き取った子どもの年齢やぬいぐるみの種類などに合わせて、宝塚でも、参加者の写真を見ながら、それぞれの子どもに紹介する絵本を選んだ。

浦安では、記念行事の一環として、教育長による返還式を開催した。他の館では、迎えに来た子どもにそれぞれぬいぐるみを返した。

3.3 実施目的

どの図書館も、子どもと本を結びつけること、図書館への親しみをもってもらうことを目的とした。しかし重点のおきぐあいは、図書館によって微妙に異なる。

横浜の担当者は、「楽しければいい」というのではなく、「ぬいぐるみが持ち主のために本を選んであげる」点に「こだわった」と述べ、絵本の選定を特に重視した。

浦安ではぬいぐるみおとまり会は、開館 30 周年の記念行事として企画されたという経緯もあり、浦安の図書館への親しみの醸成が重視された。写真も「図書館ツアー」に参加しているように館内のさまざまな場所で撮影された。

直接の実施目的ではないが、行政内部へのアピールを意識している館もあった。指定管理者制度の導入を背景に、ある館では「直営館で何かできるか」を意識して実施が決断された。

3.4 実施に必要なリソース

(1) 人員配置

いずれの自治体でも、特別な費用はかけていない。しかし集中的な作業を要するため、一定の人員の配置が必要である。浦安では、担当者と補助 2 名がすべての作業を行ったため「すごくたいへん」であった。

横浜では、ボランティアの応援を得て、約 30 名のスタッフが対応した（2011 年）。図書館サポーターズクラブ「ほびっと」、「横浜おはなしの会」、写真愛好会「磯亀」が協力した⁸⁾。参加

するボランティアも熱心だっただけに、それぞれが勝手な方向で作業を進めて「ぱっつーになってしまう」ことを防ぐために、図書館が「主体性」をもつことが必要であると認識されていた。

(2) スタッフに求められるセンス及びスキル

「ごっこ遊び」（横浜）という表現からもわかるように、モノではなく、子どもの分身であるぬいぐるみを預かるという気持ちで対応することが必要である。

写真撮影やアルバムの作成に、個々の職員の技能が活かされている例もある。しかし特別なスキルを持つ職員が必要という認識はみられなかった。

ただそれは誰でもできるというわけではなく、一部の担当者は、「司書の専門性が発揮できる場」として、これまで積み重ねた経験を活かせると感じている（横浜、宝塚）。具体的には、「本を知っている」「利用者を知っている」の 2 種類の専門性について言及があった。横浜の担当者は、子どものために本を選ぶという点に、宝塚の担当者は「どんなことをすれば（利用者が）おもしろがってくれるかわかる」という点に、司書の専門性を感じていた。

(3) 情報交換

各館とも、基本的に他館の例を調べることはあまりせず、独自に開催方法を考案している。ただし TRC には、「グループウェア」と呼ばれる社内 SNS が存在し、ぬいぐるみおとまり会についての情報交換もなされている。

3.5 サービスの効果と課題に関する認識

(1) 効果

お迎えのときに子どもたちが写真を嬉しそうに見ているという声は共通しており、総じて参加者の満足度は高いという認識であった。実際に新規利用者也開拓していた（宝塚、横浜、世田谷）。

返還の際に絵本を勧めることを通して、子どもと絵本を結びつける効果があるという認識も一致していた。図書館員にとっても、ひとりひとりに本を選ぶことを通し、「かたまり」ではなく「個別性のあるアプローチ」をとる機会になったという感想もあった（横浜）。

(2) 課題

全体として深刻な課題はないという認識であった。強いて挙げるならば、人員の確保が必要なことや、また外部から人員の応援を得た場合に調整に難しい点があるという指摘があった。

4. 考察

調査結果をふまえ、ぬいぐるみおとまり会の普及の要件、サービス内容にみられる特色、図書館サービスとしての意義について考察する。

4.1 普及要件

(1)優れたアイデア

ぬいぐるみおとまり会が短期間に普及した要件は、まず、アイデア自体に、従来のサービスにない目新しさがあることであると考えられる。子どものもつぬいぐるみへの愛着が活かされたアイデアであり、さらに絵本の紹介によって図書館らしさも演出できる。

(2)発信力あるサイトによるアイデアの提示

第二の要件は、知名度や信頼性がある国立国会図書館のカレントアウェアネスでアイデアが発信されたことである。webを通し、全国の図書館員がこのアイデアを知ることができた。

(3)リソース

第三の要件は、図書館にとって追加的なリソースなく始められる点である。人員の問題は外部の協力を得ることで解決しうる。日程を長くする方法もあるが、愛着のあるぬいぐるみを参加させづらくなる可能性がある。

4.2 サービス内容にみられる特色

骨格は共通であるが、サービスの内容や作業の手順の細部には、各館で違いがみられる。共通しているのは、アルバムのデザインや写真の構図を通し、非日常を演出する工夫がなされ、職員、ボランティア、子どもやその家族が一体となって、作りだされた世界を楽しむという気持ちが大切にされている点である。

今後、情報交換によってさらなる工夫が生まれる余地もある。例えば、世田谷で、館長を写真に登場させるという浦安のアイデアを発表者が伝えたところ、早速採用された。

4.3 図書館サービスとしての意義

(1)各館レベルの意義

ぬいぐるみおとまり会には、図書館への親しみを醸成し、子どもの読書支援の有効な手段となりうるという意義がある。司書の専門性が活かせるとして、図書館員にとってやりがいあるサービスであるという点も重要である。

(2)図書館界にとっての意義

ぬいぐるみおとまり会は、本に関心がそれほど高くなかった層の注意も引き付けうるコンテンツであり、図書館の新たな魅力を引き出した。マスコミ報道や題材となった絵本を通し、社会における図書館への関心を高めるなど、図書館界全体における意義も有していると考えられる。

注・引用文献

- (1) 国立国会図書館. “子どものお気に入りのぬいぐるみが図書館で一夜を過ごす「お泊まり会」(米国),” カレントアウェアネス. 2010-08-16. <http://current.ndl.go.jp/node/16663>, (参照 2015-09-17).
- (2) 国立国会図書館. “E1088・子どものお気に入りのぬいぐるみが図書館でお泊まり会(米国),” カレントアウェアネス-E. No.178, 2010-09-02. <http://current.ndl.go.jp/e1088>, (参照 2015-09-17).
- (3) 風木一人(文), 岡田千晶(絵)『ぬいぐるみおとまりかい』岩崎書店, 2014, 32p.
- (4) 国立国会図書館. “E1127・「ぬいぐるみの図書館おとまり会」現場の様子と舞台裏(日本),” カレントアウェアネス-E. No.185, 2010-12-16. <http://current.ndl.go.jp/e1127>. (参照 2015-09-17).
- (5) 亀井京子「宝塚市立西図書館の「福袋」と「ぬいぐるみのお泊り会」について」『みんなの図書館』No.417, 2012.1, p.8-15.
- (6) 市川純子「「ぬいぐるみといっしょのおはなし会&ぬいぐるみのとしょかんおとまり会」を実施して: 横浜市磯子図書館の事例から」『こどもの図書館』Vol.59, No.7, 2012.7, p.2-3.
- (7) California Library Association. Re: SRP: Program Ideas 2012: Animal Sleepover. <http://www.cla-net.org/?389>, (参照 2015-09-17).
- (8) 2014 年は「ほびっと」「横浜おはなしの会」の2団体が協力。

著作権法的視角からみた‘布の絵本’についての試論的検討

山本 順一（桃山学院大学） e-mail: june01@andrew.ac.jp

抄 録

日本で‘布の絵本’が制作されるようになったのは比較的新しく、また主として障害児向けに製作されてきた。この‘布の絵本’を対象として、制作目的・利用態様等を勘案しながら日本の現行著作権法に即して具体的な法理解を示すとともに、一般の乳幼児こそ児童書への移行期に利用すべきで、その広範な利用が子育て支援にも資することを念頭に置き、アメリカ法にも言及する。

1. はじめに

2015年3月、知り合いの先生からメールをいただいた。「布の絵本は、一点一点手作りなので、他人の手による複製は写本の製作になぞらえることができるように思います。（公共）図書館が、布の絵本として考案されたものは、原作者（団体）以外の製作した作品、著作権者の許諾を得ずに製作された作品を受入れないとする利用に供することのできる作品の数は極端に少なくなり、利用できる人たちがきわめて少なくなってしまう」とあり、‘布の絵本’の著作権のありようを明確に認識するとともに、関係者が安心して製作し、利用に供し、そしてできれば製作・利用の拡大に向けて著作権を動的に理解するにあつてのアドバイスがほしいという趣旨が示されていた。

本報告は、そのようなわたしに向けられた問いかけに対して、わたしなりの基本的な考え方を提示しようとするものである。

2. ‘布の絵本’とは

少し長くなるが、『図書館情報学用語辞典 第4版』（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、丸善、2013）に掲載されている‘布の絵本’の定義をあげるところから、論じることにした。そこには、‘busy book’という英語があてられ「厚地の台布に、絵の部分を実用印刷し、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。長期入院児や在宅障害児を対象とした子ども図書館「ふきの

とう文庫」（北海道札幌市）が、1975（昭和50）年、全盲で肢体不自由、知的障害もある2歳児の母親の要求に応じて研究し、米国の主婦が作った布の絵本“BUSY BOOK”（天竺木綿の台布に、フェルトで三角形のテントがアップリケされ、ファスナーで開閉できるなどの工夫がされた手作りの図書）をもとに開発した。エプロンやカレンダー、パネル、タペストリーにしたものもある。健常児を含めて遊具、機能回復訓練教材などに利用されている。」（p.193）と書かれている。英語では、‘busy book’があげられているが、‘quiet book’ ‘cloth book’という言葉も同様に‘布の絵本’を意味している。

3. 先行研究は（ほとんど）存在しない‘布の絵本’と著作権のかかわり

CiNii Article、Google Scholar、ERICにアクセスし、‘布の絵本’と‘著作権’、‘busy book’ ‘quiet book’ ‘cloth book’ と ‘copyright’ の組合せをキーワードとして検索してもヒットするものは1件も存在しない。日本においても、諸外国においても、‘布の絵本’と‘著作権’のかかわりについては、これまで研究の対象ともされてこなかったことが容易に認識できる。しかし、日本では冒頭に掲げたわたしが受け取ったメールでもわかるように関係者を悩ませるところがあるのに対して、‘布の絵本’を積極的に作られ、お仲間を募っている人たちの運営するウェブページ¹⁾を見る限り、外国ではそもそも‘布の絵本’の制作者は著作権をほとんど障害とは認識していないようにみえる。その容易に推測される理由は後程明らかにしたい。

4. ‘布の絵本’の制作類型

‘布の絵本’には、先行する著作物に依拠することなく①独自に創作されるものと、伝統的な‘紙の絵本’もしくは第三者の創作した‘布の絵本’を原著物とする②二次的（派生的）著作物とがある。事物や数の概念とかを教えることを目的とするような‘布の絵本’は、比較的にはほかに依拠することなく制作しやすいので①に属することが多いかもしれない。この場合の‘布の絵本’の制作には著作権侵害の発生のしようがない。著作権法上問題になるのは、②の‘二次的（派生的）著作物’に該当する‘布の絵本’である。日本の著作権制度のもとでは、原則として、依拠した原著物の著作（権）者の許諾が必要とされる。

‘二次的著作物’である‘布の絵本’が‘紙の絵本’に依拠する場合には、等質な複製とはなり得ないので、著作者人格権のうちの同一性保持権、著作権のうちの複製権、翻案権の処理が求められる。それ自体が創作的著作物とされる「ふきのとう文庫」等が商品として販売している‘布の絵本’について、市場から特定の作品の‘布の絵本’キットを購入し、マニュアル通りに製作し、他人に譲渡することには問題はない。「ふきのとう文庫」等の作品のデッドコピーを製作すれば複製権侵害となり、違法に製作された複製物がオリジナル作品と類似性を強く意識させながらも、異なる仕様、雰囲気をもつ場合には同一性保持権、翻案権侵害が付加される。

5. 著作権制限規定の発動

一般には著作権法上許されない二次的著作物の‘布の絵本’であるが、その④製作目的、⑤利用の態様、⑥利用提供の対象の具体的な事情、状況が権利者の許諾を不要とし、布の絵本のコピー製作が自由に行える場合を生み出す。

④製作目的については、母親が自分の子どもに対する愛情を確認し、いとしい愛児を喜ばせるためにデッドコピー、素人らしさが結果的に翻案としてしまっているような模倣布の絵本を製作することは、私的領域でのひそかな利用提供にとどまる限り、著作権法 30 条 1 項がこれ

を許容する。

⑤利用の態様については、公共図書館等の公的施設やボランティア（個人・団体）が「ふきのとう文庫」等の正規の商品である‘布の絵本’あるいは製作キットを受入れ、購入し、それを非営利無償のサービス行為として読み聞かせたり触らせたり遊ばせたりする場合には著作権法 38 条 1 項が、これを貸出す場合には同条 4 項によって許容される。第三者制作の‘純正’の‘布の絵本’を公共図書館業務や非営利無償のボランティア活動に利活用することに問題はない。

⑥利用提供の対象については、視覚障害者等のための複製を定めた著作権法 37 条の 3 項が二次的著作物もしくは複製‘布の絵本’の社会的製作・利用に一定の効果を持ちうるように見える。ここでいう‘視覚障害者等’には、一般に視覚障害のほか、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者等が含まれるとされる²⁾。この規定が公表された著作物へのアクセスを保障するために、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」としているのは、「録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジタイズ、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SP コードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等」³⁾と理解されており、‘視覚障害者等’という多くのさまざまな障害を持つ人たちに対して、‘布の絵本’を利用提供しうることがわかる。

また、このような用途に‘布の絵本’を業務上利用できる法的主体については、「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」とされており、著作権法施行令は‘視覚障害者等のための複製等が認められる者’をその 2 条に定めており、(a)国立国会図書館、(b)地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人が設置する公共図書館、(c)大学図書館等、(d)学校図書館、(d)国、地方公共団体または一般社団法人等が設置する‘障害児入所施設および児童発達支援センター’、‘視聴覚障害者情報提供施設’、‘障害者支援施設および障害福祉サービス事業を行う施設’、(e)養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム、

および(f)文化庁長官から指定を受けた NPO 法人、が掲げられている。専門図書館をのぞき、館種を問わず、多くの図書館が、著作権法 37 条但し書きがいうように、その作品につき、布の絵本が市場に存在しなければ「視覚障害者等」をサービス対象として、権利者に許諾を得ることなく、みずからもしくはボランティアの方たちを手足として「布の絵本」を制作、提供することができる。このとき、外国の作品を翻訳、変形または翻案することができ、日本語の作品については変形または翻案することができる（法 43 条 4 号）（後にもふれるが「布の絵本化」は「変形」に該当する）。また、「視覚障害者等」をサービス対象として作成された「布の絵本」は、他の図書館に譲渡して、同様に「視覚障害者等」に利用提供することにも問題はない（法 47 条の 10）。

6. 「布の絵本」の本来の利用はなにか？

図書館とその手足のボランティアが権利者に許諾を得ることなく自由に作成したオリジナル作品ではない「布の絵本」を「視覚障害者等」を超えて、図書館で健常児を含む一般市民に対して展示をしたり、「視覚等障害児」を超えて「布の絵本」を使って読み聞かせをすれば、37 条 3 項の定めを超え、目的外使用となり、複製、翻訳、変形または翻案を行ったものとみなされる（法 49 条 1 項 1 号、2 項 1 号）。

しかし、「布の絵本」は必ずしも障害をもつ人々を対象とするものではない。「布の絵本」は「絵本+遊具性・教具性」を本質とし、一般の乳幼児とその保護者向けに作成されるもので、関係職員等や親が読み聞かせたり、また乳幼児がおもちゃのように布、フェルト、ファスナー、ボタン、紐、マジックテープなど、「布の絵本」を構成する素材の個々をとめたち、はずしたり、ひっぱったり、おしついたり、ほどこいたり、むすんだり、乳幼児が手指を使って、考えるものである⁴⁾。一部の（専業）メーカーをのぞき、日本の 1 点、1 点がハンドメイドの「布の絵本」製作は、もっぱらボランティア頼みであるが、最近では裁縫技術に長けた専業主婦が大幅に減少し、社会構造的にもボランティアの製作後継者が先細りである。

半可通なまま二次的著作物としての「布の絵本」は著作権許諾をとる方向に向かっている。一般の乳幼児が児童図書への移行期に「布の絵本」を必要としており、核家族で育児に悩む家庭への子育て支援にあたることの健全な理解にたつ少数の公共図書館は、館内で利用するほか、一般にも貸出している。

7. 「布の絵本」とアメリカ連邦著作権法

日本と比較すれば一定の歴史を誇るアメリカの「布の絵本」制作であるが、それを広く普及させようとしているウェブページを見ていると、「touch-and-feel experience」とか「cloth books for toddlers」などの言葉が散らばり、障害をもつ子どもや人たちを超えて利用されていることがよく理解できる。

まずアメリカの連邦著作権法⁵⁾において、「排他的権利の制限：視覚障害者その他の障害者のための複製」という条文見出しをもつ 121 条の (a) 項を見ると、「（著作権のある著作物に対する排他的権利を定める）106 条の規定にかかわらず、許諾を得た団体が公表された非演劇的言語著作物のコピーまたはレコードを複製しまたは頒布することは、視覚障害者その他の障害者が使用するためのみに特殊な形式においてかかるコピーまたはレコードを複製しまたは頒布する場合には、著作権の侵害とならない」

（下線は発表者が付した）と定めており、これは一見すると、日本法の 37 条 3 項と同様の趣旨をもっているように見える。この条文に引き続き、「許諾を得た団体」とは、同条(d)項(1)号に「視覚障害者その他の障害者の訓練、教育または朗読もしくは情報へのアクセスの需要に関する特殊サービスを提供することを主たる任務とする非営利的団体または政府機関を意味する」との定義がある。また、同条同項(4)号に、「特殊な形式」の定義が掲げられており「(A) 視覚障害者その他の障害者が使用するのための点字、音声またはデジタル形式の文書を意味し、また (B) 印刷指導教材に関しては、視覚障害その他の障害者が使用するのためのみに頒布される場合には印刷指導教材の大きな活字の形式を含む」（下線は発表者が付した）とされている。この条文の書きぶりからすれば、「特殊な形式」

のなかに‘布の絵本’を含ませる解釈はとりにくい。手許のアメリカの著作権実務に関する訳書にはこの条文につき「1996年修正著作権法は、許諾を得た団体が視覚障害者その他の障害者のために特殊な形式において著作物を複製することを免責した」⁸⁾ 解説するのみで、法的にはほとんど問題とされてこなかったことが推知される。結局のところ、二次的著作物‘布の絵本’は、障害者についても、次に述べる‘フェアユース’の射程距離に入ってくるもののよう理解できる。

本題ともいえる、一般の乳幼児等を対象として、公共図書館等において二次的著作物の‘布の絵本’を製作し、利用提供することがアメリカ連邦著作権法ではどのように考えられるかについて検討することにしたい。ここでは、アメリカ図書館協会が発行しているケネス・D・クルーズ⁶⁾の手になる『ライブラリアンと教師のための著作権法：創造的戦略と実践的解決』⁷⁾という書物を中心として考える。

「フェアユースはすべてのものを許容するわけではない」としながらも「フェアユースは、著作権法が権利者に与える諸権利の範囲が拡大してゆくことへの不可欠の平衡確保 (an essential counterbalance) の論理」(p.53)であり、「知識の進歩 (advancement of knowledge) と思想の交換 (communication of ideas) にとって重要」であるとの認識が示されている。また、「1976年にフェアユースの規定が制定されて以来、フェアユースに関する数百の判決例」(p.59)がだされているが、「今日にいたるまで、裁判所は、図書館と教育の場におけるフェアユースについて直接的なガイダンスを与えたことはほとんどない」(p.54)とも述べている。

本書の教えるところによれば、フェアユースの判断枠組みの4要素、すなわち(1)利用の目的および性質、(2)著作物の性質、(3)利用された部分の量および実質性、(4)著作物の潜在的市場への影響のうち、とくに第1の要素である‘利用の目的および性質’に関連する‘変形的利用’ (transformative uses) の主張が二次的著作物‘布の絵本’を合法化しうるものと思われる。近時の「裁判所は“変形的な” (transformative) 利用に好意的である。変形的利用は、ある歌の

パロディのように、当該著作物が変更される (altered) か、変形され (transformative) にか新しいものになるときに、発生しうる。変形的利用は、オリジナル著作物が意図した利用とは明らかに異なる、新しい方法もしくは文脈でそれが用いられるときに、発生する。たとえば、学術研究における著作物の利用は、著作物の利用を審美的な創作物から学術分析の対象へと変形する」(p.60)との指摘がある。稀少性ということで第4要素を満たす二次的著作物‘布の絵本’は、平面的な紙の絵本を複雑な構成のものへと、また乳幼児等の利用という文脈に特化させた‘変形的著作物’ (transformative works) である。

この国においても、‘布の絵本’の特殊現代的効用を理解した法的取扱いが期待される。

注

- 1) たとえば、次のウェブページを参照。
<<http://so-sew-easy.com/quiet-book/>>
- 2) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2010年2月18日)等を参照。
- 3) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会「著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2010年12月1日)。
- 4) たとえば、渡辺順子「日本における誰もが読める本の取り組み」を参照。
<<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/book/100703ehon/watanabe.html>>
- 5) アメリカ連邦著作権法の条文については、公益社団法人著作権情報センターのホームページにあげられている翻訳を参考にした。
<<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>>
- 6) ケネス・D・クルーズ (Crews, Kenneth D.) は長年インディアナ大学で著作権法の分野においてもとくにフェアユースやその他の著作権が制限される事例について研究をされてきた。現在は、コロンビア大学で学術雑誌の発行を支援する著作権相談部長 (director of Columbia University's Copyright Advisory Office) を務めている。
- 7) Kenneth D.Crews, *Copyright Law for Librarians and Educators: Creative Strategies & Practical Solutions*, 3rd ed. ALA, 2012.
- 8) エリック・J・シュワルツ (高林龍日本語訳監修)『英和对訳アメリカ著作権法とその実務』雄松堂, 2004, p.31.

公共図書館における「絶歌」の収集と提供

大谷 康晴（日本女子大学, ootaniy@fc.jwu.ac.jp）, 池内 淳（筑波大学）,
大場 博幸（文教大学）, 安形 輝（亜細亜大学）

抄録

本研究は、2015年6月11日発売『絶歌：神戸連続児童殺傷事件』という社会的反響が大きい資料に対して調査することで図書館の資料選択・資料提供に関する態度を把握するものである。カーリルの図書館APIを利用して、2015年6月17日から9月10日までの期間における全国公共図書館の所蔵情報を毎日取得し、さらに関連情報の収集も行った。『絶歌』への図書館の対応は他のベストセラーや犯罪者手記等の類似資料と比較して慎重であると考えられる。

1. 問題の所在・研究の目的

2015年6月11日に発売された『絶歌：神戸連続児童殺傷事件』（以下、『絶歌』とする。なお、奥付上は6月28日初版発行）¹⁾は、重大少年犯罪を起こした本人（元少年A）²⁾によって刊行されたことや、発売までの経緯^{3),4)}もあり、発売前から大きな話題となった。発売後も全国各地の公共図書館での所蔵について報道され⁵⁾、さらに滋賀県⁶⁾や金沢市⁷⁾をはじめとして地方議会で取り上げられるといった一資料としては異例の状況となっていた。

この研究は、収集・提供上問題となりやすい資料について各図書館の対応を調査するで、公共図書館の資料選択・資料提供に関する態度について把握することを意図するものである。

2. 調査

2.1. 『絶歌』

本研究で対象とする『絶歌』は、社会的反響に関わる以下のさまざまな要因を含んでいる。

- 1) 少年犯罪
- 2) 社会的関心が高い重大犯罪
- 3) 犯罪加害者著作本
- 4) 物議をかもし本を刊行しやすい出版社(問題出版社)
- 5) 遺族感情の無視・軽視
- 6) 社会的関心が高い(利用者ニーズが高い)

本研究では、類似の性格を併せ持つ資料の収集状況について調査を行い、それらの資料とも比較して『絶歌』の収集・提供状況について判断したいと考えている。そこで、上記1), 2), 3), 4), 6)それぞれの属性を備えている資料の所蔵状況についても調査を行っている。

2.2. 調査手法

本研究では、『絶歌』の検索可能な全公共図書館での所蔵調査について一定期間毎日調査を行い、その結果取得したものを基礎データとしている。しかし、全ての資料についてこの種の調査が行われているわけではないので、一般的な資料の所蔵・提供状況の推移と比較する形で検討することはできない。そのため、いくつかの関連情報について追加の情報収集を行い、総合的な判断を行っている。

『絶歌』の所蔵状況については、以下の手順で情報を収集している。

- 1) カーリル (<https://calil.jp/>) の図書館APIを利用して、2015年6月17日から9月10日（以下、特記しない限り2015年を指す）まで全国公共図書館の所蔵情報を毎日取得
- 2) 本研究の公共図書館とは調査期間内の全検索対象からカーリルによる分類にしたがって、専門図書館と大学図書館とされたもの、さらに国立国会図書館を除外（公民館図書室は含まれている）した5,003（図書館システムとしては1,268）が該当
- 3) なお、6月17日から8月1日までは、所蔵図書館の蔵書検索システムを全て確認し、予約状況も確認（なお、蔵書検索システム上での確認になるため、蔵書検索システム上で表示されない対応については対象外）一方関連情報として、以下a)からc)を収集している。これらの関連情報を元に、全公共図書館の収集・提供状況がどのような状態にあるのかを総合的に判断する。
- a) 『絶歌』が備える一部属性を備えている類似図書の収集・提供状況。具体的には、以下の

- i. から v. いずれかの要素を満たす 82 冊についての全国の公共図書館の所蔵について 2015 年 7 月にカーリルで調査を行っている。
- i. 少年犯罪本(BSH: 少年犯罪を含む, CiNii Books 所蔵館数が 200 以上の図書に限定)
- ii. 神戸児童連続殺傷事件関連本(社会的関心が高い重大犯罪に関する本)
- iii. 犯罪加害者著作本
- iv. 問題出版社として『絶歌』の出版社である太田出版の刊行図書のうち CiNii Books 所蔵館数が 200 以上のもの
- v. 利用者ニーズが高い本として予約多数本
- b) 『絶歌』への社会的関心の高さの目安として Amazon.co.jp(以下, Amazon)におけるレビュー数の推移
- c) 収集・提供状況に関する詳細を把握するため、『絶歌』に関する主要なメディア報道の収集

3. 結果および結論

3.1 所蔵の推移

『絶歌』が何らかの形で蔵書検索システムに登録された自治体の数と所蔵する(準備中は含まない)図書館数の推移は図 1 の通りである。所蔵図書館数が 100 を超えたのは 7 月 7 日(7 月 6 日は 88)である。また、調査期間最終日においても 427 であり、調査対象 5,003 の 8.5% にすぎない。この資料への Amazon のレビュー数は 6 月 10 日分から 9 月 10 日分までで累計 2,032 になる。このような社会的関心と比較すると所蔵はそれほど伸びていないようにも思われる。

詳細を見ていくと、禁帯出の扱いになっている図書館が 12、書庫、カウンター内、事務室といった場所(以下、閉架)への排架が確認できる図書館が 120 あった。120 のうち 8 の図書館では開架から閉架に排架場所が変更されている。年齢制限がかけられている図書館は 3 ある。

そして、一度蔵書検索システムで検索対象となっていながらある日付を境にデータが消えてしまっている自治体が 9 存在した。このうち 2 自治体は予約を受け付ける状態からであったが、2 自治体は禁帯出(うち 1 つはわずか 1 日だけ禁帯出)、5 自治体は貸出可能の状態からデータが検索できない状態になっている。

また、一度でも『絶歌』を所蔵した図書館における閉架への排架対応の推移は表 1 の通りに

なる(注 8)の事情があるため、図 1 の所蔵館数よりも多くの図書館を対象にしている)。比較的初期に所蔵した図書館において、開架から閉架への移動が行われていることが分かる。また、8 月半ば以降の方が概して閉架扱いの処理の比率が高まっている。

3.2 類似本との比較

関連情報として収集した類似図書のうち予約/(貸出+予約)の比率がきわめて高い、つまり予約数が所蔵冊数よりもきわめて多い比率の上位をまとめたのが表 2 になる。この表の範囲では『絶歌』は所蔵されている図書館において同時期のベストセラーと同程度に、予約が殺到する図書といえる。一方で同時期のベストセラー⁹⁾に比して所蔵館数はかなり少ない。Amazon のレビュー数も含めて考えると、利用者は関心を持っている資料であるが、それに対する所蔵は少ないのではないかと推測できる。

また、表 2 に登場する『奴隷のしつけ方』(古代ローマの奴隷の実態が描かれている)は『絶歌』と同じ太田出版から 5 月 28 日に刊行されている。Amazon レビュー数は 5 であり、『絶歌』ほど、社会的関心があるとは思えないが、所蔵館数では大差ない状態になっている。

一方で、2 月 28 日に刊行された木嶋佳苗『礼讃』は 268、2014 年 7 月の林真須美『和歌山カレー事件: 獄中からの手紙』は 191、2013 年 4 月の加藤智大『解+: 秋葉原無差別殺傷事件の意味とそこから見えてくる真の事件対策(サイコ・クリティーク 21)』は、67 の図書館で所蔵されている。犯罪加害者著作本としては、『絶歌』は比較的所蔵されていることになる。ただし、いずれも禁帯出対応は少ない(順に、0,1,1)。

3.3 全国分布

一度でも『絶歌』を所蔵館とした図書館と閉架への排架対応を行っている図書館の全国分布を示したのが図 2 になる。神戸児童連続殺傷事件が発生した兵庫県(人口 7 位)では、所蔵そのものが少ない。それ以外では人口が多い県で概して閉架対応が多いように思われるが、神奈川(2 位)、愛知(4 位)、静岡(10 位)では閉架対応は少ない。また、地域としてまとまってということが見て取れる。なお、いまだに所蔵館がない県が 5 ある。

3.4 結論

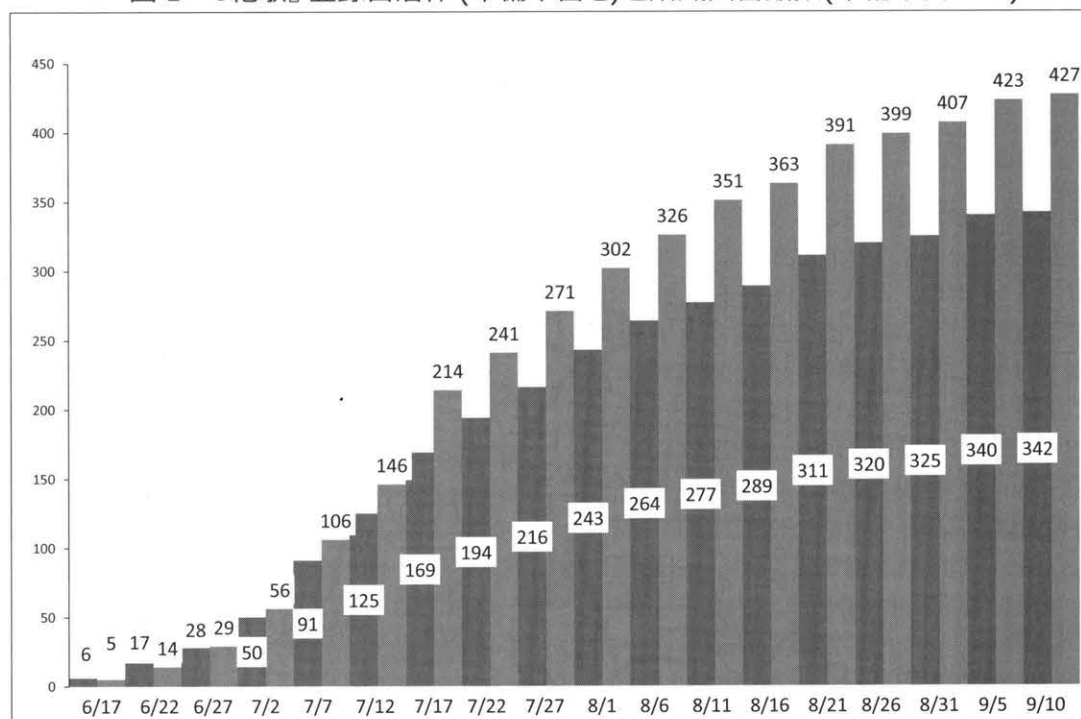
調査結果からは、『絶歌』の所蔵および提供については、かなり慎重な対応がとられているものと判断できる。

注・引用文献 (URL は、2015 年 9 月 17 日確認)

- (1) 元少年 A 『絶歌：神戸児童連続殺傷事件』太田出版、2015、294p.
- (2) 少年 A のサイト (<http://www.sonzainotaerarenaitomeisa.biz/>)によると、”少年 A 本人が自分の言葉で語ったものは、この『絶歌』が最初で最後”とある。
- (3) 週刊文春編集部「被害者遺族への 2 億円賠償はどうなっているのか？少年 A 『手記』出版 禁断の全真相」『週刊文春』Vol. 57, No. 24, 2015.6, p.22-29 頁。
- (4) 「神戸連続児童殺傷事件 遺族の抗議文全文」『神戸新聞』2015.6.13 <http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201506/0008119720.shtml>
- (5) 最初の報道は、6 月 17 日付の産経新聞の記事になる。(<http://www.sankei.com/west/news/150617/wst1506170088-n1.html>)
- (6) 滋賀県議会「県立図書館資料における『図書館の自由』と『公共の福祉』について」滋賀県議会平成 27 年 7 月 7 日一般質問。h https://www.shigaken-gikai.jp/g07_Video_View.asp?SrchID=926

- (7) 金沢市議会「市立図書館における図書の選定について」金沢市議会平成 27 年 6 月 29 日一般質問。 <http://www.kaigiroku.net/kenzaku/cgi-bin/WWWframeHatugen.exe?A=frameHatugen&USR=ishkans&PWD=&XM=0000000000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac27%94%4e&B=-1&T=-1&T0=-1&O=-1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=1864&N=3755&H=2703446&W1=&W2=&W3=&W4=&DU=0>
- (8) ここでいうデータが消えたという状態は、ある図書館システム全体からある時点を境に一切検索できなくなる状態を指している。複数の図書館によって図書館システムを構成している場合、ある資料の排架場所を固定しない仕組みを採用している図書館では、見かけ上図書館 A から『絶歌』の所蔵データは消えてしまうが、他の図書館 B に所蔵が移って利用されていて、B の方で所蔵が確認できる。当然、自治体全体で見れば『絶歌』を所蔵していることには変わらないことになるので、この場合には検索対象としてデータが残っているとしている。
- (9) ここでは、図書館 23 区の図書館のうち予約数が確認できるシステムから上位 7 冊をサンプルとして選定している。

図 1 『絶歌』登録自治体 (準備中含む) と所蔵図書館数 (準備中含めず)



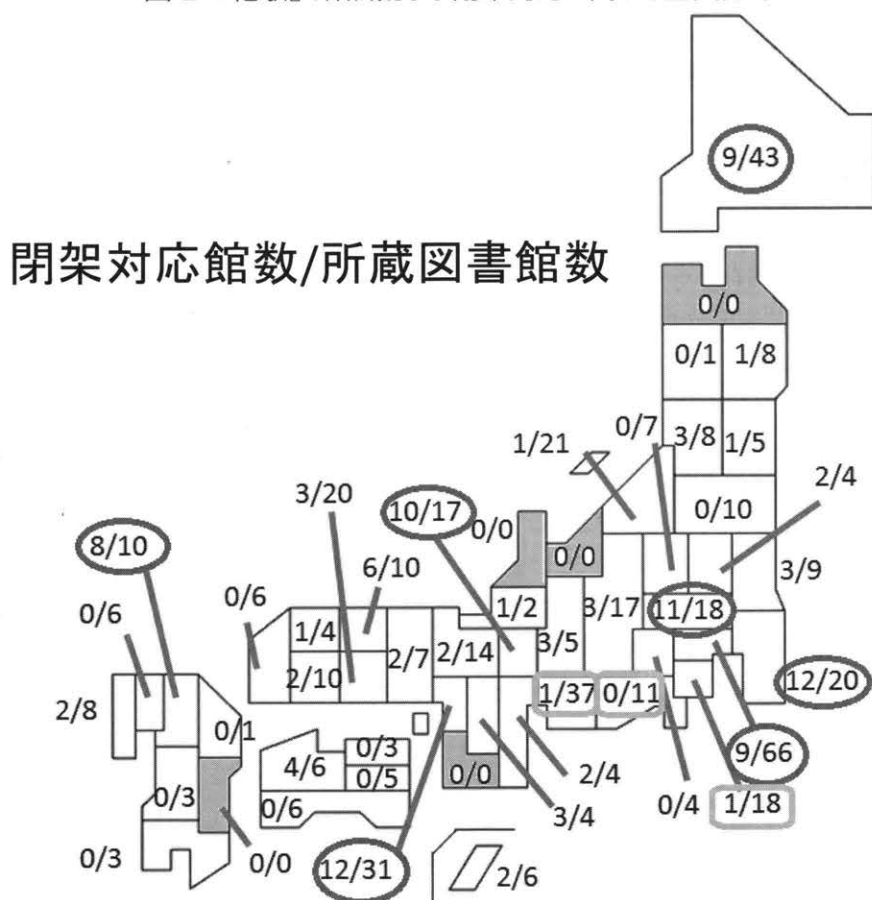
期間	図書館数	閉架対応数	閉架対応比率	開架→閉架	年齢制限
6/17-6/26	34	6	17.6%	2	0
6/27-7/6	61	19	31.1%	1	0
7/7-7/16	112	22	19.6%	5	0
7/17-7/26	92	21	22.8%	0	0
7/27-8/5	58	10	17.2%	0	1
8/6-8/15	47	5	10.6%	0	0
8/16-8/25	45	16	35.6%	0	1
8/26-9/4	40	9	22.5%	0	1
9/5-9/10	9	4	44.4%	0	0
合計	498	112	22.5%	8	3

表 1 閉架対応の推移

書名	所蔵数	貸出・予約比率	出版社	出版年	カテゴリ
絶歌	248	98.74%	太田出版	2015	
火花	3,259	97.66%	文藝春秋	2015	予約多本
ラプラスの魔女	3,279	97.18%	角川書店	2015	予約多本
フランス人は10着しか服を持たない〜パリで学んだ“暮らしの質”を高める秘訣〜	2,822	95.16%	大和書房	2014	予約多本
サラバ! 上	3,342	94.70%	小学館	2014	予約多本
鹿の王(上) -- 生き残った者 --	3,281	93.04%	角川書店	2014	予約多本
サラバ! 下	3,348	91.71%	小学館	2014	予約多本
鹿の王(下) -- 還って行く者 --	3,331	90.40%	角川書店	2014	予約多本
奴隷のしつけ方	268	86.09%	太田出版	2015	太田出版本
なぜ、この人と話をするとなぜなるのか	1,297	85.54%	太田出版	2015	太田出版本

表 2 類似図書との比較 (予約/(貸出+予約)比率上位 10 冊)

図 2 『絶歌』の所蔵および閉架対応に関する全国分布



所蔵における価値と公平：集团的自衛権を主題とした書籍の所蔵

大場博幸（文教大学）

安形輝（亜細亜大学）

池内淳（筑波大学）

大谷康晴（日本女子大学）

ohba@koshigaya.bunkyo.ac.jp

agata@asia-u.ac.jp

atsushi@slis.tsukub.ac.jp

ootaniy@fc.jwu.ac.jp

【抄録】公立図書館における中立・公平な所蔵について検討した。昨年から議論になっている「集团的自衛権」を主題とする92点の書籍の所蔵について調べた。書籍を賛否に従ってグループ分けしたところ、一点当たりの所蔵数において否定派が1.3倍程度有利に所蔵されていた。一方、図書館毎に検討した場合、否定派書籍のみ所蔵する館が全体の43%存在した。こうした結果となった要因について、賛否だけでなく、需要や価格、出版年なども含めて重回帰分析したところ、出版社の信用、需要、価格が所蔵に影響していた。賛否は統計的には有意ではなかったが、一部の図書館の偏った所蔵を説明するうえで適切であると推測した。

1. 研究の背景・目的

「図書館の自由に関する宣言」は“多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する”ことを図書館に求めている。だが、それが資料選択の面でどのように実現されるべきなのかは明らかではない。本研究では、この問題について検討する。

中立・公平な所蔵といっても一意ではない。対立する見解を持つ書籍に対し、発行点数において公平であるというケースと、需要に対して公平であるというケースの二つが考えられる。実態はどちらに近いのか。また、資料選択にはそうした見解以外の他の要因も影響する。見解の対立はそうした諸要因の中でどの程度の重みをもっているのか。これらについて所蔵調査を行った。

対立する見解を持つ主題として「集团的自衛権」を選んだ。この主題については、2014年7月1日に政府の憲法解釈が変更されており、関連法案を翌年2015年の国会で審議することがその段階で明らかであった。また、2015年6月から7月にかけては、この主題について大きく報道された時期でもあった。したがって、所蔵調査を行った同年夏、図書館関係者はそれが意見対立のある主題であることを十分に認識できていたはずである。

先行研究としては、カリフォルニア州の一部の図書館における妊娠中絶をめぐる書籍の所蔵を調べたHarmeyerの研究¹⁾や、「郵政民営化」および「靖国神社」を主題とする書籍について2006年の日本の公立図書館の所蔵を調べた大場の研究²⁾がある。本研究は調査対象図書館が320館ほどであった後者をより大規模に展開したものであると言える。

2. 調査対象と方法

日本国内で出版された「集团的自衛権」を主題とする書籍の点数は92点ある。ISBNが付与されており、かつ1992年以降（PKO参加以降）に市販された書籍で、かつ国立国会図書館またはCiNiiの蔵書目録で以下のいずれかにあてはまることを基準に選定した。目録上の条件とは、「自衛権」または「集团的自衛権」の語が、タイトルか章題に含まれる、あるいはNDLSHかBSHとなっている、あるいは注記で集团的自衛権が言及される、のいずれかを条件とした。このうち、雑誌の別冊号であることが明らかなものは調査から外した（ただし、ムック本は含めた）。なお、書籍のほとんどは2014年以降の発行であり、うち60点が該当する。これら92点を、筆者の判断によって、賛、否、中立・不明の三つのグループ分けた。なお、中立・不明は11点あったが、その多くは学術論文集であった。

所蔵調査の対象とした図書館は、カーリルAPIを使って検索可能な日本全国の公共図書館で、館数はおおよそ5,003となる。2015年7月10日～2015年7月20日を調査時期として対象書籍の所蔵数を調べた。なお複本数はチェックしておらず、所蔵数とは所蔵館数を意味する。

さらに、NDL-OPACに準拠して調査対象書籍の出版社、発行年、形態、価格などのデータを加えた。加えて需要の指標として、「Bing件数」と「Amazon点」という独自の指標を添えた。

Bing件数とは、調査対象書籍のISBNをキーワードに、Bingを検索エンジンとして検索した際のヒット件数である。Bing独自のアルゴリズムで

重みづけられたインターネット上の言及頻度であり、実売部数とは異なる需要を表現している。ここでは、2015年9月14日9:00時点のヒット件数を指標とした（平均値は12.9）。

同様の指標は、大場らの調査³⁾で「話題度」として使用されている。

Amazon 点は Amazon.co.jp の書籍ランキングを加工したものである。92 点の書籍それぞれについて、2015 年 8 月 6 日 10 時、16 日 20 時、26 日 20 時の 3 時点での順位を調べ、それらを平均化した。さらにそれぞれの平均順位を底 e で対数変換し、逆数化したうえ、数値が見やすくなるよう 100 を掛けた。

Amazon 点を用いたのは、次のような理由からである。まず、Amazon.co.jp のランクを使用したのは、調査対象書籍のほぼすべての実売部数を示すはずの唯一の入手可能な指標であったためである（ただし、2 点の書籍の順位が未掲載であった）。また、需要を平均化する必要があったのは、上位にランクされた書籍に大きな変動があるからである（下位ランクの書籍の変動はほとんどなかった）。さらに、それらに対数変換したのは、実売部数に比して下位ほど大きいランク間の差が過大評価されないようにする操作する必要があったためである。これに加えて、ランクが高いものほど値が高くなるよう逆数に変換した。

Bing 件数と Amazon 点が表現する事柄には微妙な違いがある。だが、両者の相関係数は 0.88 と高く、この二つの指標で需要のおおまかな傾向を掴むことはできる。

3. 賛否別の所蔵数と所蔵館数

調査の結果をまず書籍の面から考える。賛否別の所蔵結果は表 1 のようになった。出版点数は否

表1 賛否別の所蔵数

	点数	所蔵数	一点当たりの平均所蔵数	Amazon点の中央値	Bing件数の平均値
賛成	20	2,929	146.5	8.07	16.10
否定	61	11,721	192.1	7.82	12.84
不明・中立	11	234	21.3	7.27	7.73
計	92	14,884	161.8	7.82	12.93
否定*	53	6,949	131.1	7.72	10.00

* 岩波書店刊行書籍を除く

定派に偏っており、3 倍の開きがある。所蔵数を比較すると、否定派の書籍は賛成派の 4 倍所蔵されていることがわかる。出版点数の差を調整すると、一点当たりの平均所蔵数は、賛成派が 146.5、否定派が 192.1 であり、否定派の書籍がおよそ 1.3 倍程度の確率で有利に所蔵されていることがわかる。単純な所蔵数と比較すると、一点当たりの平均所蔵数における賛否の値は標準化している。すなわち、出版点数を基準とするならば、平均的な図書館の所蔵は大きく偏っているようにはみえない。しかしながら、需要を示す二つの指標（Amazon 点と Bing 件数）を見ると、その値は賛成派のほうが高い。需要も考慮するならば、一冊当たりの平均所蔵数はもう少し対等であるか、あるいは賛成派寄りであってもよいかもしれない。

次にこの所蔵結果を図書館の側から眺めてみる。調査対象書籍を一点以上所蔵する館は、2,569 館あった。所蔵数別館数の内訳を表 2 に示す。最大値は 65 点所蔵の二館、東京都立中央図書館と岡山県立図書館である。市区町村立図書館では、64 点所蔵の大阪市立中央図書館が最も多かった。一方、所蔵の少ない館とは多くの場合、規模の小さい館である。

表 2 では、賛否どちらかの立場の書籍のみを所蔵する図書館の数についても、3 列 4 列目に示している。賛否どちらかに偏った図書館は 1,278 館と全体の半数ある。こうした図書館では対立意見の片方、あるいは中立的な書籍にさえ接触することはできない。特に否定派の書籍のみを所蔵する館が、全体の 43% である。傾向としては、所蔵の少ない館ほど偏る傾向にあるということが言える。

表2 所蔵数別および賛否別館数

所蔵数	館数	うち賛成本のみ	うち否定本のみ
1～2点	956	164	678
3～5点	704	5	312
6～9点	453	0	103
10～19点	354	0	16
20点以上	102	0	0
計	2,569	169	1,109

4. 所蔵に関連する他の要因

上のような結果は、個々の図書館が賛否を意識して所蔵をしているためなのだろうか。続いて、所蔵に影響する要因が何かについて検討する。

図書館の所蔵には、対立する意見の賛否以外にも、書籍の価値や需要なども影響すると推測される。これら諸要因のそれぞれの影響の程度を重回

表3 所蔵数に関連する要因（重回帰分析）

独立変数	β 値	標準誤差	標準 β 値	
Bing件数	7.03	1.95	0.417	**
出版社コード	53.85	12.95	0.538	**
価格	-0.02	0.00	-0.250	**
賛否	-10.96	17.57	-0.039	
自由度調整済 R^2 値	0.716			**

N=91 *: $p<.05$ **: $p<.01$

帰分析によって割り出すことができる。表3において、Bing件数、出版社コード、価格、賛否を独立変数、所蔵数を従属変数とした切片無しモデルによる分析結果を示した。なお、賛否は、賛=1、否=-1、不明・中立を=0でコード化した。

出版社コードとは、ISBNにおける出版社を示す数値部分を順序尺度化した指標である。代替医療を主題とした書籍の所蔵を検討した大谷らの研究⁴⁾では、公立図書館の所蔵に強く影響する要因として出版社が挙げられており、その際の分析にこの指標が使用されていた。出版社コードは、出版社の規模と創立年の古さを表すものであり、全体としては出版社の信用度を示唆している。操作としては、岩波書店=5、岩波書店以外の2桁出版社=4、3桁出版社=3、4桁出版社=2、5桁出版社=1、6桁出版社=0と付与していった。岩波書店を単独で扱ったのは、図書館で特別所蔵されやすいということがすでに知られているからである。

表3の分析結果からは、賛否は有意ではなく、所蔵数に影響しているわけではないようにみえる。これに対し、価格、Bing件数、出版社コードは有意である。すなわち、安価で、人気が高く、老舗で信用度の高い出版社刊行の書籍が有利に所蔵されることがわかる。需要が影響するのは予想されたことだが、出版社の影響もまた需要と同程度であることがわかる（大場の研究²⁾は本研究と異なる指標を用いているものの、同様に需要と出版社の創立年の古さの影響を確認している）。出版社の信

用度によって書籍が重みづけられるために、やや賛成派寄りであった需要が相対的に低く評価されて、否定派の書籍が多く所蔵されることになったのだと推定することができる。

5. 賛否かそれとも出版社の影響か

表2と表3が示すことは相反しているように見える。これは説明が要求される結果である。表3は、賛否の影響があまりないことを示している。一方の表2は、「否定派に偏向した」多くの図書館の存在を示している。次にこの点を考察する。

まず出版社コード別の所蔵数を表4に示す。なお、最終列には、2012年の大場らの研究データ⁴⁾も参考として示した。このデータは2006年上半期発行書籍4150点について、2010年時点での公立図書館における所蔵を調べたものである。

表4の列「一点当たりの平均所蔵数」からは、出版社コードの値が大きいほどよく所蔵されていることがわかる。また、その値が高ければ、需要を示す二つの指標も高くなる傾向がある。出版社コードとAmazon点との相関係数は0.61、出版社コードとBing件数との相関係数は0.57である。「出版社で選ぶ」ことはある程度需要にも応える選択となるのである。

また、「一点当たりの平均所蔵数」と最終列の「平均所蔵数（参考用）」と比較すると、「集团的自衛権」を主題とする書籍の場合、出版社コード値の小さい出版社への所蔵の集中度が高い。主題によってこうした変動があることは、先行研究でも同様であった²⁾。

中でも岩波書店刊の書籍は有利に扱われていることがわかる。その8点の書籍はすべて否定派に属する。Amazon点とBing件数が示す岩波本の需要は、他の2桁出版社と同程度でしかない。し

かし、岩波本は後者の2倍以上の有利さで所蔵されている。先に示した表1の最後の行には、岩波

表4 出版社コード別の所蔵数

	点数	所蔵数	一点当たりの平均所蔵数	Amazon点の中央値	Bing件数の平均値	平均所蔵数（参考用）#
岩波書店	8	4,772	596.5	9.29	24.63	449.2
2桁出版社*	7	1,780	254.3	10.89	24.00	271.8
3桁出版社	22	4,434	201.5	8.04	12.18	193.2
4桁出版社	26	2,501	96.2	7.63	11.62	122.7
5桁出版社	20	1,028	51.4	7.49	10.10	98.7
6桁出版社	9	369	41.0	7.14	5.89	75.3
計	92	14,884	161.8	7.82	12.93	173.4

* 岩波書店刊行書籍を除く

2006年上半期発行書籍4150点の一点当たり平均所蔵数

大場ほか(2012)³⁾による2010年公立図書館所蔵データより

本を除いた場合の否定派書籍の所蔵数が示されている。このとき、否定派の一冊当たりの平均所蔵冊数は大きく減少してしまうことがわかる。

表5 出版社コード別否定本のみ所蔵館数

所蔵数	岩波書店のみ	2桁出版社まで	3桁出版社まで	4桁出版社まで	5桁出版社まで	6桁出版社まで	館数
1～2点	211	38	176	188	58	7	678
3～5点	51	13	65	123	52	8	312
6～9点	5	0	19	38	37	4	103
10～19点	0	0	0	4	10	2	16
計	267	51	260	353	157	21	1,109

しかしながら、岩波本だけで否定本のみ所蔵館の所蔵を説明できるわけではない。表5は、否定本のみを所蔵する図書館を所蔵数別に分けて、それぞれ出版社コードにおけるどの程度の桁数の出版社の書籍まで累積的に所蔵しているのかを示したものである。そうした館のうち、岩波のみを所蔵しているがために「偏向」しているのは267館だけであり、全体の24%にすぎない。残りの館のうち半数以上が、3～4桁クラスの出版社までを所蔵している。この事実からは、否定本を明らかに優先している図書館がある、と考えざるをえない。

それでは、回帰分析の結果において、賛否が有意な要因とならなかったのはなぜだろうか。原因として、表1に示したように、一点当たりの平均所蔵冊数の差が小さいことが考えられる。

約4割の図書館が否定本に所蔵が偏っている(表2参照)のに、なぜ平均所蔵冊数の差が小さいままなのだろうか。その理由はおそらく、所蔵に偏りのない図書館において、十分な数の賛成本が所蔵されているからである。表6では、否定本のみ、賛成本のみ、両者または中立的書籍を所蔵する館それぞれにおける、賛否別の所蔵冊数を示した。この表から、偏りのない館においては、賛否別の書籍の所蔵数は出版点数における比(1:3)とかなり正確に同じ程度となっていることがわかる。ここで言う「偏りのない館」とは、賛否どちらかの書籍だけでなく、対立意見を持つ書籍や中立的な書籍を少なくとも1点は所蔵しているというだけの意味であって、所蔵数がどちらかに偏る可能性を否定するものではない。しかしながら、ここでの平均的な「偏りのない館」は、出版点数から見て字義通り「偏りが無い」と言える。その理由が、図書館側が意識的に中立を目指して選択した結果なのか、需要と出版社の信用で選んだ結

果なのかは不明である。こうした複数の図書館の所蔵が、他の図書館がもたらす所蔵の偏りをいくぶんか緩和しているのである。

6. 結論

図書館における中立・公平さは視点によって変わる。需要をベースとした場合は偏りがあるように見えるものの、出版点数をベースとすれば、一点当たりの所蔵冊数において賛否間の隔たりは大きくないものであった。そのような結果をもたらす要因として、出版社の信用、需要、価格が挙げられる。(ただし、十分に質的な要因を含めて分析できなかった点は、今後の検討課題である)。しかし、賛否がまったく所蔵に影響していないとは考えられない。なぜなら、中立的な所蔵をする図書館がある一方で、否定本のみを所蔵に偏った図書館が4割存在していたからである。特に調査対象書籍の所蔵数が6点を超える図書館であっても、119館(表2参照)は否定本のみを所蔵であり、その理由を資料費の少なさに原因を帰すことはできないだろう。一部の図書館はおそらく意識的に偏向しているのである。

【参考文献】

- 1) Harmeyer, Dave (1995) "Potential collection development bias: some evidence on a controversial topic in California" *College & Research Libraries*. Vol. 56, p.101-11.
- 2) 大場博幸 (2011) 「所蔵における公平：公立図書館における「郵政民営化」または「靖国神社」を主題とする書籍の所蔵」『常葉学園短期大学紀要』No.42, p.15-33.
- 3) 大場博幸, 安形輝, 池内淳, 大谷康晴 (2012) 「図書館はどのような本を所蔵しているか：2006年上半期総刊行書籍を対象とした包括的所蔵調査」『日本図書館情報学会誌』Vol.58, No.3, p.139-154.
- 4) 大谷康晴, 安形輝, 池内淳, 大場博幸 (2014) 「代替医療を扱った本とその批判本の所蔵：日本の国立・公共・大学図書館の調査」『第62回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』p.125-p.128.

表6 図書館と書籍の対応関係(所蔵冊数)

	否定本のみ館 (n=1109)	偏りのない館 (n=1291)	賛成本のみ館 (n=169)	冊数計
賛成	0	2,734	195	2,929
否定	2,963	8,758	0	11,721

出版図書目録を用いた図書館の所蔵調査

阿辺川武[†] 高野明彦

国立情報学研究所

[†]abekawa@nii.ac.jp

本調査では、出版社や分野別の出版図書目録を母集団と設定し、国立国会図書館、公共図書館、大学図書館の所蔵調査をおこなった。目録を刊行できる出版社は比較的大手であり所蔵率が高いことが予想されたが、調査結果では一部の出版社、分野で平均所蔵率よりも低い現象が見られた。未所蔵の書籍の多くはネット書店で販売されており、目録中の書籍は入手可能であることが確認できた。

1 はじめに

図書館における所蔵調査については、個々の図書館を対象に選書方針を調べる調査と、公共図書館や大学図書館といった図書館集合において特定分野の書籍がどの程度所蔵されているかの調査に大別できる。所蔵調査では、出版物をリスト化した母集団を用意する必要があるが、既存の研究では網羅性の観点から取次や書店の提供するデータを用いることが多い。また、特定の分野の所蔵調査では、出版物の法定納本図書館として機能する国立国会図書館 (NDL) に納入された書籍を母集団として利用することがある¹。ただし、過去の調査では NDL への納入率は全体として約 9 割といわれ^{2,3}、流通しているすべての書籍が NDL に納本されていないため、所蔵調査で NDL のデータを母集団とするときは注意が必要である。

本調査では、出版社や分野別図書目録刊行会が刊行する図書目録 (まとめて出版図書目録と呼ぶ) に着目し、所蔵調査の母集団に目録から得られた書籍リストを利用する。出版図書目録は、出版社自らが販売促進を目的とし作成するため、一般読者がその時点で入手可能な書籍の所蔵率が調査できる。目録を刊行する出版社は比較的大手が多く、これらの出版社が出版する書籍に対する図書館の所蔵率は、平均よりも大幅に高いことが予想される。本調査では、むしろ大手出版社でも所蔵されない書籍がどの程度存在するのかについて明らかにしたいと考えている。さらに図書館に所蔵されていない本については、ネット書店で検索をおこない実際の入手可能性についても調査する。

2 出版図書目録について

出版図書目録は、出版社や分野別図書目録刊行会などが年 1 回改訂し刊行するもので、目録編集

時点で流通している出版物のみが収録されているため原則的に品切れや絶版になった書籍はなく、読者や書店が入手できる書籍のみを掲載しているところに特徴がある。分野別図書目録は、特定の分野についての書籍のみを集めた図書目録のことで、主にトーハンの広報室が事務を担当する分野別図書目録刊行会と、税務や医学のような業界団体自らが刊行する目録の 2 種類がある。

3 使用した目録と ISBN の抽出

本調査では、国番号 4 を持つ ISBN をキーにして各書誌情報との照合をおこない、目録ごとの所蔵率を求める。印刷物の出版図書目録は、書店やブックフェアで配布されているものを入手し、一部の分野別目録については分野別図書目録刊行会から実費にて送付を受けた。医学書についてはインターネット上で公開されている書誌データを入手した。本調査で使用した目録を表 1 に掲載する。

次に ISBN のリストを得るために目録の電子化作業を行った。まず断裁機で裁断し、スキャナーで 1 ページ毎にスキャニングを行い画像データに変換する。その後 OCR 処理を施し、電子テキストに変換する。この時点では OCR による文字認識誤りが多数あるために、次に示す手順で ISBN の認識誤りの修正をおこなった。

- 1 ISBN 数字列の始まりを修正する。ISBN と思われる数字列を見つけ、9784 の部分だけに着目し、認識誤りがあれば修正する。出版社目録で先頭から出版社番号までを省略している ISBN については、ISBN 数字列の一部であることを示すために、先頭に特定の記号を付与する (例: [025818-0] → [= 025818-0])。
- 2 プログラムを用いて、全ページから 9784 から始まる 13 桁の数字列を抽出し、チェック

表 1: 使用した目録・データソース

目録名	発行元	収録時期	取得 ISBN 数
岩波書店出版図書目録 2014	岩波書店	2014/03	4,025
医学書院出版図書総目録 2014	医学書院	2014/06	1,981
みすず書房図書目録 2015	みすず書房	2014/12	1,512
日外アソシエーツ総合出版目録 2014	日外アソシエーツ	2014/08	1,312
丸善出版総合図書目録 2014~2015	丸善出版	2014/03	1,146
東洋館出版社教育図書目録 2015	東洋館出版社	2015/02	1,015
税務経理協会の本図書目録 2015	税務経理協会	2015/01	1,010
医学書総目録 2015(電子版)	日本医書出版協会	2015/01	16,960
日本理学書総目録 2015	日本理学書総目録刊行会	2015/03	8,685
仏教書総目録 2015	仏教書総目録刊行会	2014/10	5,663
歴史図書総目録 2015	歴史図書目録刊行会	2015/04	5,017
日本農業書総目録 2015	農業書協会	2014/12	4,574
キリスト教書総目録 2015	キリスト教書総目録刊行会	2014/12	3,824
生活・健康・栄養図書総目録 2015	家政学図書目録刊行会	2014/11	3,502
演劇・映画図書総目録 2015-2016	演劇図書総目録刊行会	2015/05	749
Comic Catalog 2011	福家書店	2010/09	26,291
出版粋会出版リスト 2000~2008 年	出版粋会	2008	15,995
データソース名		取得時期	取得 ISBN 数
レファレンス協同データベース		2015/09/14	15,607
Wikipedia 日本語版		2015/08/05	211,473
Wikipedia 英語版		2015/09/01	21,763
Wikipedia フランス語版		2015/09/01	4,616

デジットを計算する。チェックデジットが合わない ISBN に無効である印をつける。出版社番号省略の目録についても同様に、出版社番号を付加して処理を行なう。

- 3 無効な ISBN は、文字認識誤りの可能性があるもので、読み込んだページ画像と照合し正しい数字に修正する。得られた ISBN に対してもう一度チェックデジットを計算し、有効な ISBN かどうかをチェックする。

こうして有効な ISBN を取得するが、人手で修正してもチェックデジットが合わない ISBN が存在する。原因として出版社の単純な誤記やデジットの計算誤り、そして ISBN10 から ISBN13 へ移行したときにデジットの再計算をしなかった場合などが見られたが、本調査では、全て調査対象外とした。また、1つの ISBN 内で2箇所以上の文字認識誤りが生じ、なおかつデジットが正しくなる可能性もあるが、そのような事例は非常に稀であるとみなし有効な ISBN として使用する。

本調査では、目録とは異なる以下の大規模な書誌集合に対して各図書館がどの程度の所蔵率を有しているかの調査も行った。

- **Comic Catalog 2011**

福家書店が刊行する 2010 年 9 月までに出版されたコミックやイラスト集、アニメ等を収録した目録。出版社は 195 社。印刷物のため ISBN 部分の OCR 誤認識を人手で修正した。

- **出版粋会**

出版粋会は 1948 年出版界と読書文化の復興を目標に設立され、専門書出版を中心とする会員社 111 社を擁する団体。2000 年から 2008 年の出版図書リストを譲り受けた。

- **レファレンス協同データベース**

参加館で提供されたレファレンスサービスの記録。回答部分の書誌には ISBN が含まれる。データは NDL のレファレンス協同データベースに関する RSS 配信⁴ から取得した。

- **Wikipedia 日本語、英語、フランス語版**

Wikipedia は出典を明記することが奨励されているため書籍の参考率が高く、ISBN も併記されていることが多い。本調査ではチェックデジットが正しい ISBN のみを利用した。

4 所蔵率の計算

本調査では、ISBN を検索のキーとして利用する。本来であれば書名、著者、出版年などを元にして、対象の書誌の同定を行いながら所蔵の有無を調べるべきであるが、同定処理は非常に難しい作業のため、大場らの調査と同様に ISBN を用いた同定処理で所蔵率を計算する。各目録には ISBN が付与されていない書誌も収録されているがこれらは対象としない。また一部の出版社では異なる書籍に対して同じ ISBN を使いまわす重複 ISBN の問題があるが、今回は比較的大手の出版社が多いことから、この問題を無視して計算している。なお 4 からはじまる 10 桁の ISBN10 は、すべて ISBN13 に変換して照合をおこなう。

本調査では、NDL と大学図書館 (NACSIS) に登録されている書誌データについては、国立情報学研究所高野研究室で提供しているサービス Webcat Plus で使用しているデータを用いた。Webcat Plus では NDL、NACSIS からそれぞれ書誌データの提供を受け、加えて Book データベース、Nielsen データも使用している。これらを同定し、1 つのデータベース上で検索サービスを提供している。NDL と NACSIS の所蔵率はこのデータに基づく (データは 2015 年 8 月 17 日現在)。

さらに公共図書館の蔵書率を調査するために、NDL サーチの OpenSearch API を利用し、総合目録ネットワーク (ゆにかねっと) の蔵書調査も行った⁵⁾。ただし目録から得られたすべての ISBN に対して書誌を API で検索することはシステムに負荷がかかるため、今回は NDL で所蔵されていない ISBN のみに限定して検索を行った。

NDL、NACSIS、ゆにかねっとのいずれも未所蔵の書籍については、読者が実際に入手できるかを調べるために、サンプル抽出した ISBN をインターネット上のネット書店や図書館で検索をおこなった。検索を行ったサイトは、「紀伊國屋書店」「ジュンク堂」「Amazon」「楽天ブックス」「World Cat」「慶應義塾図書館」の 6 サイトである。これらのサイトに対しては ISBN を用いた検索 URL を自動生成し、人手でリンクをクリックし、表示さ

れたページについて所蔵・在庫の有無を判断した。

5 結果

所蔵率の結果および未所蔵書籍に対する検索結果を表 2 に掲載する。過去の調査では NDL の所蔵率は概ね 90% であり、本調査もそれらに準ずる結果となった。出版社別に見ると、丸善出版の所蔵率が NDL、公共図書館ともに低く、原因は現在調査中である。分野別に見ると、仏教とキリスト教の宗教系の分野が他の分野に比べて低い所蔵率となった。コミックに着目すると NDL、公共図書館が約 70%、大学図書館 9% と、こちらも過去の調査と同じ傾向になった。

図書館に所蔵のない書籍に対するネット書店の調査では、サンプル数が少ないため正確な値は言及できないが 8 割ほどが登録されており、目録の主旨どおりほとんどの書籍がなんらかの形で入手できることがわかった。

6 おわりに

本調査では、出版図書目録を母集団として図書館の所蔵率を調査したが、使用した目録は、特定の方針で収集したものでなく、目録選択については恣意的な面が否めない。今後の継続的な調査のために、目録自体の網羅性を高められるような入手経路の確立を検討する必要がある。また、今回は目録に限定したことで所蔵率の高い大手出版社が調査対象になってしまったが、網羅的な調査をめざすならば、所蔵率の低い出版社・分野の出版リストをいかに入手できるかが鍵となるであろう。

注

- 1) 小山信弥, 日本の大学図書館におけるマンガの所蔵状況, 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集, pp.33-36, 2012.
- 2) 大場博幸ほか, 図書館はどのような本を所蔵しているか: 2006 年上半期総刊行書籍を対象とした包括的所蔵調査, 日本図書館情報学会誌, Vol.58, No.3, pp.139-154, 2012.
- 3) 国立国会図書館, 国内出版物をどのくらい所蔵しているの?—納入率調査結果から, 国立国会図書館月報, No.566, pp.10-12, 2008.
- 4) レファレンス協同データベース
<http://crd.ndl.go.jp/jp/public/rss2/all.xml>
- 5) NDL サーチの OpenSearch API で `dpid=iss-yunika` とし, ISBN での検索を行った

表 2: 所蔵率・登録率の調査結果

目録名	ISBN 数	国会図書館	NDL+ゆにか	大学図書館	Webcat Plus	未所蔵数 (調査数)	紀伊國屋	ジュンク堂	Amazon	楽天 Books	WorldCat	慶應図
岩波書店	4025	3765 (93.5%)	3881 (96.4%)	3968 (98.6%)	3971 (98.7%)	47 (47)	87%	87%	93%	72%	8%	12%
医学書院	1981	1810 (91.4%)	1837 (92.7%)	1940 (97.9%)	1949 (98.4%)	37 (37)	83%	81%	83%	62%	54%	0%
みすず書房	1512	1424 (94.2%)	1493 (98.7%)	1494 (98.8%)	1512 (100.0%)	0						
日外アソシエーツ	1312	1196 (91.2%)	1279 (97.5%)	1297 (98.9%)	1301 (99.2%)	11 (11)	81%	27%	36%	27%	0%	0%
丸善出版	1146	880 (76.8%)	932 (81.3%)	1131 (98.7%)	1132 (98.8%)	14 (14)	57%	57%	57%	57%	21%	0%
東洋館出版社	1015	919 (90.5%)	939 (92.5%)	934 (92.0%)	951 (93.7%)	69 (68)	94%	94%	94%	94%	64%	0%
税務経理協会	1010	1003 (99.3%)	1010 (100.0%)	944 (93.5%)	1007 (99.7%)	0						
医学書	16960	16150 (95.2%)	16362 (96.5%)	16773 (98.9%)	16861 (99.4%)	106 (54)	83%	77%	79%	70%	51%	5%
日本理学書	8685	7880 (90.7%)	8157 (93.9%)	8593 (98.9%)	8602 (99.0%)	79 (79)	63%	59%	54%	54%	10%	1%
仏教書	5663	4700 (83.0%)	4922 (86.9%)	4535 (80.1%)	5104 (90.1%)	526 (57)	61%	59%	54%	50%	3%	0%
歴史	5017	4673 (93.1%)	4771 (95.1%)	4758 (94.8%)	4858 (96.8%)	159 (52)	42%	26%	38%	34%	1%	5%
日本農業書	4574	4197 (91.8%)	4342 (94.9%)	4373 (95.6%)	4431 (96.9%)	137 (60)	68%	63%	58%	55%	5%	0%
キリスト教書	3824	3381 (88.4%)	3489 (91.2%)	3478 (91.0%)	3589 (93.9%)	228 (50)	76%	50%	72%	54%	12%	0%
生活・健康・栄養	3502	3328 (95.0%)	3386 (96.7%)	3418 (97.6%)	3450 (98.5%)	49 (49)	75%	69%	69%	67%	32%	0%
演劇・映画	749	686 (91.6%)	718 (95.9%)	710 (94.8%)	736 (98.3%)	14 (14)	78%	64%	78%	78%	35%	0%
Comic Catalog	26291	18119 (68.9%)	18446 (70.2%)	2376 (9.0%)	18383 (69.9%)	7780 (59)	100%	98%	96%	86%	8%	0%
出版梓会	15995	15602 (97.5%)	15832 (99.0%)	15519 (97.0%)	15930 (99.6%)	62 (62)	72%	72%	70%	70%	24%	0%
レファレンス協同	15607	14263 (91.4%)	15320 (98.2%)	14938 (95.7%)	15436 (98.9%)	88 (50)	84%	66%	82%	78%	18%	2%
Wikipedia 日本語版	211473	184030 (87.0%)	192196 (90.9%)	116073 (54.9%)	193102 (91.3%)	16523 (123)	95%	89%	94%	89%	10%	0%
Wikipedia 英語版	21763	19191 (88.2%)	20208 (92.9%)	9063 (41.6%)	20250 (93.0%)	1301 (85)	78%	75%	92%	72%	30%	0%
Wikipedia フランス語版	4616	4206 (91.1%)	4406 (95.5%)	2170 (47.0%)	4429 (95.9%)	165 (52)	73%	67%	84%	67%	26%	0%

少年事件の推知報道における公立図書館と少年法 61 条の性質

田中 伸樹
桃山学院大学大学院
15d3101@andrew.ac.jp

抄 録

加害少年を推知し得る内容を含む報道を禁止する少年法 61 条の規定について、その目的に関する解釈の対立を中心に取り上げた。それを踏まえ、当該報道がなされた出版物の、図書館における取り扱いについて、提供の制限は不相当であるとの認識を前提として、図書館の自由、ならびに知る権利の視点から言及した。

1. はじめに

我が国において、未成年者による重大犯罪は、大きな関心事として、新聞・雑誌・インターネットなどのメディアの別なく当該事件の内容が詳細に報道される。他方で、我が国の少年法(昭和 23 年 7 月 15 日法律第 168 号)61 条は、出版物におけるこれら少年事件に関する記事に一定の制限を加えている。

しかし、この規定に違反した際の罰則は少年法に定められておらず、一部の出版社は、意図的に、重大犯罪の加害少年の実名や顔写真など、当該少年を推知あるいは特定できる内容を含む出版物を発行することがある。その動機としては、61 条への批判的意識などが主張されるが、これは「正当化の論理」に過ぎないと指摘されることもあり¹⁾、出版社の真意を一方的に断定することは難しいと言わざるを得ない。

公立図書館においても、そのような資料の取り扱いに苦慮してきた。現在、日本図書館協会は、「加害少年推知記事の扱い(提供)について」²⁾において示しているように、「加害少年の推知報道については提供することを原則とする」のが、現在の日本図書館協会の採っている方針である。同声明では、後述の大阪高裁判決を根拠とし 61 条は少年に権利を付与する規定ではないとの確認を行っている。しかし、この大阪高裁判決は確定判決ではあるものの、上告が取り下げられたことによるものであることから、リーディングケースとみるのは不適切であり、「この問題はなお開かれていると言うべき」とする指摘は妥当であろう³⁾。

また、最近の少年法のテキストにおいては、あくまで執筆者の見解ながら、少年の権利を保障する規定であると解するものも多く、有力説として扱われることもある⁴⁾までに至っている。蓄積された議論を踏まえて、この問題について見たとき、現在の立場を維持できるかという疑問が、本研究の出発点である。そこで、まず、少年法 61 条の性質について、改めて判例や学説を概観し、61 条解釈の動向を整理する。その上で、推知報道がなされている出版物の取り扱いにつき、公立図書館が採るべき方向性を再度確認したい。

2. 少年法 61 条の概要

「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」(1 条)少年法に、「雑則」として収められている唯一の規定である 61 条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」としており、加害少年を推知し得る内容の報道を明確に禁じている。

上述したように、本規定には罰則が存在しないことから、同条に違反した場合であっても、当該出版物の関係者が、少年法の下に制裁を科されることはない。前身の規定である旧少年法(大正 11 年

4月17日法律第42号)74条には、同条の違反に対して「一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」(同条2項)とする罰則規定が設けられていたが、現行法への全面改正にあたり削除された。これについては、表現の自由に配慮したものと理解されている。

3. 少年法61条の目的

1条に挙げられた少年法の目的を61条にあてはめるとき、どのようなアプローチをもってその実現を図っていると解するのかについては学説上の対立がみられる。

従来からの理解は、61条の規定は、刑事政策として、少年の社会復帰へ向けての配慮や再犯・模倣犯の防止を意図した、政策的規定とみるものである。旧少年法の理由書においても同様の趣旨が述べられており⁵⁾、伝統的な解釈であるといえる。表現の自由を重視する、憲法やメディア関係法研究者から主張されることが多い⁶⁾。

他方で、少年の社会復帰への配慮を、基本的人権の概念と結び付ける見解もある。この主張に基づく場合、61条は少年の有する権利を保障する規定であるとみなされる。少年の保護を重視する解釈であり、「はじめに」でも触れたように、少年法研究者に多く見られる主張である。

両説の差異は、民事上の不法行為責任についての議論の際に明確になる⁷⁾。刑事政策説から見れば、61条に違反する報道を行った場合でも、そのことをもって少年の権利を侵害する不法行為とはみなされず、それぞれの事案において、少年の利益と社会的な利益を比較衡量した上で判断される。権利保障説では、推知報道という事実をもって、61条の保障する権利を侵害したとして、違法性が推定されることになる。

権利保障説において具体的に保障される権利としては、主としてプライバシー権、名誉権、そして成長発達権が考えられている。成長発達権は、いわゆる旭川学テ事件最高裁判決(最高裁昭和43年(あ)1614号 昭和51年5月21日判決)、において、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」と示されたものを、憲法13条から導かれる総則的人権と捉え⁸⁾、「少年の健全な育成」を期

する少年法の規定にも適用させるものである。

4. 国際準則

本条に関係する国際準則として、「児童の権利に関する条約」⁹⁾と「少年司法に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)」¹⁰⁾が挙げられるが、いずれの準則の規定も少年の権利保障を重視していると見ることができ、61条における権利保障説を主張する上での基本的な根拠となっている。

児童の権利に関する条約6条2項は、「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」としており、また、40条1項は「締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が、……社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うこととなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。」と定めている。

また、北京ルールズの規則8はプライバシーの保護について定めており、規則8.1は「少年のプライバシーの権利は、不当な公表又はラベリングによって少年が害されるのを避けるために、すべての局面において尊重されなければならない。」同じく8.2は「原則として、少年の犯罪者の特定につながるようになるようないかなる情報も公表してはならない。」としている。

5. 裁判例

少年法61条の性質について、高裁段階では、双方の立場からの異なる判断が下されている。

刑事政策説に立つ裁判例としては、「はじめに」で言及した、平成12年(2000年)2月の大阪高裁判決(大阪高裁平成11年(ネ)2327号 平成12年2月29日判決 いわゆる堺通り魔殺人事件訴訟)がある。「少年法六一条は、……刑事政策的配慮に根拠を置く規定であると解すべきである。したがって、……同条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与していると解することはできないし、……何らの罰則も規定していないことにもかんがみると、表現の自由との関係において、同条が当然に優先するものと解することもできない。」とした上で、「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法

性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならない」とした。

次いで、同年6月に、名古屋高裁において、権利保障説を採用した判決が下された(名古屋高裁平成11年(ネ)648号 平成12年(ネ)24号 平成12年6月29日判決 長良川リンチ殺人事件訴訟)。名古屋高裁は、憲法や上述の国際準則などを参照し、少年法61条を、「報道の規制により、成長発達過程にあり、健全に成長するためにより配慮した取扱いを受けるという基本的人権を保護し、併せて、少年の名誉権、プライバシーの権利の保護を図っているもの」であるとした。また、不法行為責任については「少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却され、免責されるものと解するのが相当」であるとしている。その後、出版社側が上告し、最高裁において、当該記事は推知報道に当たらないとの判決(最高裁平成12年(受)1335号 平成15年3月14日判決)が下されたが、ここでは少年法61条の性質についての判断は示されていない。

6. 図書館の立場

少年法61条は「記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」としているように、出版物と、その出版者を対象とした規定である。これについてはインターネット上の情報をどのように扱うべきかという議論はあるが¹¹⁾、いずれにせよ、情報を生産する者が対象であることに違いはない。

少なくとも少年法61条をめぐる問題において、公立図書館は「新聞紙その他の出版物」(あるいはWebサイト)を閲覧に供している、情報の流通者でしかない。図書館での対応が、61条による委縮効果であると評価される¹²⁾所以でもある。同様の解釈は日本図書館協会の声明「加害少年推知記事の扱い(提供)について」でも行われており、「推知報道は原則提供」という見解を支える根拠のひとつとなっている。

現実問題として影響が及んでいるものの、本来、公立図書館での当該資料の取り扱いという論点は、61条の問題と直接に交錯するような状況にあるものではないことからすれば、図書館としての原則

的な立場から、この問題を捉えることができよう。

7. 図書館の自由

「図書館の自由に関する宣言」¹³⁾に確認されている、資料提供の自由が制限され得るとする例外事項のひとつとして、「人権またはプライバシーを侵害するもの」がある。ここにいう「人権またはプライバシー」は、プライバシー権、および「表現行為によって社会的不利益や精神的苦痛を余儀なくされる可能性のある名誉や名誉感情の権利」¹⁴⁾と読み替えるものとされている。

「自由宣言」との関係において、少年法61条の解釈につき、刑事政策説の立場をとるならば、同説の理解に基づいて日本図書館協会が発表した声明どおり、提供することが妥当であるとの結論になる。ただし、個別の事例において「資料・情報を提供することで図書館が処罰されたり損害賠償を命じられる場合」や、制限を行い得る3要件¹⁵⁾に該当する場合はこの限りではない。

他方、権利保障説に立つ場合、上述の、自由宣言における例外規定に該当するおそれがある。61条が直接に成長発達権を保障するという解釈¹⁶⁾の場合、成長発達権が基本的人権として認められているか否かにつき議論の余地はあるが、成長発達権によって、少年特有の性質に変容したプライバシー権や名誉権を保障しているとする解釈¹⁷⁾や、成長発達権やプライバシー権などを並列におき、複数の権利を保障しているとする解釈(上述名古屋高裁判決)に立つならば、プライバシー権、あるいは名誉権などを侵害するとして提供の制限が認められ得ることになる。

少なくとも、日本図書館協会は刑事政策説に立っている。しかし、61条の解釈の問題は「なお開かれている」。そして、図書館の自主判断を尊重するため、日本図書館協会の声明は一定の対応を強制するものではないとされている。さらに言えば、「自由宣言」自体も、私的なガイドラインに過ぎない。したがって、権利保障説が、当該資料の提供を制限する際の「正当化の論理」として用いられる可能性は十分に考えられる。

8. 知る権利

図書館が知る権利を保障する機関であることは図書館界が自負するところである。この知る権利は、憲法21条に保障されている表現の自由のコロラリーとして導かれるものであり、広

く国民が有する権利であるとされていることは論を俟たない。そして、表現の自由は、民主主義の根幹をなす重要な基本的人権であると解されている。

個々人が、ある事象についての自らの意思を形成する上で、自由な発言は不可欠である。そのために必要な、考えるための材料を提供する一次的な機関が報道機関であり、二次的機関のひとつに図書館がある。

少年による重大犯罪は国民の大きな関心事であり、事件の度、未成年者の保護育成のあり方や少年法の是非について議論がなされている。知る権利の保障という点から、図書館が利用を制限すること、その取り扱いに地域差が生じることは避けなければならない。少年法 61 条についての議論であるならば、尚更、当該表現の態様を自らの目で確認することが必要と言えよう。改めて、少年法 61 条は図書館を対象とした規定ではない。図書館の役割・責任の第一義は国民の知る権利の保障にあるという一般的な理解の下に、表現の自由を可能な限り保護する判断を行うのは、当然の帰結であるといえる。

9. おわりに

本論では、少年法 61 条そのものの是非については触れなかった。本来、少年法 61 条は、その違憲性なども主張されており、それを含めた詳細な検討が行われなければならないテーマである。論点を明確にするため、図書館での取り扱いに関わる部分を中心に上げたが、この問題における、知る権利の保障という原則を維持する普遍的な根拠の構築には、さらに踏み込んだ議論の必要がある。

注

- 1) 丸山雅夫「少年法六一条の意義」社会と倫理 20 号 (2006) p.69
- 2) 「加害少年推知記事の扱い(提供)について」<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/syonenhou.html>
- 3) 本庄武「成長発達権の内実と少年法 61 条における推知報道規制の射程」一橋法学 10 巻 3 号 (2011) p.100
- 4) 守屋克彦・斉藤豊治 編集代表『コンメンタール少年法』現代人文社 (2012) p.621 (参照部分は渕野貴生)、武内謙治『少年法講義』日本

評論社 (2015) p.489-490 など。

- 5) 大正 11 年 2 月の「少年法案理由」(森田明 編『日本立法資料全集 19 大正少年法 (下)』信山社 (1994)) には、「本条ヲ設ケタル所以ハ少年ノ模倣性ニ依ル非行ノ伝播ヲ防クト同時ニ審理ヲ受クル本人ヲ保護シ社会ニ於ケル品位ニ影響ナカラシメムコトヲ期スルニ在ル」とある。
- 6) 田島泰彦・新倉修 編『少年事件報道と法』日本評論社 (1999)、松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』日本評論社 (2000) など。
- 7) 守屋・斉藤 前掲 4) p.624-625、武内 前掲 4) p.495
- 8) 福田雅章『日本の社会文化構造と人権』明石書店 (2002)、本庄 前掲 3)
- 9) 「「児童の権利に関する条約」全文」(外務省)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
- 10) United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice ("The Beijing Rules")
<http://www.un.org/documents/ga/res/40/a40r033.htm> 訳文は山口直也「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)の解説(1)」山梨学院大学法学論集 40 号(1998)より引用。
- 11) 武内 前掲 4) p.496
- 12) 坂田仰「少年の実名報道と少年法 61 条」『メディア判例百選 (別冊ジュリスト 179 号)』(2005) p.102-103
- 13) 「図書館の自由に関する宣言」
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>
- 14) 日本図書館協会図書館の自由委員会 編『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説 第 2 版』日本図書館協会 (2004) p.25
- 15) 1998 年 2 月 13 日に発表した、参考意見『文藝春秋』(1998 年 3 月号)の記事について」(<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/bunshun.html>)で示した、「①頒布差し止めの司法判断があり、②そのことが図書館に通知され、③被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時」のこと。
- 16) 守屋・斉藤 前掲 4)、武内 前掲 4)
- 17) 丸山 前掲 1)、本庄 前掲 3)

第 1 日

研究発表 (13:30 ~ 17:15)

第 2 会場 (2 号館 3 階 237 教室)

日本大学理工学部図書館ライブラリ・アソシエイト LA の

活動と取り組みについて

伴 周一[†] 宇於崎勝也[†] 中川 浩[†] 中山淳雄[‡]

[†] 日本大学理工学部
van@phys.ge.cst.nihon-u.ac.jp

[‡] 日本大学大学院理工学研究科

抄録

学生ボランティアは大学図書館の運営・教育・広報において重要である。日本大学理工学部図書館では、2005 年秋の学生選書ツアーを起点に学生主体の図書館ボランティア活動ライブラリ・アソシエイト LA へと発展し、現在では図書館の各種イベントにおいて大きな役割を担っている。本研究では今後の図書館運営にフィードバックするため、LA のこれまでの活動・取り組み・アンケートなどを調査し教育的効果を検討した結果について報告する。

1. はじめに

大学図書館において学生ボランティアはきわめて貴重な存在であり、その重要性、教育的意義、広報的意義が報告されている。学生ボランティアは、早稲田大学図書館ボランティア LIVS、東京大学附属図書館アカデミックcommons サポーター、金沢大学図書館学生ボランティア「とぼら」、愛媛大学図書館サポーター、筑波大学図書館ボランティアなどのように名称/愛称も様々であるが、いずれも活発な活動が知られている。また三重大学図書館学生ボランティアのように外部の活動を積極的に行っている例もあり、大学・大学図書館のみならず地域にとっても大切な存在となっている。日本大学理工学部図書館でも、2005 年 11 月に実施された学生選書ツアーが起点となって、学生主体の図書館ボランティア活動となる、ライブラリ・アソシエイト LA が約 1 年半の準備期間を経て 2007 年に正式に発足した。現在では LA は図書館・学生・教員・職員にとって大変重要な存在になっている。

本研究では、その設立の経緯から現在までの 10 年間に及ぶ LA 及び関係する学生や教職員の活動について調査研究・分析を行い、今後の図書館運営に役立てることを目的とする。特に LA の活動の大きな柱である Library Week と学生選書ツアーにおける LA の取り組みと LA へのアンケート調査結果について報告を行う。

2. ライブラリ・アソシエイト LA

日本大学理工学部には司書資格を取得するコースは無く、学生にとって図書館のボランティア活動は直接的なメリットはない。また船橋(千葉県)から駿河台(東京都)のキャンパスに 2 年次から約 60%の学生が移行するため、ボランティア・サークル・部活動などの学生主体の活動の持続には不利な環境でもある。さらに日本大学理工学部では、自主的教育プログラムとして未来博士工房(航空宇宙工房、PC 工房、ロボット工房、フォーミュラ工房、物理学プロジェクト工房、交通まちづくり工房、電気エネルギー環境工房)の 7 つのプログラムが活動中)や学科独自プログラムなど理工系学生にとって魅力的で長期間かけて行う自主的体験学習の場が多数存在する。そのため学生にとって図書館は自主的な学びを探究する場というより、学びの基礎となるレポート・製図・模型作成・課題をこなす場のイメージが強い。また学生自身も基礎的な課題をこなすことが、自らの学びに必要な基礎に繋がることは十分理解している。これらは近年もてはやされているアクティブ・ラーニング(学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修)とは必ずしも一致しているとは言えないが、そのための基礎トレーニングを受け入れる必要性を学生・教員・職員が共有できている。また船橋キャンパス図書館には学習・キャリア支援のためのパワーアップセン

ターとキャリア支援センターが存在し有効に機能している。その相乗効果として図書館の利用が増加している¹⁾。しかしこれらは図書館での学生参加型活動やラーニング・コモンズなどには必ずしも好条件とはいえない。

そのような中で図書館に積極的に関わり、自分たちの図書館を作っていきたいという学生が、2005年11月の第1回学生選書ツアーをきっかけに集まり始めた。また当時の図書館長及び「学生と図書館小委員会」で新企画 Library Week というイベントを学生主体で実施できないかが検討され、その主体となる LA が Library Week 企画とともに正式に承認された(2007年6月)。発足時 LA は通常の掲示による募集に加え教職員からの推薦で組織された。つまり半分は学生の自主性・半分は教職員の誘導のような形で発足した。

最初の LA の役割は学生選書ツアーのポスター作成と船橋キャンパス図書館の探検ツアーであった。またこのころ留学生の図書館利用促進のため LA に留学生の参加を募っていた。船橋キャンパス図書館探検ツアーでガイドを担当した LA の内2名が留学生であった。現在では LA の立案した多くの企画が、LA の手によって実施されている。学生選書ツアーも LA が準備段階から積極的に参加協力している。当初は一学生として選書に参加していたが、現在では選書にあたってのテーマ設定、事前説明会、当日のインストラクターなども LA が担っている。また学部祭でのビブリオバトル、他大学図書館見学会など、図書館の主要なイベントでは LA がイベントチラシやポスターパネルの作成など事実上の準備・運営を行っている(教職員は完全にサポートをする側)。サークル活動としては公認されていないが、LA の独自の活動、勉強会、ランチミーティング、ミーティング(月1回程度)、新入生歓迎会、夏合宿などが活発に行われている。現在は40名が LA に所属している。

3. 図書館イベント Library Week と LA

Library Week は図書館利用促進を目的としたイベントで2007年6月から実施され、当初1週間の特別イベントを行っていた。その後、駿河台キャンパス図書館では新2年生のキャン

パス移行にあわせて春(5~6月)に、船橋キャンパス図書館では新入生向けガイダンスが4月に実施されていることもあり、学部祭の実施される秋(11~12月)にそれぞれ2週間ずつ実施するようになった(Library Weeks)。これらは図書館公開講座のテーマにあわせた特設コーナー設置など他の企画とも連動し、イベント全体を盛り上げるように実施されてきたが、何より LA が多くの企画を提案・実施してきた。表1及び図1に近年の企画を示す。これらすべてに LA は企画の段階から参加している。

表1 近年の Library Weeks in 船橋 企画^{2,3)}

	保存書庫見学ツアー
	座談会「新図書館に望むこと」
2014	本で行く国内・海外旅行
	映画鑑賞会「船橋ロードショー」
	Bibliobattle in English
	座談会「未来の図書館の話をしよう」
	保存書庫見学ツアー
	ビブリオバトル
2013	書き出シノスゝメ
	映画鑑賞会「船橋ロードショー」
	次の本はこれだ!
	船橋図書館殺人事件



図1 LA 企画例^{2,3)}

船橋図書館殺人事件：ゲーム形式で図書館内を巡る企画。真犯人を突き止めると景品あり。
書き出シノスゝメ：本の書き出し部分だけで、本を借りる、という「本との出会い」企画

2014年の英語版ビブリオバトル Bibliobattle in English は、英語が苦手な学生たちが外国人の教員を交えて自ら実施するなど LA のチャレ

ンジ精神は驚くばかりである。

現在では、それぞれの企画が Library Weeks の期間に収まりきれなくなり、1年を通して各企画を実施するようになった。これもすべて LA の行動力が各企画を発展させてきた結果であり、ほとんどの図書館企画に LA は大きな力を発揮している。

4. 学生選書ツアーと LA

日本大学理工学部図書館の「学生選書ツアー」は 2005 年 11 月から開始され 2015 年 11 月に第 21 回を迎える。掲示や web により参加学生を募り、受付は図書館が行っている。定員 20 名で超過の場合は抽選ということになっているが第 20 回には 33 名が参加している。選書冊数は 1 名 30 冊程度(人数で変動)・総数千冊程度。事前説明会で選書方法やその後の交流会の説明を行っている。学生への交通費の支給は無く、参加学生の直接的なメリットは、図書館での貸出し冊数と貸出し期間が倍増する「プレミアムカード」が提供されるだけである。

参加者アンケートを毎回行っており、その結果を受けてさまざまな企画を盛り込んできた。LA にとって学生選書ツアーは好きな本を書店で存分に選べる最も重要なイベントであるだけでなく、LA 自身の企画を自分たちで実施できる場となっている。実施場所は駿河台キャンパスに近い都内の大型店舗で表 2 にまとめた。また図 2 は参加した学生・教員・職員数の変化である。LA が正式に承認され本格的に活動を開始して約 1 年後の第 6 回から急激に参加者が増加した。この頃から選書ツアー後に選書した本を題材に交流会を行いたいという要望が強くなり、あわせて共通テーマを決めた選書、グループ選書などのアイデアが多数出され徐々に導入された。これには LA を支える図書館職員の力が大きく、アイデアが迅速に「学生と図書館小委員会」および図書委員会に提案され、承認をうけ、次々と実施に移された。第 11 回には選書後の交流会も実施、第 12 回には選書にあたっての共通テーマが導入された。交流会では、選書してきた本を使ったミニビブリオバトル、共通テーマによる選書の紹介、ポップ作成などを 2 時間程度で行っている（ほぼ現在の

形が完成)。交流会会場は書店会議室や駿河台キャンパスの会議室などを使用している。現在では、参加者募集のポスター作成、グループ選書インストラクター、事前説明会などすべて LA が行っている。

表 2 学生選書ツアー開催年月と場所³⁾

回	開催年月	開催場所
1	2005 年 11 月	紀伊國屋書店新宿南店
2	2006 年 8 月	丸善丸の内本店
3	2006 年 11 月	紀伊國屋書店新宿南店
4	2007 年 8 月	三省堂書店神保町本店
5	2007 年 11 月	ジュンク堂池袋店
6	2008 年 8 月	紀伊國屋書店新宿南店
7	2008 年 10 月	丸善丸の内本店
8	2009 年 8 月	ジュンク堂池袋店
9	2009 年 12 月	三省堂書店神保町本店
10	2010 年 8 月	丸善丸の内本店
11	2010 年 10 月	紀伊國屋書店新宿南店
12	2011 年 6 月	三省堂書店神保町本店
13	2011 年 10 月	ジュンク堂池袋店
14	2012 年 6 月	紀伊國屋書店新宿南店
15	2012 年 11 月	丸善丸の内本店
16	2013 年 6 月	三省堂書店神保町本店
17	2013 年 10 月	ジュンク堂池袋店
18	2014 年 5 月	紀伊國屋書店新宿本店
19	2014 年 10 月	丸善丸の内本店
20	2015 年 5 月	三省堂書店神保町本店

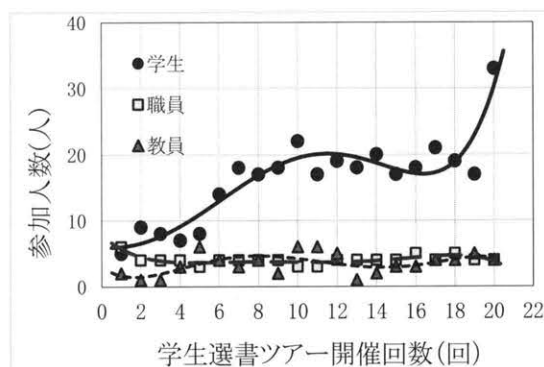


図 2 学生選書ツアー参加人数の変化³⁾

このように学生選書ツアーは LA とそれを支える図書館職員の強力なバックアップ無しには成立しない。LA による SNS の活用も進み、LA 自身も「参加者同士を繋げる存在」と自らを位

置づけて年2回の実施をがんばっている⁴⁾。今後も参加者は増加傾向とみている。

5. LA のアンケート結果と教育的効果

LA の主要なメンバーは図書館を自分たちの居場所として入り浸っている印象があるが、授業外の課題も多い、理工系であるがゆえにそう容易に集まることはできない。そこで、LA 参加のきっかけ、活動状況、印象、満足度、自由意見などのアンケート調査を実施した。メール・SNS を活用して個別に回答してもらった。回答者数は26名である。結果の一部を示す。

図3はLAに入っただう思ったかについてで、すごくよかった48%、よかった26%をあわせて74%と非常にいい印象を持っている。

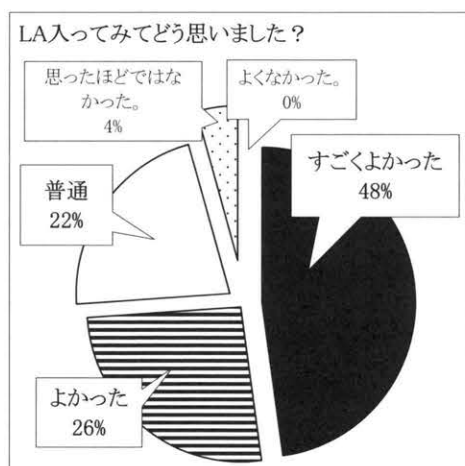


図3 LAに入っただう思ったか?

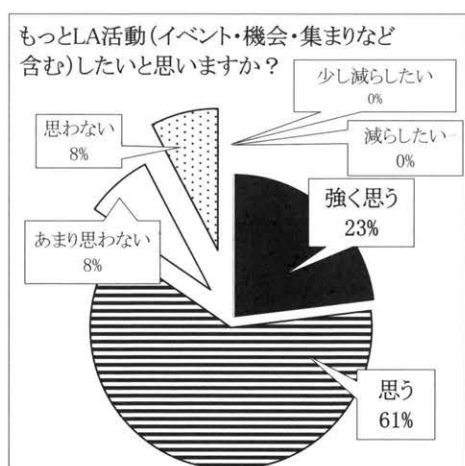


図4 もっとLA活動をしたいと思うか?

LA 活動に関してもっとやりたいかを聞いた

ところ(図4)、イベントや集まりなどにもっと参加したいと強く思う・思うあわせて84%に達した。しかしLAの活動時間の平均換算値を聞いたところ、イベント期間のみ集中参加の場合、平均すると月1回ぐらいになり6割程度の学生がその範疇に入る。月2回程度がその半分で、この程度が平均的なLAの活動状況であった。実験等で時間の無い理工系学生の辛いところであるが、1割程度の超積極的の学生も存在する。

各イベント・交流会・ビブリオバトルの準備などで常に議論を行っているため、LA各自は非常に高いプレゼンテーション能力が磨かれ、これまでのLA経験者の多くが研究発表や就職活動が全く怖くなかったと言っていた。他分野の学生を説得できなければビブリオバトルには勝てない。これは専門に埋もれがちな理工系学生にとって貴重な鍛錬の場になっている。LAのOB・OGからも同様の意見を得ている。つまりLAは教育的効果が非常に高い活動であると考えられる。LAを発足時から支えている図書館職員からはLAについて「職員にない発想・手法が提示され、目からウロコの時もあります。企画に積極的に参加してくれます」という意見がよせられ、図書館側も大きな利益を獲得していることがわかった。

6. まとめ

LAの活動調査およびアンケートからLA・図書館ともに大きな利点があり、非常に高い教育効果があることがわかった。

謝辞

日本大学理工学部図書館事務課およびライブラリ・アソシエイトLAのみなさんに御協力いただきました。お礼申し上げます。

参考文献

- (1) 伴周一他 『第62回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2014.11, p.81-84.
- (2) 日本大学理工学部図書館 web ページ
<http://www.lib.cst.nihon-u.ac.jp/>
- (3) 日本大学理工学部 図書委員会・小委員会 報告資料(2005-2015)
- (4) 中山淳雄 平成27年度日本大学図書館業務研修会活動報告(理工学部)資料2015.08

大学生のレポート課題解決プロセスの分析

近藤久美子[†]

[†] 一橋大学附属図書館

kondo.kumiko@dm.hit-u.ac.jp

抄録

レポート課題を解決するプロセスは、テーマを設定し、情報を探索し、本文を執筆するという段階を経ている。本研究の目的は、この課題解決の全段階を分析し、学生が何を考えどう行動したか、何がレポート課題の成功と失敗を分けたのかを明らかにすることである。一橋大学に在学する学生を対象に半構造化インタビューを行い、27件の有効回答を得た。自分なりの論点を設定できたかどうか、その後の情報探索および執筆の成否を大きく左右することが明らかになった。

1. 研究目的

レポート課題を解決するプロセスは、テーマを設定し、情報を探索し、本文を執筆するという段階を経ている。情報探索の段階には、クールソーの情報探索プロセスモデル¹⁾に代表される先行研究が存在している。近年ではワシントン大学の情報リテラシープロジェクト (Project Information Literacy: PIL) により、大学生の情報行動について大規模な実態調査が行われ、学生は課題遂行上で「文脈」を獲得できない時に困難を感じるという結果が得られた²⁾。PILはBig Picture context, Language context, Situational context, Information gathering contextという4つの文脈を類型化し、テーマ設定と情報探索の段階に知見を提示したが、執筆の段階の調査は十分ではない。

執筆の段階については、大学生向けにレポートの書き方を扱った多数の書籍において、執筆に必要なスキルが提示されている³⁾。しかしそれらは学生がレポート課題のどこでつまづくかを実証的に示したものではない。

そこで本研究では、テーマ設定、情報探索、執筆というレポート課題解決の全段階について、学生が何を考え、どう行動したか、どこで困難を感じ、何がレポート課題の成功と失敗を左右したのか明らかにすることを目的とする。

2. レポート課題解決に関するインタビュー調査

2014年7月から10月に、一橋大学に在学する

学部生及び大学院生（一橋大学の学士課程を卒業した者）25名を対象に、学部1～2年生の時に取り組んだレポート課題について半構造化インタビューを行った。複数のレポート課題について答えた者も含め、27件の有効回答を得た。回答に基づいて、レポート課題の種類を①文献要約型、②論証型、③仮説検証型の3つに類型化した。文献要約型は指定文献を読んで要約し、考察を加える課題である。論証型はテーマを自由に論じ、調べたことと自分の考えを書く課題である。仮説検証型はテーマについて仮説を立て検証する課題である。

回答27件のうち、文献要約型は9件、論証型は15件、仮説検証型は3件であった。レポートの類型に応じて成功と失敗の評価基準を定め、個々の課題の完成度を成功、失敗、その中間の三段階に分類した。成功例、失敗例に典型的なパターンを抽出し、何が成功と失敗の分岐点となったのかを検証した。

3. レポート課題解決についての調査結果

3.1 文献要約型レポートの解決プロセス

文献要約型レポートの例は9件であり、成功例を4件、中間を3件、失敗例を2件と評価した（表1）。評価の規準として、①文献の要約と②自分なりの考察ができたものを成功例とし、要約はできたが考察が不十分だったものを中間とした。文献が理解できなかったり、自分なりの論点を設定できなかったりして、論理的に考察できていないものを失敗例とした。

表1 文献要約型レポートの成功例と失敗例

	課題	評価	つまずいた点
D	イギリス社会経済史の論文を要約・書評	失敗	文献理解
K	国際政治経済の英文レポートを要約・書評	中間	
V	シュンペーターの著書を読んで要約・書評	中間	
S	アメリカンスポーツの本を読み要約・書評	失敗	論点の設定
R	方言についての文献を読んで要約・書評	中間	
F	社会心理学の文献を読んで「役割」を論じる	成功	理解・論点とも成功
H	冷戦の文献3冊を読みアプローチの長所・短所を論じる	成功	
O-2	英文ニュースのトピックを選び要約・論じる	成功	
Y	律令制度の文献を読み日本法制史に与えた影響を論じる	成功	

3.1.1 文献要約型レポートの失敗例

文献が理解できなかった例として、Dの「イギリス社会経済史についての指定論文を読み、3000字以内で要約と書評を行う」課題を挙げる。Dは論文の専門用語を理解できず、Googleで検索したが納得できる説明は見つからなかった。背景知識不足を感じたDは、関連する本を大学図書館で借り多少の知識を得たが、やはり論文を理解しきれなかった。理解不足のため、何とか要約したが考察で行き詰まり、不十分なレポートになってしまった。

自分なりの論点を設定できなかった例として、Sの「アメリカのスポーツの本を読んで論じる」課題を挙げる。その本は“黒人の身体能力の高さは科学的に立証されたわけではない”と論じていたが、アメリカ留学経験のあるSは“黒人の身体能力はすごい”という主観を繰り返すだけになってしまい、本と論点がずれていて根拠のない考察になったことを自覚していた。

3.1.2 文献要約型レポートの成功例

文献の的確な要約と考察に成功した例としてFを挙げる。社会心理学の題材を選び指定文献を読み、「現実社会的に構成される」ことを考察する課題だった。Fは題材から「役割」を選択し、指定文献のゴフマンの著書を読んだ。文献が難解だったため、この授業の教員がゴフマンを論じた図書を大学図書館で借り、ゴフマンによる「役割」の定義を理解する助けとした。Fはゴフマンの主張と、参考にした教員の主張と、自分の解釈が食い違わないように気を付け

ながら、“役割のどんな面が「社会的に構成される」と言えるのか”に論点を絞って考察した。

この例では、課題で示された「役割」という論点を、他の文献を参照して掘り下げている。他の情報源を参照し、論点を絞って指定文献と比較したことで、批判的な考察が可能になったと言える。

3.2 論証型レポートの解決プロセス

論証型レポートの例は15件であり、成功例を7件、中間を6件、失敗例を2件と評価した(表2)。評価の基準として、①問いを立て、②複数の情報源を調べ、③答えの根拠を論理的に書けたものを成功例とした。①から③のうちどれか1つが不十分だったものを中間とし、2つ以上が不十分だったものを失敗例とした。成功できなかった例として、①的確な問いを立てられなかった例が5件と最も多く、③根拠を論理的に書けなかった例も3件存在した。

3.2.1 論証型レポートの失敗例

課題の意図が理解できず問いを立てられなかった例として、Nの「社会学の授業を受けて自分の知的思考回路がどう変わったかを8000字で書く」という課題を挙げる。Nは授業で興味を持った「教育格差」をテーマに選び、8000字を満たすように、調べたことや考えたことを付け足していった。その結果、様々なトピックに話移って結論が出せなくなり、仕方なく自分の反省と抱負を書いて、作文のような終わらせ方をしてしまった。

表2 論証型レポートの成功例・失敗例

	課題	評価	つまずいた点
N	社会学の授業で自分の思考回路がどう変わったか論じる	失敗	課題の理解
O-3	授業をもとにキャリアデザインのあり方について論じる	失敗	問いの設定
W	弱点を克服した経験を社会心理学的に考察する	中間	問いと答えの 提示
P-1	ハンガリー史について気になったことを論じる	中間	
X	中国のジャーナリズムについて新聞記事を分析し考察	中間	
J	日本の大学の留学生受け入れ政策について調べ、論じる	中間	論理的な文章構成
L	アメーバ経営について調べ、論じる	中間	
O-1	社会の教育不平等について英語のエッセイを作成	中間	
A	身近な地域の国際横断的な活動を論じる	成功	問い・答え・根拠 の提示に成功
C	イギリス文化について好きなテーマで論じる	成功	
G	日本の民法改正の動向を西洋中世法史の観点から論じる	成功	
I	生活保護についてインタビュー調査しレポートを作成	成功	
M	ジェンダーが文化に表れる表象について題材を選び論じる	成功	
P-2	日本語のら抜き言葉について論じる	成功	
Q	映画を1つ選び10分程度のシーンを分析する	成功	

論理的な構成ができなかった例では、問いを立てて根拠となる情報を収集したものの、根拠を整理して執筆することにつまずいていた。論理の飛躍や字数の過不足によって、失敗とまでは言えないが評価が下がってしまっていた。

3.2.2 論証型レポートの成功例

問いを立てて答えと根拠を論理的に示せた成功例はCの「イギリス文化について好きなテーマで論じる」課題である。Cはイギリスの音楽やファッションが好きだったため「1960年代に大衆文化が生まれた背景を考える」という問い

を立て、情報を探した。イギリス文化史の本から、1960年代の大衆文化は都市部で若者を中心に流行したことを把握し、大衆文化が生まれた背景として“都市における若者の人口の増加”と“若者の余暇と収入の増加”があるという問いを立てた。

問いの根拠を探して他の参考文献を読み、兵役が廃止されたという歴史的事実を確認した。続いてインターネットを探し、1960年代のイギリスの人口のデータと、1960年代に若者の可処分所得が増加したという英語論文を入手した。これらの情報を根拠として、問いに答える形でレポートを構成した。

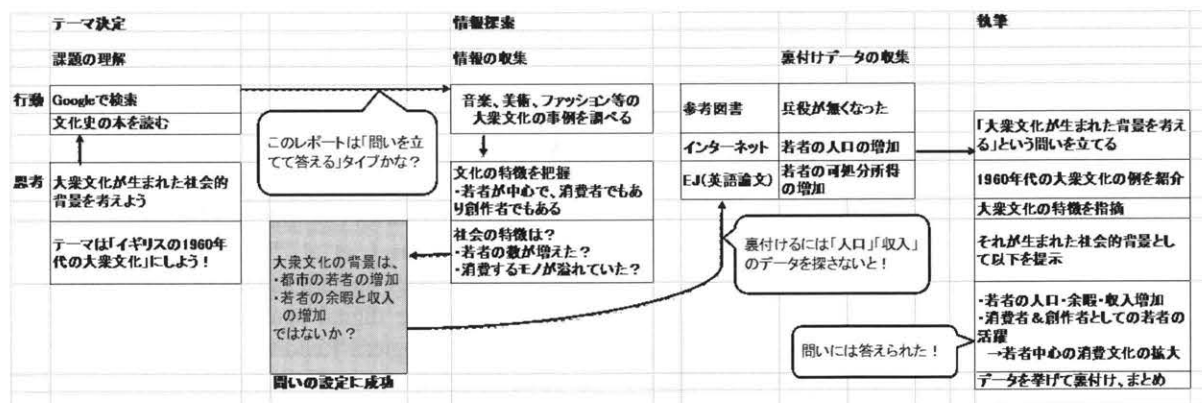


図1 論証型レポート（成功例C）の解決プロセス

表3 仮説検証型レポートの成功例・失敗例

	課題	評価	つまづいた点
E	イノベーションについて仮説を立て検証	失敗	仮説の設定
B	学生生活アンケートの結果から仮説を立て検証	失敗	仮説の検証
U	国際機関の政策から事例を選び仮説を立て検証	成功	仮説の設定・検証とも成功

3.3 仮説検証型レポートの解決プロセス

仮説検証型では、問いを仮説の形にして検証することが求められているが、3件中1件が仮説を立てる段階で失敗し、1件は検証を正しく行えなかった(表3)。

3.3.1 仮説検証型レポートの失敗例

仮説を立てられなかった失敗例はEの「イノベーションについて仮説を立てて検証する」という課題である。イノベーションとは何かが分からなかったため、Googleで検索したニュースや事例をひたすら見て、共通点を探した。共通点から「何かと何かを組み合わせることでイノベーションが生まれる」という仮説を立てたが、検証する方法が分からず、仮説と事例を紹介するだけで終わってしまった。

3.3.2 仮説検証型レポートの成功例

成功例として、Uの「国際機関の政策から事例を選び、仮説を立てて検証する」課題を挙げる。この授業では教員から「事例を決めて「なぜ〇〇はこうなのか」というクエスチョンから仮説を立てて、リサーチを始めて下さい」という指示があった。Uは世界銀行によるボリビアの水資源政策の事例を見つけ、結果的に水をめぐる紛争が起きたという事実を知った。「なぜ世界銀行は水紛争の可能性を見通せなかったのか」という疑問から「世界銀行は構造調整政策を進めることが目的化してしまったのではないか」という仮説を立てた。

Uは根拠となるデータとして、世界銀行のウェブサイトにおける水資源政策と、世界銀行が実施してきた政策モデルの変遷を調べた。一方でボリビアの財政についても調べ、GDPや債務状況等のデータを入手した。仮説とこれらの根拠を提示し、ボリビアでは構造調整政策の効果

が上がりなかったことを立証した。

この例で最も重要な点は、自分で問いを立て、下調べをして、仮説に発展させることができたことである。これは教員の「仮説をどう立てるか」という指導と学生の理解力がうまく噛み合った結果といえる。

4. おわりに

全ての類型において、まずテーマ設定の段階で論点を設定できたかどうか、その後の情報探索および執筆の成否を大きく左右することが明らかになった。「このレポート課題では何が求められているか」を理解できた者は、みな論点の設定に成功できていた。

情報探索の段階では、まずGoogleや図書などの身近な情報源が使用されることが示された。適切な情報を入手できない原因には、多様な情報源を知らないことや、知っていても使いこなす自信がないことが挙げられる。また、論点を設定できなければ「どんな情報が根拠となるか」を導き出すこともできないため、漠然とした下調べに終わってしまう例も示された。

執筆の段階では、せっかく入手した根拠を論理的に構成できず、評価が一段階下がってしまう例があった。成功できなかった例の学生のほとんどが、論理的な文章を書くことの難しさを自覚していた。

参考文献

- (1) Kuhlthau, Carol C. Seeking meaning: a process approach to library and information services, 2nd ed., Libraries Unlimited, 2004, 247p.
- (2) Head, Alison J. et al. "Finding context: what today's college student say about conducting research in the digital age". Project Information Literacy Progress Report. University of Washington's Information School, 2009, 18p.
- (3) 井下千以子. 思考を鍛えるレポート・論文作成法. 第2版, 慶應義塾大学出版会, 2014, 156p.

大学図書館視察委員制度の展開と限界

村上孝弘(筑波大学大学院/龍谷大学図書館)
mkami@ad.ryukoku.ac.jp

抄録

本研究は、大学図書館の管理運営に関連して、大学図書館視察委員制度が与えた意義と限界を、大学史資料や図書館報などの文献から明らかにすることを目的とした。調査の結果、実地視察大学(132大学)の過半数(72校)の大学を特定することができた。また、実地視察を契機とした各大学の内的充実の過程も読み取ることができ、同制度の現代的展開の可能性が示唆された。さらに全国国立大学図書館長会議の議事録から、同制度の成立経緯も明確となった。

1. 研究の背景と目的

本研究は昨年度の本大会で報告した「大学図書館視察委員制度の成立と展開」の継続研究である。昨年度は、実地視察対象大学総数の解明など、制度の概要の把握を中心とした報告を行った。今年度については、引き続き全体像の把握に努めるとともに、本制度が大学図書館の管理運営に及ぼした現象について、具体的解明を行うこととする。

同制度については、視学委員制度を念頭において全国国立大学図書館長会議でその創設が議論されてきたことが、資料から明らかとなった。大学図書館の管理運営に関連して、行政指導が与えた意義とその限界について、当時の議論をもとに検討していくことは、現代の大学図書館の管理運営を検討していく上で、重要な示唆を得ることが出来る。

2. 大学図書館視察委員制度の展開

2.1 実地視察対象大学の把握

大学図書館視察委員制度の展開については、国立公文書館の一連の文書により、制度立ち上げの省内手続きが明らかとなっている。しかし、当該文書は実施初年度である昭和40年度のもののみであり、その後の全体像については、統一的にまとめられた資料は無い。そのため、拙稿(「大学図書館視察委員制度の成立と展開」『第62回日本図書館情報学会 研究大会発表論文

集』所収)においては、『文部省年報』の記載(大学名は記されていない)をもとに、表1のとおり、実施大学総数の把握をおこなった。

表1 大学図書館実地視察数

	年度 (昭和)	実地視察数
『文部省第93年報』	40	15大学
『文部省第94年報』	41	16大学
『文部省第95年報』	42	16大学
『文部省第96年報』	43	16大学
『文部省第97年報』	44	16大学
『文部省第98年報』	45	12大学
『文部省第99年報』	46	12大学
『文部省第100年報』	47	9大学
『文部省第101年報』	48	10大学
『文部省第102年報』	49	10大学

今年度の研究においては、国立公文書館資料をはじめ、各大学の大学史資料(大学図書館史を含む)、大学月報、図書委員会等の記録等における実地視察の記載を調査し、その結果、表2のとおり、72校の調査対象大学を確定することが出来た。大学図書館視察委員制度は10年間で132大学を視察しており、半数を超える調査大学が明らかとなったことになる。また調査の結果、各文書における同制度の記述は、制度前半期(昭和44年度まで)に集中していることも窺えた。制度に対する期待と認識は前半期において高かったといえよう。

表2 大学図書館実地視察対象大学

年度 (昭和)	国立	公立	私立
40	福島 神戸 電気通信 九州 東京教育 東京工業	福島県立医科 神戸市外国語	東北学院 関西学院 明治・教養部 福岡 西南学院 日本女子 立教
41	岐阜 横浜国立 福井 一橋		
42	茨城 東京医科歯科 東京農工 東京水産 山梨 京都教育 大阪教育 奈良教育 奈良女子 鳥取 島根 山口		学習院 同志社 立命館 桃山学院
43	北海道教育 小樽商科 群馬 埼玉 東京芸術 お茶の水女子 大阪外国語	札幌医科 横浜市立 大阪府立	北海学園 青山学院 国学院 鶴見女子 関西 帝塚山
44	岩手 千葉 東京商船 静岡 京都工芸繊維	名古屋市立 京都市立芸術	奥州 東北工業 宮城学院女子 流通経済 専修 東京経済 立正 中部工業 大谷
46			東洋
47	三重大学		

48	鹿児島大学		京都産業 名城
計	36	7	29

2.2 実地視察の概要とその対応

前述のとおり、昭和40年度に設置された文部省情報学術局大学図書館課の作成した一連の起案文書が国立公文書館に公開されており、大学図書館視察委員制度の導入年度の経緯が明らかとなっている。そのうち、「大学図書館の実地視察について」(昭和40年10月25日。文大情第440号)には、「視察事項の概要」として表3の記載があり、内容は図書館の基本的な分掌事項についての包括的な内容となっている。また、同文書では、「なお、その際には大学長、理事長、大学図書館長ならびに図書行政(図書館行政)の政策を決定する委員会の代表者等の出席を希望します。」との表現も付されている。このことは、実地視察の対応については、図書館組織単体ではなく、大学総体としての対応を求めていると解することができる。大学図書館視察委員による実地視察への対応は、大学を挙げての重要事項と捉えられるべきものであったといえよう。

このことを裏付ける資料として、関西大学図書館の「昭和43年度第5回図書委員会議事録」(昭和43年12月5日開催)には、実地視察時の大学側対応者が報告されている。これによれば出席者は、学長、図書館長、教学部長、図書委員代表、理事長、常務理事に加え財務局長、総務局次長、学務局次長、庶務課長、図書課長などであり、図書館関係者に限らず広く大学及び法人の主たる責任者で対応していたことが明らかとなっている。同様の記載は、『東洋大学図書館ニュース』(No.28、1975.4.8)にもあり、対応者として、学長、短大学長、理事長、常務理事(3名)、総務部長、図書館長、分館長、図書委員会運営委員、図書選択委員の出席が記録されている。

表3 視察事項の概要

イ	図書館構成単位(ライブラリーユニット)について
ロ	大学図書館の組織と運営について
ハ	大学図書館の図書行政(図書館行政)の基本方針を策定する機関について
ニ	館長、分館長その他役職にあるものについて

ホ	業務内容と事務組織について
ヘ	参考奉仕業務の体制と利用状況について
ト	施設設備の整備状況について
チ	文献複写業務の現状について
リ	総合目録の整備状況について
ヌ	学外との相互利用および相互協力の状況ならびに学外への図書館の公開度について
ル	その他

『山口大学30年史』には、「昭和42年11月宮地徹大阪大学教授、小倉親雄京都大学助教授及び裏田武夫東京大学助教授の3委員と担当事務官1名の視察を受けた。」(p1291)とあり、附属図書館にはその時の「実地視察資料」の現物が保管されている。同資料は2分冊(その1、その2)からなるものであり、当時の大学側の対応を示す貴重な資料である。以下に明らかに、実地視察の対応に向けては、大学図書館をあげての資料作成が求められていたといえよう。

「実地視察資料(その1)」(全40頁)

- イ. 山口大学の概要
- ロ. 図書館概要
- ハ. 図書館利用案内
- ニ. 図書館建築図面および図書館の学内配置図
- ホ. 図書館統合移転計画

「実地視察資料(その2)」(全56頁)

- I 附属図書館の組織と運営
- II 図書館資料の収集と整理業務
- III 学術情報サービス、参考業務および閲覧業務
- IV 施設設備の整備状況
- V 相互協力
- VI その他

2.3 実地視察後の大学図書館

大学図書館視察委員による実地視察は、先述のように図書館に留まらず大学全体の対応事項であり、また図書館の全般的な運営に関する資料提出を伴うものであった。これらの資料の中には、当然に図書館の将来計画を記載したものもあり、実地視察を契機とした各大学図書館の内発的充実を伴うものであったと思われる。

たとえば、『千葉大学三十年史』によれば、「図書館業務の進展」として昭和44年11月の大学

図書館視察委員による視察を契機とした業務の拡張が年表として記されており、結果として、「昭和46年度より、0.5%の増額が認められ、以後、附属図書館維持運営費は校費の3%となった」(p1099)とされている。

また、『三重大学五十年史』には、1972年11月7日に実施された大学図書館実地視察を「注目すべきこと」(p671)として記述し、視察の結果、「新図書館の建設についても助言を受けている」(p672)とある。

さらに、『名城大学附属図書館の中央図書館建設についての附属図書館運営委員会報告と審議経過(委員会議事要旨 No. 1)』(昭和55年3月)には、「名城大学図書館の改善充実について」と題した昭和49年4月23日付の文部省勧告本文が掲載(p17)されており、改善勧告が中央図書館建設の起因となったことが強調されている。

このように実地視察は、当時の図書館の発展・充実にあたり、学内における重要な契機として認識されていたといえよう。

3. 大学図書館視察委員制度の成立背景

3.1 大学図書館近代化と全国国立大学図書館長会議

大学図書館視察委員制度の成立期は、大学図書館近代化運動の時期と符合するが、同制度の成立背景については、これまで明確にはなっていない。この時期に大学図書館界において指導的役割をはたした団体として全国国立大学図書館館長会議を先ずあげることができる。しかし、『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌(資料集)』(2003)によれば、全国国立大学図書館長会議の大学図書館の近代化へ向けての努力の成果として「文部省における情報図書館課の設置、指定図書制度、大学設置基準の改定、国家公務員採用試験の図書館学区分の実施、学術会議や国立大学協会における大学図書館改善についての検討などが上げられる」(p4)とあり、同会議が大学図書館視察委員制度の成立に与えた影響についての認識は示されていない。これは、同会議が文部省に対して昭和32年度からおこなっていた要望事項の中に「大学図書館視察委員」という表現が見いだされないからかもしれない。

3.2 全国国立大学図書館長会議議事要録から

しかし、同会議の総会分科会の協議題一覧には昭和 39 年度の 5 として「大学図書館の実態を把握し適切な指導助言を行なう為の図書館視察員の派遣について」というタイトルがある。この内容については、『第 11 次全国国立大学図書館長会議議事要録』（昭和 39 年 10 月）に記載されているが、「館長会議としては初めての提出事項だが、委員会会議では幾度か討議されてきたことである。」との記載がある。このことを裏付けるように『第 10 次全国国立大学図書館長会議議事要録』（昭和 38 年 10 月）には、文部省（説田主任官）の発言として「昨年度の要望事項を考慮して、来年度は次に述べるような予算を要求している。」とあり「大学図書館視察員の設置」が明言されている。

このことから、大学図書館視察委員については、同会議等において少なくとも昭和 37 年度には議論が開始されていたといえよう。また視察委員のモデルが、既に存在していた「視学委員」であることは明らかであるが、その性格をめぐっては、「大学自治という点で問題がないでもない。」との認識が示され、「いかなる型のものが大学図書館の運営に望ましいかをよく検討してみてはどうか」と国立大学協会との協議も示唆されている。このような事実経過から、大学図書館視察委員制度の成立は、文部省による上意下達的なものではなく、全国国立大学図書館長会議に代表される大学図書館界との合意による形成であることが明らかとなったといえよう。

4. 大学図書館視察委員制度の現代的展開

4.1 大学図書館視察委員制度の限界

大学図書館視察委員制度が実体化された昭和 40 年代においては、設置認可後の大学の質保証については、視学委員制度が質保証のシステムとして作用していた。視学委員は、学問分野別に任命されており、完成年度以降の大学のアフターケアに大きな役割を果たした。それと同様に大学図書館視察委員制度も、実地視察をとおして、大学図書館の管理・運営の改革に様々な影響を与えたのである。当時の質保証は、国（大学図書館視察委員）からの評価を受けることで完結したのである。

しかし、その後、日本の大学の質保証システムは、設置基準の大綱化を経て、大きくその仕組みを変更していくこととなる。評価における国の役割は小さくなり、自己点検・評価が重視される。また大学を取り巻く様々なステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）を確立することも求められるようになる。さらに最終的には認証評価制度が導入され、第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制が確立されることになる。大学図書館視察委員は国により任命されており、自主性の意味でも質保証システムを構成する要素としては相応しくない存在となるのである。

4.2 大学図書館視察委員制度の現代的展開

それでは、大学図書館視察委員制度は、現代の質保証システムとしては、もはや機能することはないのであろうか。大学図書館視察委員制度は、大学内だけでは解決できない大学図書館の内部課題の解決のため、国（大学図書館視察委員）による適切な助言・指導を行なうことを目的としていたものである。いわゆる「非権力的行政」の作用であり、命令や強制を伴わないものである。またその指導も直接的な財政措置を伴うものではなく（このことが大学図書館視察委員制度の最大の限界ともいえるが）、助言・指導を受けた各大学の自律的な改善を期待していたはずである。そうであるならば、大学図書館視察委員制度は、国の関与が多少あるとしても自己点検・評価を阻害するものではなく、むしろそれを支援する制度であるはずである。「事前規制から事後チェック」への流れのもと、大学の設置認可申請を急速に緩和しすぎたことへの再考がこのところ論じられるようになってきた。大学図書館視察委員制度が再び質保証システムの一つとして機能する可能性の存在は否定できないといえよう。

参考文献（主な引用文献は文中に記載している）

- 1) 文部省 (1974) 大学図書館改善協議会『大学図書館改善協議会報告』文部省大学学術局情報図書館課
- 2) 伊藤四十二 (1966) 「大学図書館の使命」『会報/国立大学協会』国立大学協会、第 32 号、pp1-9
- 3) 林透 (2008) 「日本の高等教育における視学委員制度—制度的沿革と機能を中心に—」『大学教育学会誌』第 30 巻第 1 号、p80-89

北米の研究大学図書館が実施する

学士課程学生による研究に対する支援の実態調査

新見慎子[†]

[†] 東京大学農学生命科学図書館

niimi@lib.a.u-tokyo.ac.jp

抄録

本研究の目的は、北米の研究大学図書館が実施する「学士課程学生による研究」を支援するためのサービスの実態を明らかにすることである。調査方法は質問紙調査とした。2014年10月から2015年3月にかけて、アメリカとカナダの研究大学図書館133館に調査依頼を行い、30館より回答があった（回収率22.5%）。調査結果より、「学士課程学生による研究」を支援するためのサービスの実施状況とその内容、教員や他部署との協働等についての一端が明らかになった。

1. 背景と目的

高等教育において、アメリカの大学で生じた「学士課程学生による研究（undergraduate research）」¹⁾という概念とそれを実現するための取り組みが注目されており、関連研究も行われるようになってきている²⁾。「学士課程学生による研究」とは、授業の内外において学生が様々な形態によって取り組む研究や探究のための活動とそれを通じた学習を示す概念であり、高等教育改革の手段としての性格を持っている。

「学士課程学生による研究」の定義は、研究者によって様々な見解があり、一様であるとは言えない。しかし、Huら³⁾も指摘しているように、学士課程学生研究協議会による定義が、最も包括的な定義であるといえる。学士課程学生研究協議会では、「学士課程学生による研究」を、“学士課程学生によって実施され、専門分野に対して独自の知的もしくは創造的な貢献をする探究や調査”⁴⁾と定義している。また、HealeyとJenkins⁵⁾は、「学士課程学生による研究」を、1)最新の研究内容の学習、2)研究方法や技術の習得、3)研究内容に関する討論、4)研究活動や探究的学習への参加、という4つの類型に分類し説明している。

大学図書館においても、「学士課程学生による研究」を支援するサービスに関心がもたれるようになってきている^{6),7)}。さらに、学士課程学生研究協議会の文書でも、図書館の資料・資源やサービスの重要性が言及されている⁸⁾。しかし、

Hensleyら⁹⁾も指摘しているように、「学士課程学生による研究」を支援するための大学図書館のサービスについて、その全体像を明らかにする研究はまだ少ない。

2014年に著者¹⁰⁾は、アメリカの大学図書館が実施する「学士課程学生による研究」を支援するための取り組みについて文献調査を行い、その全体像を整理することを試みた。その結果、大学図書館では、①学士課程学生による研究を促進する授業、②オナーズ・プログラムまたはオナーズ学生、③学士課程学生研究プログラム、④学士課程学生による研究成果の発表会、⑤学士課程学生の研究論文誌、⑥図書館資源を活用した学士課程学生による研究成果の表彰への支援・関与が行われていることが分かった。

本研究では、上記の結果を踏まえ、「学士課程学生による研究」を支援するためのサービスの実態を明らかにすることを試みた。

2. 方法

質問紙調査を実施した。質問紙はウェブフォーム形式とした。質問項目は、上記6類型のサービスの実施の有無と詳細、教員や他部署との協働の有無、評価の実施の有無、人口統計学的項目とし、選択肢または自由記述での回答を求めた。このうち、サービスの実施の有無、評価の実施の有無、大学名、回答者の職位に関する9問を必須回答とした。全質問を掲載した「通常版」（必須9問・任意39問）と「簡易版」（必

須 9 問・任意 2 問) の 2 種類の質問紙を用意し、回答者が選択できるようにした。

調査対象は、アメリカとカナダの研究大学図書館を対象とした。具体的には、研究図書館協会 (ARL) に所属している大学図書館 115 館、ARL 非加盟だが OCLC Research Library Partnership のメンバーである大学図書館 18 館の合計 133 館とした。調査依頼は、各大学の図書館員に対してメールにて行った。依頼の際には、他の同僚図書館員への転送可、大学名を明記していれば同一大学における複数回答可であることも伝えた。

調査依頼と質問紙の回収は、①2014 年 10 月から 12 月、②2015 年 3 月に行った。

3. 結果

3.1 回答数と回収率

133 館中 30 館より回答があった。回収率は 22.5%であった。「通常版」による回答は 25 館、「簡易版」による回答は 5 館であった。大学名が明記してあった回答は、24 館 (通常版 19 館・簡易版 5 館) であった。また、無記名であっても、他の回答欄の記述から大学名が確実に判明したところが 3 館ある。その他の回答も大学名を類推できた。なお、1 館より複数回答があったため、集計時に統合した。

3.2 調査結果

回答館における 6 類型のサービスの実施状況は、表 1 の通りである。以下、各サービスの回答結果についてまとめる。

3.2.1 学士課程学生による研究を促進する授業に対する支援

授業改善の一環として、学士課程教育の授業に研究を導入する試みが行われている。このような授業に対する支援は、全ての回答館で実施されていた。「通常版」で回答した 25 館には、対象とするレベルと授業形式、分野についても聞いた。各レベルの実施数は、初年次科目 (25 館)、低学年科目 (24 館)、高学年科目 (23 館)、キャップストーン科目 (21 館) であった。各授業形式の実施数は、講義 (25 館)、ディスカッション (23 館)、セミナー (23 館)、実験 (12 館)、スタジオ (15 館)、個人研究 (19 館)、その他 (3 館) であった。その他の具体的な回答としては、オンライン授業が上げられていた。各分野の実施数は、自然科学 (22 館)、工学 (20 館)、人文科学 (24 館)、社会科学 (24 館)、芸術 (22 館)、その他 (7 館) であった。その他としては、ヘルスサイエンスやビジネス、ホテル学等が上げられていた。

これらの授業に対する支援として行っているサービスを聞いたところ、授業における情報リテラシー指導 (25 館)、オンラインでのリサーチ・ガイドや主題別ガイド (24 館)、学生に対する 1 対 1 での指導 (24 館)、シラバスや授業設計の相談受付 (18 館)、授業で課す課題についての教員への助言 (20 館)、図書館資源を利用させる課題「library research assignments」の作成 (22 館)、その他 (5 館) という結果であった。

表 1 回答館における 6 類型のサービスの実施状況

類型		実施	未実施	無回答
①	学士課程学生による研究を促進する授業に対する支援	30	0	0
②	オナーズ・プログラムまたはオナーズ学生に対する支援	28	1	1
③	学士課程学生研究プログラムに対する支援	19	9	2
④	学士課程学生による研究成果の発表会への関与	16	10	4
⑤	学士課程学生の研究論文誌への関与	9	17	4
⑥	図書館資源を活用した学士課程学生による研究成果の表彰制度の設置	14	13	3

(N=30)

上記サービスを実施するにあたっての協働の有無についても聞いたところ、教員との協働は 22 館、「学士課程学生による研究」を担当する部署等の他部署との協働は 14 館で実施しているという回答があった。

3.2.2 オナーズ・プログラムまたはオナーズ学生に対する支援

オナーズ・プログラムとは、最終年次の希望者による論文執筆プログラムや、より高度な学びを希望する学生に対する特別な教育プログラムの提供などによって、卒業時に優等学位を与えるものである。このオナーズ・プログラムまたはプログラムに参加するオナーズ学生に対する支援は、28 館で実施されていた。なお、未実施と回答した 1 館では、オナーズ・プログラムは存在しないが、全学生に対して論文執筆または研究プロジェクトに取り組むことを必須としており、これらがオナーズ・プログラムと同等の位置づけとなっているという補足説明があった。そのため、実質的には 29 館で実施されていると考えられるだろう。

「通常版」で実施と回答した 22 館に対してサービスに関する詳細を聞いたところ、オナーズ・プログラム担当のリエゾン・ライブラリアンの配置、図書館内にオナーズ・プログラム用のスペースを設置、オナーズ論文の機関リポジトリへの搭載といった回答があった。一方、オナーズ・プログラムまたはオナーズ学生に対して特別プログラムのような形でのサービスは実施していないが、他の授業・学生と同等のサービスを実施しているという回答もあった。教員との協働は 18 館、オナーズ・プログラム担当部署等との協働は 8 館で実施しているという回答があった。

3.2.3 学士課程学生研究プログラムに対する支援

希望者がメンター役の教員による研究指導のもとで研究を行う制度である、学士課程学生研究プログラムに対する支援は、19 館で実施されていた。「通常版」で実施と回答した 14 館に対してサービスに関する詳細を聞いたところ、「学士課程学生による研究」を担当する部署を支援するリエゾン・ライブラリアンの配置、「学士課程学生による研究」に関する委員会への図書館員の参加、他部署が管轄するピ

ア・アドバイザーのための場所の提供、ワークショップの開催といった回答があった。教員との協働は 7 館、他部署との協働は 11 館で実施しているという回答があった。

3.2.4 研究成果の発表会への関与

学士課程学生が研究成果を披露する場として発表会が開催されており、そこではポスターセッションやプレゼンテーション、パフォーミングアーツの実演などが行われている。このような研究成果の発表会への関与は 16 館で実施されていた。また、発表会自体への関与はしていないが、発表会に参加する学生に対する支援は行っているという回答が 6 館あった。

「通常版」で実施と回答した 12 館に対してサービスに関する詳細を聞いたところ、図書館員が発表会に評価者として参加、館内を展示スペースとして提供、成果物の機関リポジトリへの搭載、発表会に参加する学生を対象としたプレゼンテーションやポスター作製の助言・ワークショップ開催、ポスター印刷サービスといった回答があった。教員との協働は 7 館、他部署との協働は 6 館で実施しているという回答があった。

3.2.5 研究論文誌への関与

学士課程学生による研究論文を掲載する雑誌への関与は、9 館で行われていた。この学士課程学生の研究論文誌への関与は、大学図書館によるオープンアクセス誌刊行¹⁾という動向の中に位置づけることができるだろう。「通常版」で実施と回答した 7 館に対して詳細を聞いたところ、自館のオープンアクセス誌のプラットフォームから学士課程学生の研究論文誌も刊行しているという回答があった。また、研究論文誌への関与は行っていないが、学士課程学生研究成果物を機関リポジトリに搭載しているところもあった。

3.2.6 研究成果の表彰制度の設置

授業や教育プログラムにおいて学士課程学生が図書館資源を活用しながら取り組んだ研究を表彰する制度は、14 館で設置されていた。その他、現在検討中という回答が 1 館、以前は設置していたが廃止したという回答が 1 館よりあった。

「通常版」で実施と回答した 10 館からは、教員との協働は 6 館、他部署との協働は 4 館

で実施しているという回答があった。協働の内容に関しては、賞の評価委員会に教員が参加、研究成果発表会の一環として図書館による賞を開催、「学士課程学生による研究」を促進する授業内での賞への応募の働きかけといった回答があった。

3.2.7 評価の実施

上記の 6 類型のサービスに対する評価の実施の有無について聞いたところ、12 館で実施しているという回答があった (n=26)。体系的なデータ収集や数値データに基づく評価を行っていた館、逸話的な事例を通した評価は行っていると回答した館、非公式な形での評価のみ行っていると回答した館等があった。なお、評価を行っていないと回答した館の中には、6 類型のサービスに特化した評価は行っていないが、それらを含んだ全体的な図書館サービスの評価は実施しているところも存在すると考えられる。

4. まとめ

6 類型のサービス全ての実施の有無について回答があった 25 館のうち、6 類型全てを実施していたのは 3 館、5 類型の実施は 10 館、4 類型の実施は 6 館、3 類型の実施は 2 館、2 類型の実施は 3 館であった。1 類型の実施は 1 館であったが、ここはオナーズ・プログラムは存在しないが同等のものに対する支援を行っていると回答した館である。そのため、実質的に全回答館では、2 類型以上のサービスが行われていると言える。

回答館の少なさという制約はあるものの、本研究の結果より、北米の研究大学図書館における「学士課程学生による研究」を支援するためのサービスの実態について、その一端を明らかにすることができた。著者は、本研究の継続調査として、北米の研究大学図書館に対する訪問ないしメールによるインタビュー調査も実施している。今後は、これらの調査結果もあわせて、さらなる検討を行っていく予定である。

本研究は、2014 年度三田図書館・情報学会研究助成を受けたものです。

注・引用文献

- (1) 本研究では、undergraduate research を「学士課程学生による研究」と訳している。
- (2) Linn, Marcia C., et al. "Undergraduate research experiences: impacts and opportunities," *Science*. Vol. 347, No. 6222, 2015, 1261757.
- (3) Hu, Shouping, et al. *Reinventing Undergraduate Education: Engaging College Students in Research and Creative Activities*. San Francisco, Jossey-Bass, 2008, p.6.
- (4) "About CUR," Council on Undergraduate Research. http://www.cur.org/about_cur/, (accessed 2015-09-14). 日本語訳は、中井俊樹「学士課程の学生に研究体験は必要か: 国際的動向と論点整理」『名古屋高等教育研究』No.11, 2011, p.176 による。
- (5) Healey, Mick and Jenkins, Alan. *Developing Undergraduate Research and Inquiry*. York, Higher Education Academy, 2009, p.7.
- (6) Stamatoplos, Anthony. "The role of academic libraries in mentored undergraduate research: a model of engagement in the academic community," *College & Research Libraries*. Vol.70, No.3, 2009, p.235-249.
- (7) Daly, Emily. "Engaging undergraduates in research: exploring student's research behavior and rewarding outstanding use of library resources," *Student Engagement and the Academic Library*. Snavely, Loanne, ed. Santa Barbara, Libraries Unlimited, 2012, p.51-61.
- (8) Hensel, Nancy, ed. *Characteristics of Excellence in Undergraduate Research*. Washington D.C., Council on Undergraduate Research, 2012, p.7.
- (9) Hensley, Merinda Kaye, et al. "A survey of library support for formal undergraduate research programs," *College & Research Libraries*. Vol.75, No.4, 2014, p.424.
- (10) 新見慎子「学士課程学生による研究を支援するための大学図書館の取り組み」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集 2014 年』2014, p.19-22.
- (11) Brown, Allison P., ed. *Library Publishing Toolkit*. Geneseo, IDS Project Press, 2013, 381p.

六法全書の参照条文を用いたネットワーク構造の分析

日本国憲法を対象として

吉元涼介 (s1530536@tsukuba.ac.jp) *, 瀧澤啓太**, 宮田玲**, 芳鐘冬樹****, 鈴木崇史**

*筑波大学大学院図書館情報メディア研究科, **東洋大学社会学部

東京大学大学院教育学研究科, *筑波大学図書館情報メディア系

本研究では、憲法の条文間の構造についてネットワーク分析を行う。具体的には、六法全書を用いて憲法を対象に、各条文に付記されている参照条文に基づいて、条文間の構造をネットワーク分析の中心性指標を用いて示す。本研究の目的は、憲法の条文間のネットワーク構造を明らかにすることであり、条文間のネットワーク構造を示すことで、法学者らの学習・研究に貢献することを目指す。結果として、中心性の高い条文が互いに関係を持つ構造であることが示された。さらに参照条文を多く持つ条文は他の条文からも参照されていることが示された。

1. はじめに

日本国憲法¹は国法秩序における最高法規であり、下位の法を規定する効力を持つ重要なものである(芦部, 2011)。1947年に施行されて以来一度も改正されたことはない。しかし、憲法改正の議論は近年ますます盛んになっており、その前提として憲法の十分な理解が重要な課題となっている。

近年の電子テキスト処理技術の向上に伴い、法情報学の分野で、法的推論のモデリングや法律オントロジーの構築などが行われきている

(田中ら, 2013; 指宿, 2010)。一方、法律作成や法律の検索における支援システムが求められており(島津, 2011)、条文間ネットワーク構造を含む、条文の情報学的分析は重要性を増している。

このような背景のもと、本研究では、憲法を対象に、有斐閣の平成26年版六法全書²(井

上ら, 2014)を用いて、各条文に付記されている参照条文に基づき、条文間のネットワーク構造を明らかにする。このことによって、法学者らの学習・研究に貢献することを目指す。また、この分析方法は、他の法令、さらには各々異なる法令間(たとえば憲法と民法の関係)にも適用可能であり、法情報学分野の研究に広く貢献する。以下、2節では関連研究を概観し、3節では分析枠組みや手法、データを示し、4節では結果を議論し、5節で全体を総括する。

2. 関連研究

ネットワーク分析は、様々な領域で用いられており、分析対象の関係性を可視化するのに有用である(鈴木, 2009; 吉見, 2014; 野口, 2012)。法律文を対象とした研究も近年増えており、日本国憲法のネットワーク構造を分析した研究も存在する(吉澤・三宅, 2012)。法律作成や法律の検索における支援システム等も求められ、今後さらに、条文間の関係が注目される。本研究では、憲法の条文に付記された参照条文をもとに中心性指標を用いて分析を行う。

¹ 以下、断りなく「憲法」という場合は「日本国憲法」を指すこととする。

² 以下、断りなく「六法全書」という場合は、有斐閣の平成26年度版を指すこととする。

www.yuhikaku.co.jp/six_laws/how_to#3-3-c4
(参照 2015-07-16)。

3. 分析手法

本研究では、六法全書の中の憲法に着目して分析を行った。六法全書において、憲法の各条文は、「条数」「条文見出し」「条文」「参照条文」で構成されている。本研究で着目する参照条文とは、各条文の末尾に付された関連条文への参照情報である。これは、六法全書の編集委員が条文の解釈や運用に役立つように付与したもので、法令自体にもともと付与されている情報ではないが、条文間の参照関係を分析する上では有用な手がかりとなる。また参照条文は、法令をまたいで付与されるものであるが、本研究では憲法条文同士の参照関係のみを取り出すことにする。

憲法は、前文と 103 条文で構成される。憲法には、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を基本原理があり（芦部, 2011）、これらは第一条、第三章（第一〇条から第四〇条）、第九条でそれぞれ具体化されている。本研究では、3 つの基本原理を具現化したこれらの条文が憲法において中心的な位置づけにあるという仮説を立てる。

本研究では、六法全書を使用し、憲法の各条文の参照条文を手作業で抽出し、憲法の条文への参照のみを選定した。これを憲法全条文について行った結果、331 の憲法内部の条文間の参照関係を抽出できた。この参照関係を有向エッジに変換し、各種指標を算出する。

本研究では、ノード数、エッジ数、入出次数、平均距離、相互性、中心性指標をもとに分析を行う。中心性指標には、近接中心性・次数中心性・PageRank・媒介中心性・ボナチッチのパワー中心性を用いる（cf. 鈴木, 2009）。

4. 結果と考察

表 1 は、ノード数・エッジ数・平均距離・密度・相互性の値を表にしたもので、憲法内部の基本的なネットワーク構造の特徴を表す。相互性の値が約 0.47 である。これは、有向グラフで、相互にエッジが張られている参照関係が、全参照関係の中で約半分を占めていることを示しており、比較的高い値だといえる。

図 1 は、条文をノードとし、参照関係を有向エッジとして憲法内部のネットワーク構造をグラフ化したものである（ノード内の数字は憲法条数を指す）。図 1 は、96 個のノードと、331 本のエッジから構成されており、視覚的には 2 つの大きな塊が見て取れる。

また、表 2 は、近接中心性・次数中心性・PageRank・媒介中心性・ボナチッチのパワー中心性の値を表にしたものである³。近接中心性・次数中心性では憲法第八二条が、PageRank では憲法第七条が、媒介中心性では憲法第七六条が、ボナチッチのパワー中心性では憲法第一三条が最も高い値を示している。そして、憲法第四一条・第六五条・第八二条は近接中心性・次数中心性・媒介中心性で、憲法第七条・第五九条・第七三条・第七六条は近接中心性・次数中心性・PageRank・媒介中心性でそれぞれ高い値を示している。それぞれ、憲法第四一条は「国会の地位・立法権」、憲法第六五条は「行政権」、憲法第八二条は「裁判の公開」、憲法第七条は「天皇の国事行為」、第五九条は「法律案の議決、衆議院の優越」、憲法第七三条は「内閣の

³ なお表においては、便宜上、日本国憲法前文を憲 0、日本国憲法第一条を憲 1 のように変換して表記する。

職務」，憲法第七六条は「司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立」となっている。また，憲法第八二条は，条文上に「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」と書かれ，憲法第三章である憲法第一〇条から憲法第四〇条にエッジを持っている。すなわち，第八二条は，出次数が44で，入次数が4であり，他の入・出次数の差が10以下であるのに比べて圧倒的に差が大きい。さらに，近接中心性・次数中心性・媒介中心性で高い値を示している。ボナチッチのパワー中心性を除くと，上位に入る条文は似通っている。ボナチッチのパワー中心性は隣接する中心性が高いほど低い値を示すので，憲法においては，参照条文を多く持つ条文は他の条文からも参照されていることが分かる。加えて，相互性が高いことから，中心性の高い条文が互いに関係を持つネットワークとなつてゐるということが推察される。

5. おわりに

本研究では，六法全書を用いて，憲法条文に付記される参照条文をもとにネットワーク分析の手法を使うことで，憲法内部の条文の参照関係を明らかにすることを目指した。

憲法において，参照条文を多く持つ条文は他の条文からも参照されていることが分かった。加えて，相互性が高いことから，中心性の高い条文が互いにエッジを持つネットワークとなつてゐることが示された。

本研究では「基本的人権の尊重」，「国民主権」に関する条文が多くの条文と参照関係を持つことが示された。一方で，「平和主義」を具

体化した憲法第九条は，中心的な位置にはなかつた。

今後は分析対象を民法や刑法など他の各法令に適用し枠組みの有効性を検証した上で，法令間のネットワーク関係にまで拡張することを予定している。また本研究では条文を最小単位として分析を進めたが，項や号まで粒度を上げて関係を抽出・分析することが求められる。さらに参照条文に類する情報は，他の出版社による六法全書にも付与されているため，複数の出版社の六法全書を比較・検討することで，本研究の結果を相対的に検証できるだけでなく，六法全書の評価の観点からも有用な知見を提示できるだろう。

文 献

- 芦部信喜 (2011) 憲法 第五版，岩波書店，東京。
- 井上正仁，能見善久 編 (2014) 六法全書 平成26年版，有斐閣，東京。
- 野口寛樹 (2012) 探索的定量研究に基づいたミッションの理解:定款のテキストマイニングから，ノンプロフィット・レビュー 12(1), 21-33.
- 指宿信 (2010) 法情報学の世界，第一法規株式会社，東京。
- 島津明 (2011) 法令工学: 安心な社会システム設計のための方法論: 法令文書の解析を中心に，電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ Fundamentals Review 5(4), 320-328.
- 鈴木努 (2009) ネットワーク分析『Rで学ぶデータサイエンス 8』金明哲編，共立出版，東京。

田中規久雄・川添一郎・成田一 (1993) 法律条文の標準構造: 自然言語による法知識処理をめざして, 自然言語処理研究会報告 93(79), 79-86.

吉見憲二 (2014) IT 戦略本部における「情報セキュリティ」議論に関する研究, 研究報告

セキュリティ心理学とトラスト 12(11), 1-4.

吉澤康介・三宅修平 (2012) 複雑ネットワーク分析ツールを用いた日本語文章の視覚化, 数理解析研究所講究録第 1780 巻, 111-118.

表 1 基礎統計

ノード	エッジ	平均距離	密度
96	331	3.751	0.036

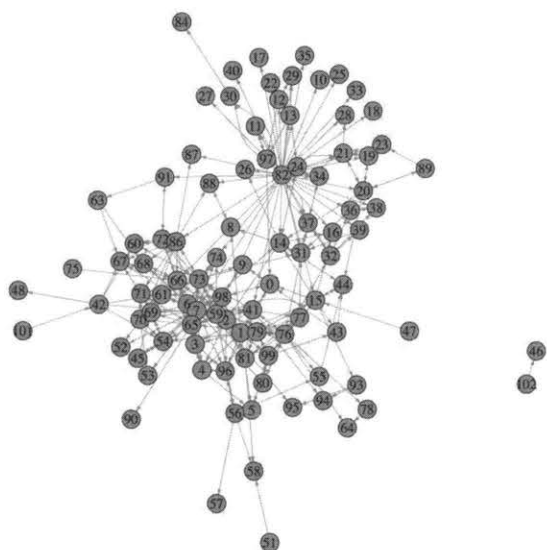


図 1 憲法のネットワーク構造

表 2 中心性上位条文

順位	近接中心性	次数中心性
1	憲82	48.000
2	憲101	38.000
3	憲42	22.000
4	憲76	21.000
5	憲37	19.000
6	憲21	18.000
7	憲11	15.000
8	憲34	15.000
9	憲79	14.000
10	憲7	13.000
11	憲41	13.000
12	憲65	13.000
13	憲32	12.000
14	憲80	12.000
15	憲73	12.000
16	憲47	11.000
17	憲20	11.000
18	憲59	10.000
19	憲15	10.000
20	憲75	10.000

順位	PageRank	媒介中心性
1	憲7	1901.499
2	憲66	1776.560
3	憲8	1691.975
4	憲77	1136.195
5	憲88	723.350
6	憲73	702.082
7	憲98	624.745
8	憲31	556.024
9	憲0	446.099
10	憲69	433.295
11	憲76	419.269
12	憲6	385.793
13	憲59	383.293
14	憲54	265.527
15	憲70	258.061
16	憲14	254.372
17	憲72	253.169
18	憲68	240.176
19	憲67	238.790
20	憲9	230.308

順位	パワー中心性
1 憲13	0.346
2 憲12	0.303
3 憲21	0.295
4 憲19	0.289
5 憲22	0.228
6 憲23	0.215
7 憲20	0.203
8 憲89	0.181
9 憲36	0.113
10 憲37	0.107
11 憲93	0.098
12 憲38	0.072
13 憲8	0.061
14 憲88	0.061
15 憲39	0.049
16 憲30	0.049
17 憲51	0.049
18 憲78	0.049
19 憲102	0.049
20 憲34	0.028

非ローマ字言語圏の表記に対応した著者名典拠データフォーマットの開発

木村麻衣子 (学習院女子大学非常勤講師)

mayizia8@gmail.com

世界的な標準となっている典拠データモデルである典拠データの機能要件(Functional Requirements for Authority Data: FRAD)は非ローマ字言語圏の表記システムの多様性を十分に考慮していない。本研究では、発表者がこれまでに提案した著者名典拠データモデル(FRAD 拡張モデル)を実際の典拠データに適用するための典拠データフォーマットを、MARC21 Format for Authority Dataの修正およびRDF/XMLという2つの形式で開発し、FRAD 拡張モデルが表現可能であることを確認した。

1. 背景と目的

近年、欧米を中心に典拠データの国際的な共有が始まっており、バーチャル国際典拠ファイル(VIAF)がその好例である。しかし、表記の多様性があるため、日本など非ローマ字言語圏の典拠データは他国との相互運用が難しく、VIAF 参加機関のうち非ローマ字言語圏の機関は相対的に少ない。現在世界的な標準となっている典拠データモデルである FRAD は欧米で開発されたため、非ローマ字言語圏の表記システムの多様性が十分に考慮されていない。著者名典拠データの国際的な相互運用を進めるためには、非ローマ字言語圏の表記の多様性に対応した典拠モデルと典拠フォーマットが必要である。発表者は、FRAD モデルに表記にかかわる関連を追加した著者名典拠データモデル(FRAD 拡張モデル、後述)を既に提案したので、本研究では、この典拠データモデルを実際の典拠データに適用するための典拠データフォーマットを開発することを目的とする。

2. FRAD 拡張モデル

まず、ISO 5127:2001 に定義される「翻字」、「翻音」、「ローマ字化」の概念を使用して、表記の関連を表1のように整理した。一般的に「ローマ字化」とされるものの中には(1)と(2)の2種類があるが、本研究では(2)のみがローマ字化であり、(1)は原語とは別の英語の名称が存在すると考える。

ローマ字化および非ローマ字による翻音では、原語との親子関係が必ず成立するが、非ローマ字による翻字では、簡体字と繁体字など、どちらが親であると必ずしも決定できない場合があるため、親子関係は成立しない。親子関係の有無は、原語とその派生形を組で扱う必要があるかどうかを決めるため、重要である。

表2は、FRAD が定義している表記に関連した属性および関連と、表1をふまえて提案したFRAD 拡張モデルが定義する属性および関連の比較表である。これをFRAD モデルの表記法に則って図示すると図1のようになる。

FRAD は、表記にかかわる属性として、実体「名称」に対し「名称の言語」、「名称の文字」、「名称の翻字法」を設定しているが、拡張モデルでは、翻字は統制形アクセスポイント(CAP)間の代替文字関連(但し、非ローマ字による翻字に限る)として表されるのみとし、翻字法という属性はないものとした。また、「翻字法」という言葉が指すものが曖昧であるため、ISO 5127:2001において定義されている「ローマ字化」という用語を用い、CAPの属性として「ローマ字化法」を新たに定義した。属性「ローマ字化法」を持つCAPは、別のCAPをローマ字化することによってのみ発生し、名称を基礎として直接作成されたCAPはこの属性を持ちえない。よって、新たにCAP間に

表1 表記にかかわる関連

関連の種類		原語との親子関係	例
ローマ字化	(1) 英語圏で流通する英語名	無	孫逸仙 と "Sun, Yat-sen"
	(2) 図書館による強制的なローマ字名	有	孫文 から "Sun, Wen"
非ローマ字による翻字		有	金永蕙 から 김영혜
		無	陈云金 と 陳雲金
非ローマ字による翻音		有	河野明 から コウノアキラ

表2 表記にかかわる属性と関連

	FRADモデル	FRAD拡張モデル
名称の属性	名称の言語 名称の文字 名称の翻字法	名称の言語 名称の文字 (取り消し)
統制形アクセスポイント(CAP)の属性	ベースアクセスポイント(BAP)の言語 目録の言語 BAPの文字 目録の文字 BAPの翻字法 目録の翻字法 (なし) (なし)	ベースアクセスポイント(BAP)の言語 目録の言語 BAPの文字 目録の文字 (取り消し) (取り消し) BAPのローマ字化法* 目録のローマ字化法*
個人の名称間の関連	代替言語関連 翻字関連(その他の異名関連の中の一つ)	代替言語関連 (取り消し)
団体の名称間の関連	代替言語関連 翻字関連(その他の異名関連の中の一つ)	代替言語関連 (取り消し)
CAP間の関連	並列言語関連 代替文字関連 (なし) (なし)	並列言語関連 代替文字関連(非ローマ字による翻字関連) 非ローマ字による翻音関連* ローマ字化関連*

注: 新たに定義した属性、関連には*を付した

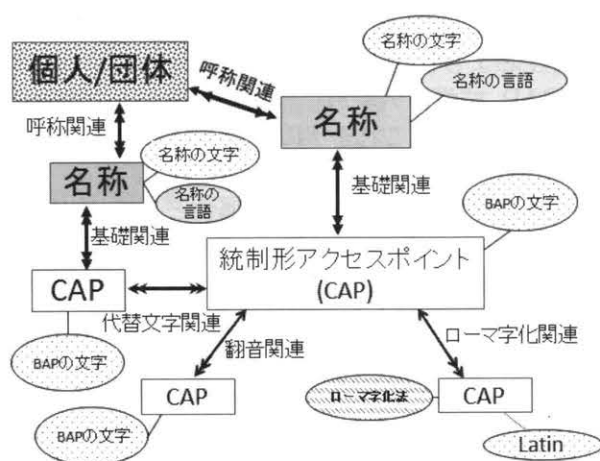


図1 FRAD 拡張モデル

「ローマ字化関連」を定義し、ローマ字化関連によって結ばれた先のCAPのみ、属性「ローマ字化法」を持つようにした。「名称の言語」は、そのままベースアクセスポイント(BAP)の言語となるため、「BAPの言語」という属性は図1には示していないが、存在している。すべてのCAPが「BAPの文字」の属性を持っている。これだけでは、日本語のヨミを表すことができないので、新たに「非ローマ字による翻音関連」をCAP間に定義した。図1中央のCAPと、翻音関連、ローマ字化関連で結ばれる各CAPの間には必ず親子関係が存在し、親子のCAPは組として扱う必要がある。一方、代替文字関連で結ばれるCAP同

士には親子関係が必ずしも存在しないため、親子関係が認められ、かつ組で扱う必要があるかどうかは、個別に判断することとなる。

3. MARC21 Format for Authority Data (MARC21/A) の修正

現行のMARC21/Aが規定している文字識別コードでは各国の言語を区別できない上、中国語、日本語、朝鮮語(以下、CJK)の文字を区別できない。また、FRAD拡張モデルにあるような表記の関連を示すこともできないので、例えばカタカナによる名とヨミとを区別することができない。さらに、ローマ字化法の種類を示すこともできない。そこで、FRAD拡張モデルに対応した、表記のための関連指示コードを表3のように定義した。また、各国語のローマ字化法の網羅的な一覧表がないため、CJKのためのローマ字化法コードを仮に表4のように定義した。そして、サブフィールドコード\$9を新たに定義し、IETF(Internet Engineering Task Force)言語タグ²を使ってまず当該アクセスポイントの言語コードと文字コードを記述し、その後“/”に続けて関連指示コード、さらにそれがローマ字形である場合にはハイフンに続けてローマ字化法コードを記録することで、言語、文字、ローマ字化法およびCAP間の関連を示せるようにした。図2は、日本語の漢字形を典拠形アクセスポイント(AAP)とした場合の村上春樹の典拠レコード例である(インジケータは省略)。

表3 関連指示コード

コード	意味
pt	非ローマ字による翻字/非ローマ字による翻音/ローマ字化関連で結ばれるCAPのうち、派生元のCAP(親)
ro	ローマ字形CAP(子)
tl	非ローマ字による翻字形CAP(子)
ts	非ローマ字による翻音形CAP(子)

表4 CJKのためのローマ字化法コード

言語	ローマ字化法	コード
中国語(標準語)	漢語ピンイン	pinyin
	ウェード式	wg
日本語	ALA/LCによるヘボン式	lc2012ja
	国立国会図書館によるヘボン式	ndl
	慶應義塾大学によるヘボン式	keio
韓国語	マッキューン=ライシャワー式	mr
	大韓民国文化観光部告示第2000-8号	mct

100	\$6880-01\$9ja-Hani/pt\$村上, 春樹,\$d1949-
400	\$6880-02\$9zh-Hans/pt\$村上春樹,\$d1949-
400	\$6880-03\$9zh-Hant/pt\$村上春樹,\$d1949-
400	\$6880-04\$9ko-Hang/tl\$촌상춘수,\$d1949-
400	\$9ko-Hang \$무라카미 하루키,\$d1949-
880	\$6100-01\$9ja-Kana/ts\$ムラカミ, ハルキ,\$d1949-
880	\$6100-01\$9ja-Latn/ro-lc2012ja\$Murakami, Haruki,\$d1949-
880	\$6400-02\$9zh-Latn/ro-pinyin\$Cunshang, Chunshu,\$d1949-
880	\$6400-03\$9zh-Latn/ro-pinyin\$Cunshang, Chunshu,\$d1949-
880	\$6400-04\$9ko-Hani/pt\$村上春樹, 1949-

図2 日本漢字形をAAPとした典拠レコード例

4. RDF/XML フォーマット

Web NDL Authorities では、典拠データの記述に SKOS, FOAF など複数の語彙が使用されており、ヨミまたは翻字形の表現のために国立国会図書館ダブリングコアメタデータ記述 (DC-NDL2011 年 12 月版) で定義されている dcndl:transcription を使用している。しかし、dcndl:transcription は翻字、翻音、ローマ字化という 3 つの概念を 1 つのプロパティにまとめており、このままでは FRAD 拡張モデルを表現するために充分ではない。そこで、翻字、翻音、ローマ字化をそれぞれ意味する新しい語彙を導入し、ローマ字化法をも表現

できるようにするために、表記のバリエーションを表すクラスである ex:Representation クラスと、ローマ字化法を表すクラスである ex:RomanizationScheme を定義した。次に、ex:Representation クラスのプロパティを表5のように定義した。ex:RomanizationScheme クラスは、表4に挙げたような各ローマ字化法をインスタンスとして持ち、各インスタンスには URI が付与されているものと仮定する。

これらの語彙の導入により、図2の典拠レコードを RDF/XML 形式で記述すると図3のようになる。RDF エディタ MR³を用いて描いた図3の RDF グラフが図4である。RDF グラフには言語と文字が示されていないが、図3に示されるように、リテラルデータは IETF 言語タグを持つことができる。

5. 問題点と今後の課題

修正 MARC21/A と RDF/XML のいずれのフォーマットでも、発表者が提案した FRAD 拡張モデルを表現可能であることが確認された。ただし、修正 MARC21/A では、各タグがサブフィールドコード\$6を1つずつしか持てないため、親子関係のうち親に当たる CAP が異なれば、子に当たる CAP は結果的に複数の全く同じ形でも繰り返して記述することになり、煩雑となる。また、RDF/XML フォーマットでは、xl:prefLabel 中の xl:literalForm を持つアクセスポイントは、親子関係の親に当たることを示すが、必ずしも典拠形アクセスポイントであることを示せない。親ではないアクセスポイントを典拠形とするためには、更に BIBFRAME Authorities 草案⁴に定義される bf:authorizedAccessPoint の採用を検討することになる。さらに、図4に示したように、RDF グラフはローマ字化法を表現するために DC-NDL に比べて階層が一段増えているため、今後より簡素な表現方法を検討する必要がある。いずれのフォーマットでも、ローマ字化法の一覧表を作成する必要があり、RDF を採用する場合には各ローマ字化法を URI で参照できるようにしなければならない。

表5 ex:Representation クラスのプロパティ一覧

項目規則名	プロパティ	最小	最大	値タイプ	値制約	説明
翻字	ex:hasTransliteration	0	-	文字列		非ローマ字言語によって翻字された表記形を持つ
翻音	ex:hasTranscription	0	-	文字列		非ローマ字言語によって翻音された表記形を持つ
ローマ字化	ex:hasRomanization	0	-	構造化	#構造化ローマ字化	ローマ字化された表記形を持つ
	[構造化ローマ字化]					
ローマ字化文字列	ex:hasRomanizedLiteral	0	-	文字列		ローマ字化された表記形の具体的な文字列。ex:hasRomanizationのサブプロパティ
ローマ字化法	ex:hasRomanizationScheme	0	-	参照値	ローマ字化法一覧の値	ローマ字化法。ex:hasRomanizationのサブプロパティ

```

<?xml version="1.0"?>
<rdf:RDF
  xmlns:rdf="http://www.w3.org/1999/02/22-rdf-syntax-ns#"
  xmlns:ex="http://example.com/"
  xmlns:rdfs="http://www.w3.org/2000/01/rdf-schema#"
  xmlns:xl="http://www.w3.org/2008/05/skos-xl#">
  <rdf:Description rdf:about="http://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00104237">
    <xl:prefLabel rdf:parseType="Resource">
      <xl:literalForm xml:lang="ja-Hani">村上, 春樹, 1949-</xl:literalForm>
      <ex:hasTranscription xml:lang="ja-Kana">ムラカミ, ハルキ, 1949-</ex:hasTranscription>
      <ex:hasRomanization rdf:parseType="Resource">
        <ex:hasRomanizedLiteral xml:lang="ja-Latn">Murakami, Haruki, 1949-</ex:hasRomanizedLiteral>
        <ex:hasRomanizationScheme rdf:resource="http://example.com/ic2012ja"/>
      </ex:hasRomanization>
    </xl:prefLabel>
    <xl:altLabel rdf:parseType="Resource">
      <xl:literalForm xml:lang="zh-Hant">村上春樹, 1949-</xl:literalForm>
      <ex:hasRomanization rdf:parseType="Resource">
        <ex:hasRomanizedLiteral xml:lang="zh-Latn">Cunshang, Chunshu, 1949-</ex:hasRomanizedLiteral>
        <ex:hasRomanizationScheme rdf:resource="http://example.com/pinyin"/>
      </ex:hasRomanization>
    </xl:altLabel>
    <xl:altLabel rdf:parseType="Resource">
      <xl:literalForm xml:lang="zh-Hans">村上春树, 1949-</xl:literalForm>
      <ex:hasRomanization rdf:parseType="Resource">
        <ex:hasRomanizedLiteral xml:lang="zh-Latn">Cunshang Chunshu, 1949-</ex:hasRomanizedLiteral>
        <ex:hasRomanizationScheme rdf:resource="http://example.com/pinyin"/>
      </ex:hasRomanization>
    </xl:altLabel>
    <xl:altLabel rdf:parseType="Resource">
      <xl:literalForm xml:lang="ko-Hani">村上春樹, 1949-</xl:literalForm>
      <ex:hasTransliteration xml:lang="ko-Hang">촌상춘수, 1949-</ex:hasTransliteration>
    </xl:altLabel>
    <xl:altLabel rdf:parseType="Resource">
      <xl:literalForm xml:lang="ko-Hang">무라카미 하루키, 1949-</xl:literalForm>
    </xl:altLabel>
  </rdf:Description>
</rdf:RDF>

```

図3 RDF/XML で記述した図2の典拠データ

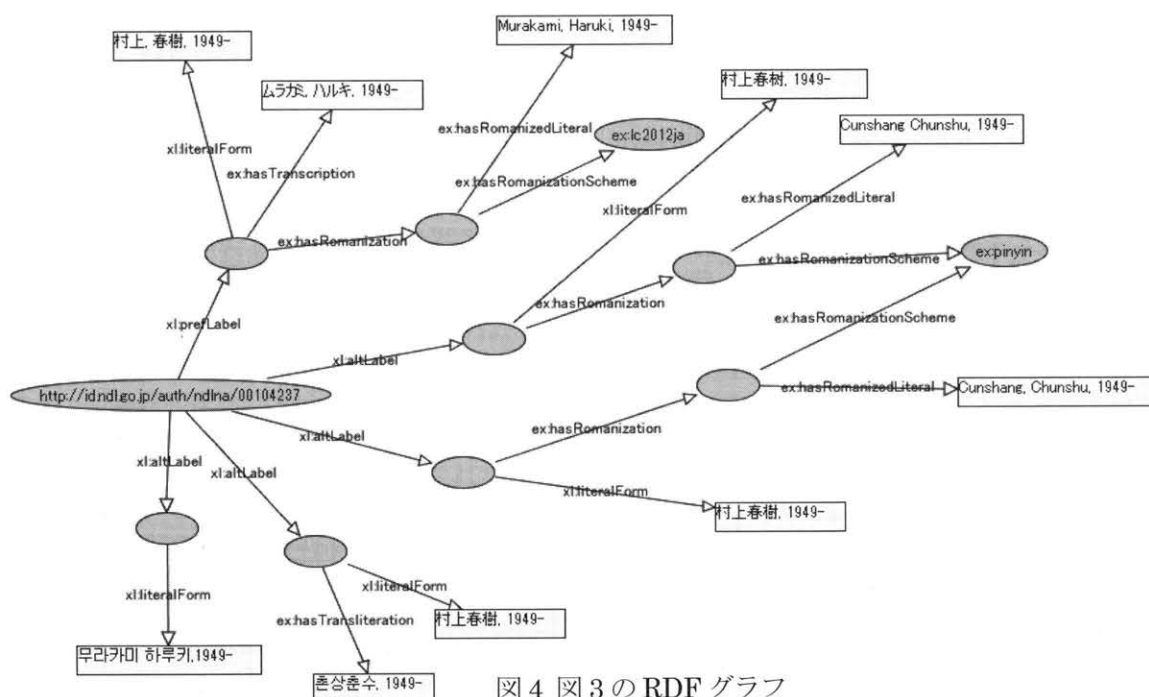


図4 図3のRDFグラフ

引用文献

1. Kimura, Maiko. A modification of the FRAD model for personal names in non-Roman languages. *Journal of Documentation*. 2015, vol. 71, issue 5, p. 938-956.
2. "Tags for identifying languages: RFC5646". IETF Tools. 2009-09. <http://tools.ietf.org/html/rfc5646>, (accessed 2015-09-08).
3. "MR3 プロジェクト". 2015. http://mr3.sourceforge.net/documentation/user_manual/implementation/rdf_editor/?lang=ja, (参照 2015-09-08).
4. "BIBFRAME Authorities: draft specification". 2014-04-28. <http://www.loc.gov/bibframe/docs/bibframe-authorities.html>, (accessed 2015-09-08).

NDLSH における NDC 代表分類記号と書誌レコードの分類記号は どの程度一致するのか

谷 口 祥一[†]

[†] 慶應義塾大学文学部
taniguchi@z2.keio.jp

尾 形 沙 由 美[‡]

[‡] 聖マリアンナ医科大学医学情報センター
gt_sym@marianna-u.ac.jp

[抄録] NDLSH において、件名標目に対して概念上で対応する NDC 新訂 9 版の分類記号が「代表分類記号」として示されている。本研究は、国立国会図書館作成の書誌レコード (1997 年から 2014 年 3 月分まで) に付与された NDLSH 件名標目と NDC 分類記号の組み合わせの中で、代表分類記号が付与されている割合を調査し、その分析を試みた。同様の調査を行った先行研究を踏まえつつ、普通件名と地名件名に分けた集計、分類記号の前方一致を加えた集計、レコード内先頭出現の件名標目に限定した集計など、詳細な集計と分析を行った。

1. はじめに

国立国会図書館件名標目表 (NDLSH) に登録された、ある範囲の件名標目には、概念上で対応する日本十進分類法 (NDC) 新訂 9 版の分類記号が示されている。これらの分類記号は「代表分類記号」と呼ばれている。たとえば、件名標目「メタデータ」は、「014」(資料の収集、整理、保管)と「014.3」(目録法; 記述目録法) という代表分類記号をもつ。

このような個々の件名標目と分類記号の概念間の対応づけと、個別の書誌レコードに付与された件名標目と分類記号の組み合わせとが、実際にどの程度一致するのかは興味深い事柄である。集計結果に表された実態を踏まえた上で、これら 2 種類のデータをさらに有効活用する方策の検討が可能になると考えられる。

実際に書誌レコードに付与された件名標目と分類記号の組み合わせの中で、代表分類記号が付与されている割合を調べた先行研究に、和田らによる研究がある¹⁾。本研究は、彼らの研究を踏まえつつ、そこでは採用されていない、a) 件名標目の種別を普通件名と地名件名に分けた集計、b) レコード内で先頭に出現する件名標目に限定した集計、c) 細目を除去した主標目による照合と集計、d) 分類記号の階層構造に沿った前方一致の追加、e) 一致率の平均として、算術平均に加え、加重平均の適用などを試みる。

2. 普通件名の出現状況と代表分類記号の有無

国立国会図書館が NDC 新訂 9 版を採用した 1997 年以降、2014 年 3 月分までの書誌レコードを J-BISC、JM-BISC から全件取得し、それらのうち NDC9 版の分類記号と NDLSH の件名標目 (MARC フィールド 658: 一般件名標目) の両方をもつレコードを抽出した。抽出した件名標目に対して、Web NDL Authorities

の API を用いて、件名標目の種別 (普通件名、地名件名などの種別) を判別した。

普通件名の出現状況を表 1 に示した。件名標目の異なりの単位を指す「件名単位」、件名標目と分類記号の組み合わせの異なりを指す「件名・分類記号ペア単位」、ペア出現ごとの単位である「ペア出現単位」、件名標目が付与されたレコードの単位を指す「レコード単位」のそれぞれにおいて集計した。

普通件名の異なり数は 78,346、分類記号とのペア異なり数は 202,802 となった。普通件名が出現したレコードにおいては、平均 1.37 個の普通件名によるペアが付与されている。また、件名標目当たり平均 2.59 (SD 5.89) の異なる分類記号と組み合わせられている。件名標目当たりの平均ペア出現回数は 12.91 (SD 69.47)、件名・分類記号のペア当たり平均出現回数は 4.99 (SD 50.38) であった。

表 1 に、件名標目における細目の有無、代表分類記号の有無とのクロス集計結果を併せて示した。件名単位で見た場合、18.4%は細目をもたない、主標目のみからなる件名標目であり、残り 81.6%は細目付き件名 (例:「資料組織化 || 論文集」) であった。それに対して、ペア出現回数で見たときには、66.7%が細目のない件名で、残り 33.3%が細目付き件名となる。つまり、細目をもたない件名は、異なり数では少ないが、数多く付与され出現するという状況を表している。件名・分類記号のペア単位で見たときには、細目の有無は半々である。

代表分類記号をもつ件名標目は全体の 18.3%に当たる 14,345 個あり、残り 81.7%はそれをもたない。また、代表分類記号をもつ件名標目の殆どは細目のない件名であり、逆に代表分類記号をもたない件名標目の殆どは細目付きという実態であった。

3. 書誌レコードの分類記号と代表分類記号との一致の程度

個々の件名標目ごとに、書誌レコードに付与された分類記号と当該件名標目をもつ代表分類記号とを照合し、完全一致、前方一致、もしくは不一致と判定する。複数の代表分類記号をもつ件名標目の場合、いずれかの代表分類記号に合致すれば一致とみなす。また、前方一致は、書誌レコードの分類記号が代表分類記号の下位区分であったときを一致に含めている。

件名単位では、代表分類記号をもつ 14,345 件名のうち、完全一致は 12,098 件名 (84.3%)、前方一致では 12,455 件名 (86.8%) が一致となった (表 2)。件名単位の場合、8 割以上のものが代表分類記号と完全一致または前方一致となる分類記号を少なくとも 1 個以上もつことを示している。件名・分類記号ペア単位では、13.7%が完全一致であり、前方一致に拡張しても 20.7%の一致にとどまった。一致とならないペアが全体の 8 割近く存在するという、代表分類記号以外の多様な分類記号との組み合わせが多数発生している状況にある。ペア出現単位では、56.7%が完全一致、前方一致を含めると 66.7%が一致となり、出現した半数以上の場合において代表分類記号と一致していることが分かる。ペア出現単位における代表分類記号と一致する割合の高さは、NDLSH において個々の件名標目に代表分類記号を割り当てていることの有用性をも示すものと考えられる。たとえ、書誌レコードへの件名標目と分類記号の付与が代表分類記号とは無関係に行われていたとしても、事後的な一致割合の高さは意味あるものであろう。

次に、件名ごとの一致率の平均を求めると、まず算術平均では、完全一致で 54.94、前方一致を加えたとき 60.25 となった (表 3)。ここでは、代表分類記号と一致する分類記号が出現しないという不一致の件名すなわち一致率 0 の件名を加えて計算している。件名・分類記号ペア単位の場合、一致率の算術平均は、完全一致 7.68、前方一致を加えても 8.16 となった。前述したペア単位全体での一致数の低さを反映した値である。

一致率の加重平均を求めると、件名単位の場合、完全一致で 39.92、前方一致を含めて 51.32 となった。ペア単位の場合でも、加重平均はそれぞれ 37.08、47.74 であった。算術平均の場合に比べて大きく値は改善しており、完全一致や前方一致となるペアに出現回数が比較的集中している状況が読み取れる。

1) レコード内先頭出現ペアに限定した場合

複数の件名標目を単一資料に付与する場合、対象資料の主な主題を表す件名標目から順次付与される。そこで、主な主題に相当する件名標目に限定するため、複数の件名標目がフィールド 658 に記録されている場合、その先頭が普通件名であるときのみ当該件名標目を抽出し先の照合を行った (表 2, 3)。

件名単位では 9 割以上が完全一致そして前方一致となり、先頭の件名標目に限定しないときに比べて微増となった。それに対して、ペア単位では対象となるペア数が 32,514 へと大幅に減少し、それに反比例して完全一致が 41.2%、前方一致を含めて 55.5%と、大幅に一致の割合が上昇している。ペア出現単位においても、相当程度に一致の割合が増加している。また、一致数の増加を受けて平均一致率も大きく上昇し、算術平均の場合、件名単位では 76.46 (完全一致)、82.25 (前方一致)、ペア単位では 30.31 (完全一致)、31.79 (前方一致) となった。加重平均についても、その上昇幅は大きい。代表分類記号との一致の程度は総じて高いと結論づけられる。

2) 主標目レベルに統合して照合した場合

細目を除去し主標目のレベルで統合した集計を併せて行った (表 2, 3)。その結果、件名単位、ペア単位、ペア出現単位のいずれにおいても 99%以上が代表分類記号をもつことになり、細目付き件名のままでは除外されていた多数の事例を包含させた形で照合することができ。ただし、細目が付加されたときには主標目とは異なる分類記号が代表分類記号として割り当てられるべきである場合も相当数あることに留意しなければならない。

照合の結果、件名単位での一致数は微増にとどまった。ペア単位では完全一致数、前方一致を含めた一致数は、細目付き件名標目のまま扱ったときに比べ相当数の増加を見せたが、代表分類記号をもつ全体数も増加しており、割合で見たときには顕著な増加とはなっていない。ペア出現単位、レコード単位についても状況は同じである。

平均一致率についても同様な状況にあり、細目付き件名標目のまま扱ったときに比べて、むしろ全体的に低下している。細目付き件名標目は、主標目に割り当てられている代表分類記号とは異なる (かつ前方一致ともならない) 分類記号が付与されている事例も多いことを表している。これより、細目を単純に除去し主標目の代表分類記号をもって細目付き件名標目の

表 1. 普通件名の出現状況

	件名単位		件名・分類記号ペア単位		ペア出現単位		レコード単位	
総数	78,346		202,802		1,011,135		740,196	
細目なし	14,394	(18.4%)	102,683	(50.6%)	674,632	(66.7%)		
細目あり	63,952	(81.6%)	100,119	(49.4%)	336,503	(33.3%)		
代表分類記号あり	14,345	(18.3%)	102,647	(50.6%)	675,642	(66.8%)	516,828	(69.8%)
細目なし	14,323	(18.3%)	102,427	(50.5%)	674,114	(66.7%)		
細目あり	22	(0.0%)	220	(0.1%)	1,528	(0.2%)		
代表分類記号なし	64,001	(81.7%)	100,155	(49.4%)	335,493	(33.2%)	223,368	(30.2%)

表 2. 普通件名における一致数

	件名単位		件名・分類記号ペア単位		ペア出現単位		レコード単位	
代表分類記号あり	14,345	(18.3%)	102,647	(50.6%)	675,642	(66.8%)	516,828	(69.8%)
完全一致数	12,098	(84.3%)	14,088	(13.7%)	383,277	(56.7%)	370,228	(71.6%)
前方一致数	12,455	(86.8%)	21,263	(20.7%)	450,598	(66.7%)	428,447	(82.9%)
不一致数	1,890	(13.2%)	81,384	(79.3%)	225,044	(33.3%)	88,381	(17.1%)
レコード内先頭出現に限定照合	12,887		32,514		458,760		458,760	
完全一致数	11,668	(90.5%)	13,386	(41.2%)	352,664	(76.9%)	352,664	(76.9%)
前方一致数	11,947	(92.7%)	18,050	(55.5%)	404,204	(88.1%)	404,204	(88.1%)
不一致数	940	(7.3%)	14,464	(44.5%)	54,556	(11.9%)	54,556	(11.9%)
主標目レベル照合	14,866		142,526		1,009,048		739,245	
完全一致数	12,636	(85.0%)	14,782	(10.4%)	495,929	(49.1%)	475,005	(64.3%)
前方一致数	13,047	(87.8%)	31,219	(21.9%)	665,325	(65.9%)	622,609	(84.2%)
不一致数	1,819	(12.2%)	111,307	(78.1%)	343,723	(34.1%)	116,636	(15.8%)

表 3. 普通件名における平均一致率

	件名単位		レコード内先頭出現		主標目レベル	
	件名単位	ペア単位	件名単位	ペア単位	件名単位	ペア単位
算術平均						
完全一致	54.94	7.68	76.46	30.31	53.79	5.61
前方一致	60.25	8.16	82.25	31.79	60.35	6.08
加重平均						
完全一致	39.92	37.08	66.81	62.36	33.56	31.19
前方一致	51.32	47.74	82.03	76.82	50.62	47.21

代表分類記号とすることは適切ではないといえよう。

4. 地名件名の出現状況と代表分類記号との一致の程度

141,722 レコードに地名件名が出現し、168,985 回、分類記号とのペアとして出現している (表 4)。レコード平均では 1.19 ペアの出現となる。なお、件名出現単位では 168,982 回の出現であり、ペア単位の出現と変わらない。

件名単位では 18,860 個の異なる地名がこれらレコード群に出現した。そのうち、細目をもたない地名が 20.1%、細目をもつものが 79.9%

であった。また、代表分類記号をもつ地名は 6.0% にすぎず、大多数は代表分類記号をもたない。細目がない地名であっても、そのうち 2,859 個には代表分類記号が示されていない。普通件名以上に、代表分類記号が割り当てられていない状況を表している。

地名による件名標目について、その一致数を表 5 に、一致率の平均を表 6 に示した。普通件名の場合と比べてみると、地名件名については、全体的に一致する割合が低く、前方一致によっても一致数の大幅な増加は見られない。

レコード内で先頭出現した件名標目が地名であるものに限定したときには、代表分類記号

表 4. 地名件名の出現状況

	件名単位		件名・分類記号ペア単位		ペア出現単位		レコード単位	
総数	18,860		38,019		168,985		141,722	
細目なし	3,782	(20.1%)	28,838	(75.9%)	32,891	(19.5%)		
細目あり	15,078	(79.9%)	9,181	(24.1%)	136,094	(80.5%)		
代表分類記号あり	1,124	(6.0%)	4,354	(11.5%)	17,663	(10.5%)	16,499	(11.6%)
細目なし	923	(4.9%)	3,295	(8.7%)	9,063	(5.4%)		
細目あり	201	(1.1%)	1,059	(2.8%)	8,600	(5.1%)		
代表分類記号なし	17,736	(94.0%)	33,665	(88.5%)	151,322	(89.5%)	125,223	(88.4%)

表 5. 地名件名における一致数

	件名単位		件名・分類記号ペア単位		ペア出現単位		レコード単位	
代表分類記号あり	1,124		4,354		17,663		16,499	
完全一致数	613	(54.5%)	625	(14.4%)	7,417	(42.0%)	7,337	(44.5%)
前方一致数	624	(55.5%)	687	(15.8%)	7,665	(43.4%)	7,565	(45.9%)
不一致数	500	(44.5%)	3,667	(84.2%)	9,998	(56.6%)	8,934	(54.1%)
レコード内先頭出現に限定照合	1,002		3,029		13,073		13,073	
完全一致数	577	(57.6%)	587	(19.4%)	6,031	(46.1%)	6,031	(46.1%)
前方一致数	582	(58.1%)	629	(20.8%)	6,237	(47.7%)	6,237	(47.7%)
不一致数	420	(41.9%)	2,400	(79.2%)	6,836	(52.3%)	6,836	(52.3%)
主標目レベル照合	923		9,983		79,936		70,597	
完全一致数	520	(56.3%)	534	(5.3%)	3,881	(4.9%)	3,730	(5.3%)
前方一致数	547	(59.3%)	804	(8.1%)	9,424	(11.8%)	8,869	(12.6%)
不一致数	376	(40.7%)	9,179	(91.9%)	70,512	(88.2%)	61,728	(87.4%)

表 6. 地名件名における平均一致率

	件名単位	ペア単位	レコード内先頭出現		主標目レベル	
			件名単位	ペア単位	件名単位	ペア単位
算術平均						
完全一致	32.45	8.38	38.65	12.79	20.76	1.92
前方一致	33.61	8.52	39.63	12.98	23.96	2.11
加重平均						
完全一致	27.98	27.88	35.54	35.43	1.58	1.55
前方一致	29.56	29.37	37.59	37.38	3.09	2.89

をもつ件名標目数、ペア異なり数、ペア出現回数、いずれも総数としては減少している。それに対して、完全一致、前方一致の占める割合は、限定しない場合よりも、多少とも上昇を見せている。ただし、普通件名の場合のような大幅な上昇ではない。

また、主標目レベルにまとめた上での照合では、代表分類記号をもつ件名標目数は減少し、ペア異なり数とペア出現回数は大きく上昇する。主標目に統合した分だけ、代表分類記号をもつペア異なり数とペア出現数が増加する結果となった。ただし、ペア単位とペア出現単位

における完全一致数、そして前方一致を含めた一致数の割合はともに低い。主標目（地名）に対応づけられた代表分類記号では、細目が付加されたときの分類記号を表しえない、つまり細目（「地名のものと細目」）が付いたときには細目を反映した、異なる分類記号が割り当てられるべきであることを表しているといえよう。

注

1) 和田匡路、川向直樹「件名標目表の代表分類記号と書誌レコードの一致する割合」第 58 回日本図書館情報学会研究大会発表要綱。2010, p.61-64.